附　属　資　料

附　属　資　料

１　証券監視委の組織・事務概要 ･････････････････････････････････････ 143
　１－１　組織及び事務概要 ･････････････････････････････････････ 143
　１－２　証券取引等の監視体制の概念図 ･････････････････････････ 145
　１－３　証券監視委の機能強化 ･････････････････････････････････ 146
　１－４　証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の
　　関係の概念図 ･･･ 147
　１－５　証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移 ･････････ 148
　１－６　機構図 ･･･ 149
　１－７　組織・事務に係る法令の概要 ･････････････････････････････ 151
　１－８　証券監視委と自主規制機関との関係の概念図 ･････････････ 161

２　証券監視委の活動実績等 ･･･ 162
　２－１　証券監視委の活動状況 ･････････････････････････････････ 162
　２－２　取引審査実施状況 ･････････････････････････････････････ 163
　２－３　検査実施状況 ･･･ 164
　２－４　勧告実施状況 ･･･ 176
　２－５　告発実施状況 ･･･ 226
　２－６　建議実施状況 ･･･ 255
　２－７　平成 21 年度　主な講演会等の開催状況 ･････････････････ 261
　２－８　平成 21 年度　各種広報媒体への寄稿 ･･････････････････ 265

○　公正な市場の確立に向けて～「市場の番人」としての今後の取組み～　266

○　皆様からの情報提供が、市場を守ります！ ･････････････････････ 268

○　金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話に
　ご注意ください！～ 未公開株に関するご注意 ～ ･････････････････ 269

○　証券検査に関する基本指針 ･････････････････････････････････････ 271

○　証券検査に関する「よくある質問」 ･････････････････････････････ 292

1　証券監視委の組織・事務概要

1－1　組織及び事務概要

⑴　証券監視委設置の経緯

平成３年夏の一連のいわゆる証券不祥事を契機に、証券行政のあり方、特に証券会社及び証券市場に対する検査・監視体制のあり方について、種々の議論が行われた。

こうした状況を踏まえ、同年７月、内閣総理大臣から臨時行政改革推進審議会（以下「行革審」という。）に対して、証券市場の監視・適正化のための是正策について諮問がされ、審議の結果、同年９月に「証券・金融の不公正取引の基本的是正策に関する答申」が取りまとめられた。この答申においては、「自由、公正で透明、健全な証券市場の実現」を基本的目標として、証券行政に係る提言等と併せ、新たな検査・監視機関として、大蔵省に行政部門から独立した国家行政組織法第８条に基づく委員会を設置すべきであるとの提言が盛り込まれた。

大蔵省においては、行革審答申を踏まえつつ、更に各方面の意見も聴取するなど、広範な視点から証券取引等における検査・監視体制のあり方について検討を重ねた末、平成４年２月、証券監視委の設置を柱とする「証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律」案を取りまとめた。

同法案は、第 123 回通常国会に提出され、衆・参両議院での審議を経て同年５月 29 日に成立し、同年６月５日に法律第 73 号として公布、同年７月 20 日に施行され、同日、証券監視委が発足した。

⑵　金融庁（金融監督庁・金融再生委員会）への移管

民間金融機関等に対する検査・監督機能と金融制度等の企画・立案機能とを分離し、透明かつ公正な金融行政への転換を図るため、平成 10 年６月 22 日、総理府の外局として金融監督庁が設置されたが、同時に、証券監視委の果たす中立的・客観的な役割が引き続き重要であるとの観点から、証券監視委は、従前の体制のまま金融監督庁に移管された。

さらに、同年 12 月 15 日には、我が国の金融機能の安定及びその再生を図り、金融システムに対する内外の信頼を回復し、金融機能の早期健全化を図ることを主たる任務として、金融再生委員会が発足したが、これに伴い、金融監督庁及び証券監視委は金融再生委員会に移管された。

その後、平成 12 年７月１日には、大蔵省金融企画局が担ってきた金融制度の企画・立案に関する事務が金融監督庁に移管されて、新たに金融庁が発足し、証券監視委は、従前の体制のまま金融庁に移管された。

なお、平成 13 年１月６日には、中央省庁改革に際して、金融再生委員会が廃止され、証券監視委は、内閣府の外局として設置された金融庁に移管され、現在に至っている。

⑶　事務概要

①　監視のための５つの事務

証券監視委が行う監視事務は、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査及び犯則事件の調査の５つに分かれる。

イ　市場分析審査

金商法等によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金融商品取引業者、登録金融機関、金融商品取引業協会及び金融商品取引所等に対して有価証券の売買取引等に関する報告を求め、又は資料を徴取し、取引の内容を審査することにより、日常的な市場監視を行う。

ロ　証券検査

金商法等によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金融商品取引業者等に対して検査を行う。

また、犯罪収益移転防止法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金融商品取引業者等による顧客等に係る本人確認及び取引記録の保存義務等の遵守状況の検査を行う。

ハ　課徴金調査

金商法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、風説の流布・偽計、相場操縦、内部者取引などの不公正取引及び重要な事項につき虚偽記載のある有価証券報告書等の提出に係る課徴金調査を行う。

ニ　開示検査

金商法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、開示の適正性を確保するため、有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の提出者、公開買付者、大量保有報告書の提出者等に対して検査を行う。

ホ　犯則事件の調査

金商法又は犯罪収益移転防止法に基づき、犯則事件を調査するため必要があるときは、質問、検査、領置等の任意調査を行うほか、裁判官の発する許可状による臨検、捜索及び差押えといった強制調査を行うことができる。

金商法等においては、犯則事件の範囲は、具体的には、取引の公正を害するものとして関係する政令において定められており、主なものとしては、重要な事項につき虚偽記載のある有価証券届出書・有価証券報告書等の提出、損失保証・損失補てん、相場操縦、内部者取引などがある。

また、犯罪収益移転防止法では、金融商品取引業者等が本人確認を行う場合における顧客等による氏名・住所等の隠ぺい行為が犯則事件とされている。

②　勧告

証券監視委は、証券検査、課徴金調査、開示検査又は犯則事件の調査を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため、開示書類の訂正報告書等の提出命令や課徴金納付命令の発出、その他必要な行政処分等を行うよう、内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告することができる。

また、証券監視委は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、勧告に基づいて執った措置について報告を求めることができる。

③　建議

証券監視委は、証券検査、課徴金調査、開示検査又は犯則事件の調査の結果に基づき、必要があると認めるときは、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するために必要と認められる施策について、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができる。

④　告発

証券監視委は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、検察官に告発を行う。

⑤　裁判所への違反行為の禁止・停止の申立て

金商法第 192 条第 1 項の規定に基づく裁判所への違法行為の禁止・停止の申立て及びその前提となる同法第187条の規定に基づく調査権限が金融庁長官から証券監視委に委任されている。

⑥　事務の処理状況の公表

証券監視委は、毎年、その事務の処理状況の公表を行う。

１－２　証券取引等の監視体制の概念図

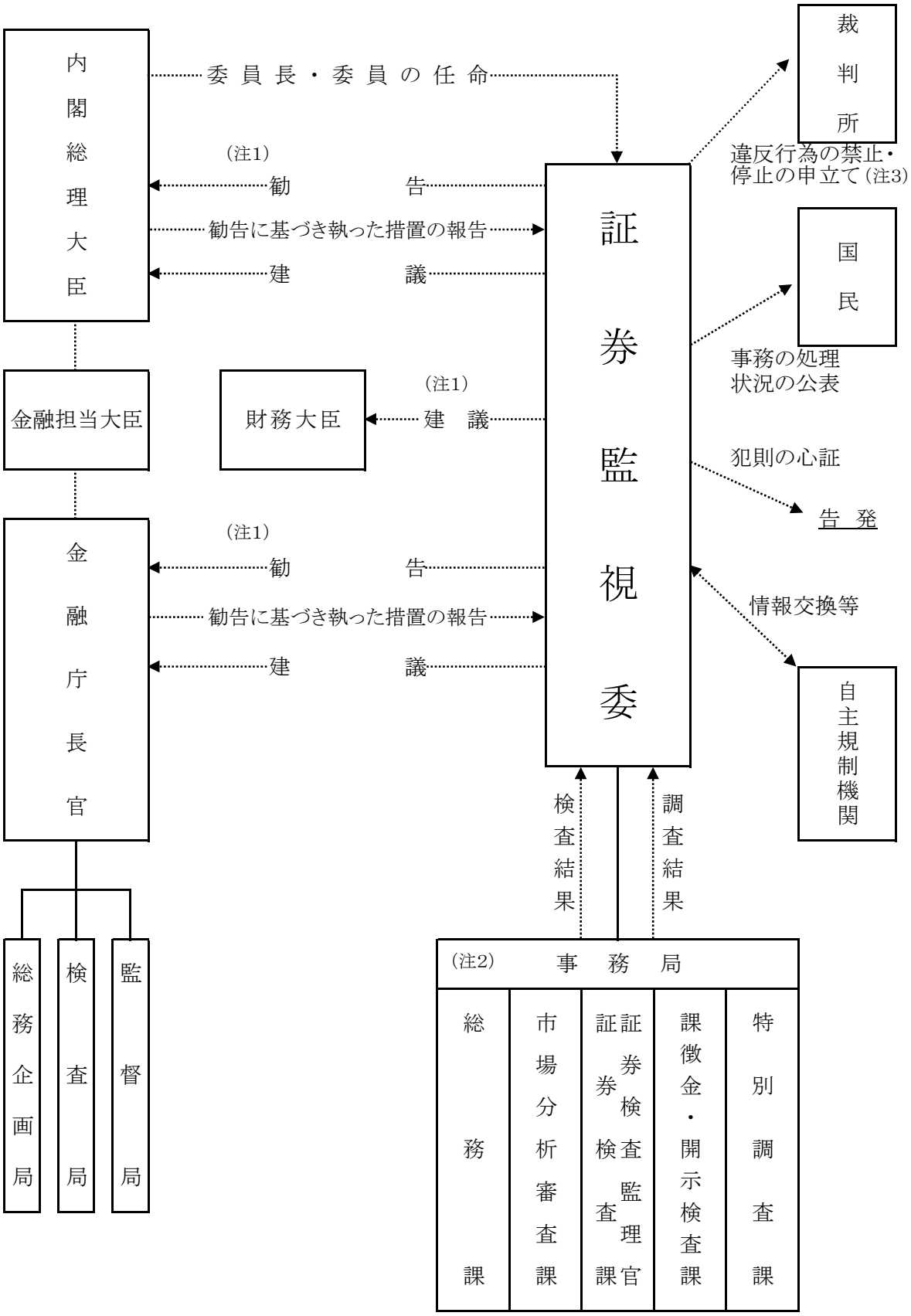

（注１）勧告については内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、建議については内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に対して行うことができる（設置法第20条、第21条）。
（注２）平成18年7月に総務検査課、特別調査課の2課体制から5課体制に再編。
（注３）平成21年6月の金商法改正により、同法第192条に基づく当該申立ての権限等が金融庁より委任された。

１－３　証券監視委の機能強化

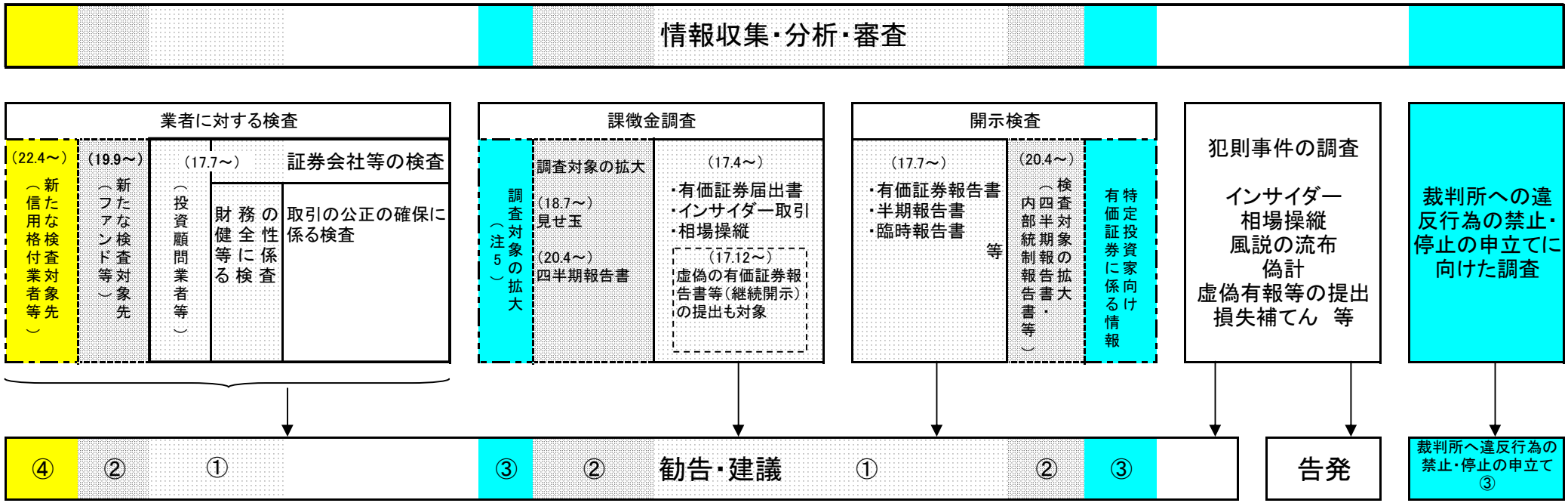

※　証券監視委は、金融商品取引法、資産流動化法（SPC法）、投信法、社債株式振替法、犯罪収益移転防止法に基づき、権限を行使。

（注1）①　部分が「証券取引法等の一部を改正する法律」の成立（平成16年6月2日）に伴い検査・調査の対象となった部分。
（注2）②　部分が「金融商品取引法」の施行（平成19年9月30日）に伴い検査・調査の対象となった部分。
（注3）③　部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成20年改正）」の施行（平成20年12月12日）に伴い検査・調査等の対象となった部分。
（注4）④　部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成21年改正）」の施行（平成22年4月1日）に伴い検査の対象となった部分。
（注5）　調査対象の拡大の内容については、以下のとおり。
・公開買付届出書・大量保有報告書の虚偽記載・不提出。
・相場操縦のうち仮装売買・馴合売買・安定操作取引。
・発行開示書類・継続開示書類の不提出。
・特定投資家向け有価証券に係る情報の虚偽等。

１－４証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の関係の概念図

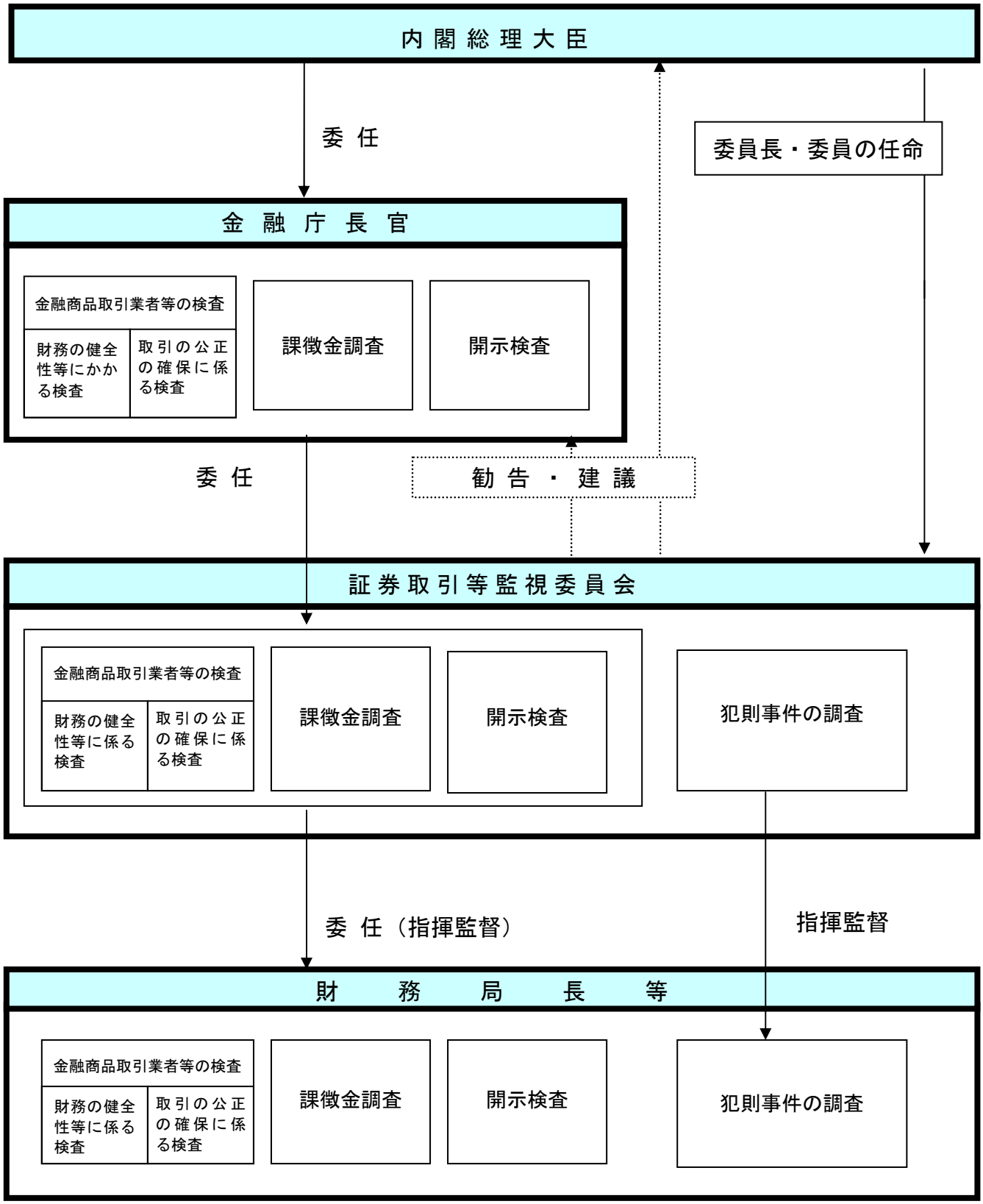

（注１）証券監視委が財務局長等に委任した権限については、証券監視委が財務局長等を指揮監督する（金商法第 194 条の 7 第 7 項等）。
（注２）犯則事件の調査については、証券監視委が財務局長等を指揮監督し、必要があるときは財務局等職員を直接指揮監督することができる（金商法第 224 条第 4 項、第 5 項等）。
（注３）証券監視委は、以下の公示で指定する金融商品取引業者等に関する権限については、財務局長等への委任を行っていない。
・金融商品取引法施行令第四十四条第五項並びに投資信託及び投資法人に関する法律施行令第百三十六条第二項の規定に基づき金融商品取引業者等を指定する公示
・犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第二十四条第六項の規定に基づき金融商品取引業者等を指定する公示
（注４）上記のほか、金商法第 192 条第 1 項の規定に基づく裁判所への違法行為の禁止・停止の申立て及びその前提となる同法第 187 条の規定に基づく調査権限が金融庁長官から証券監視委に委任されている。なお、かかる申立て及び調査権限を財務局長等に再委任するための金商法改正が行われた。

1－5 証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移

年　度	予　算　定　員		
	証券監視委	財務局等	合　計
4　年　度	84人	118人	202人
5　年　度	84人	118人	202人
6　年　度	86人	118人	204人
7　年　度	88人	118人	206人
8　年　度	89人	118人	207人
9　年　度	91人	118人	209人
10　年　度	98人	126人	224人
11　年　度	106人	132人	238人
12　年　度	112人	138人	250人
13　年　度	122人	143人	265人
14　年　度	182人	182人	364人
15　年　度	217人	199人	416人
16　年　度	237人	204人	441人
17　年　度	307人	245人	552人
18　年　度	318人	246人	564人
19　年　度	341人	268人	609人
20　年　度	358人	282人	640人
21　年　度	374人	300人	674人
22　年　度	384人	313人	697人

(注)財務局等には、沖縄総合事務局財務部を含む。

１－６ 機構図

１　証券監視委の機構図

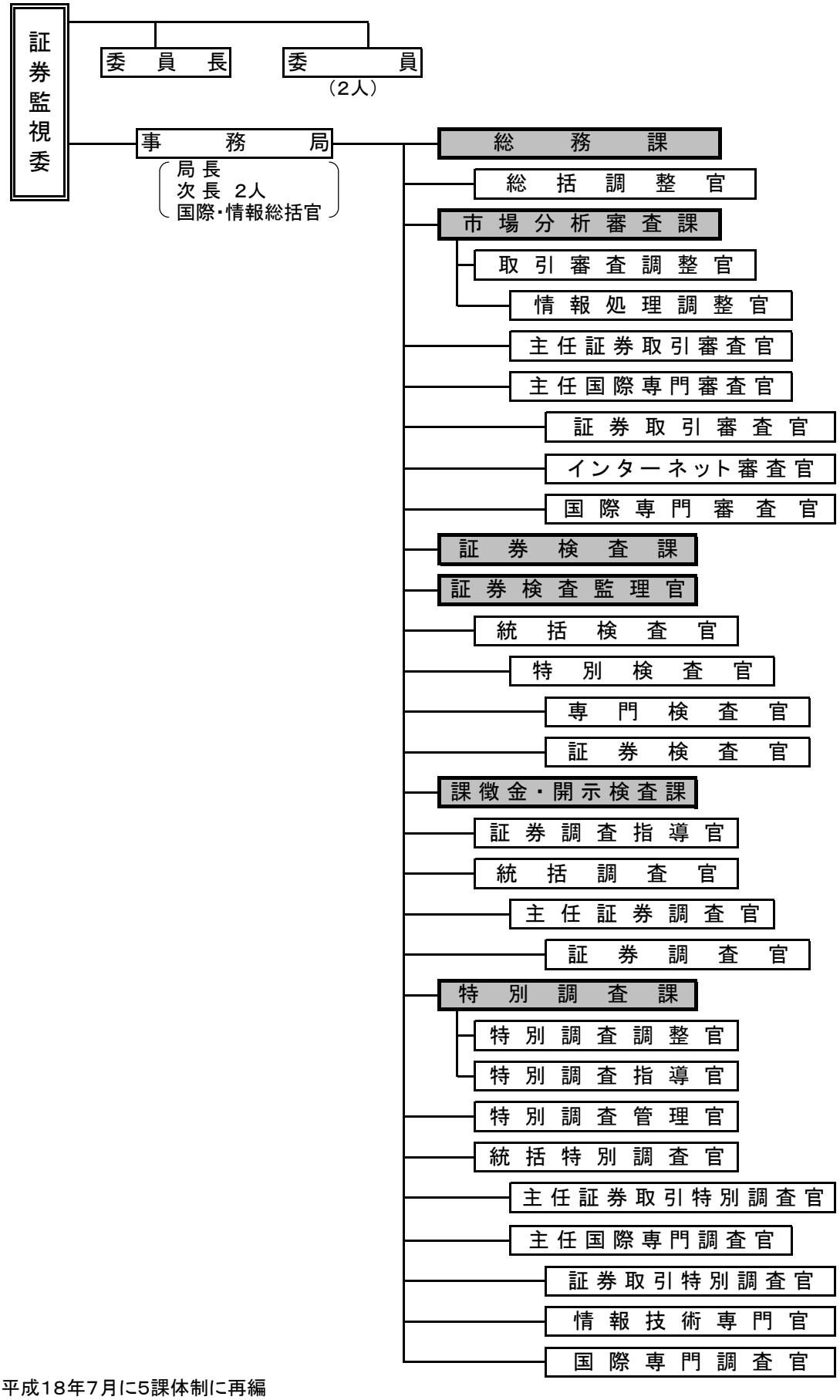

（注）平成18年7月に5課体制に再編

２　財務局の機構図（関東財務局）

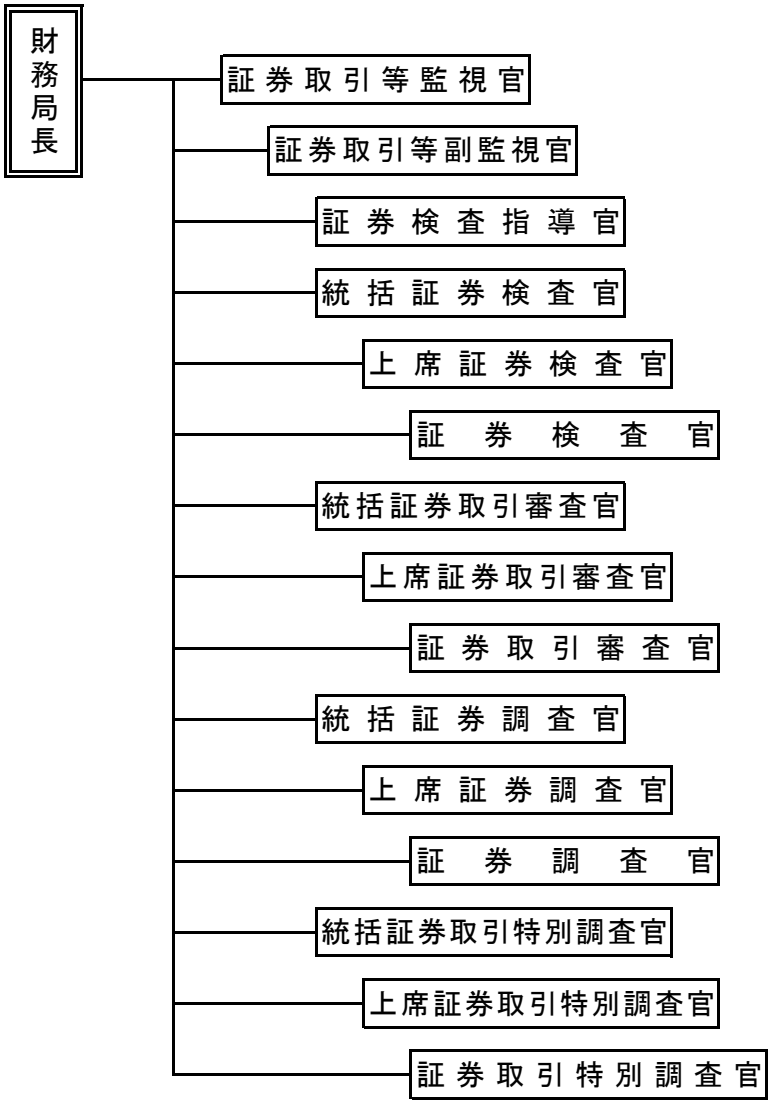

１－７　組織・事務に係る法令の概要

１　証券監視委の組織・権限等

証券監視委の組織・権限等は、設置法の以下の条項により規定されている。

〔設置法〕

条　項	規　　定　　の　　概　　要
第 4 条	金融庁の事務
第 6 条	証券監視委の設置
第 8 条	証券監視委の所掌事務
第 9 条	委員長及び委員の職権の行使
第 10 条	証券監視委の組織
第 11 条	委員長
第 12 条	委員長及び委員の任命
第 13 条	委員長及び委員の任期
第 14 条	委員長及び委員の身分保障
第 15 条	委員長及び委員の罷免
第 16 条	委員長及び委員の服務等
第 17 条	委員長及び委員の給与
第 18 条	会議
第 19 条	事務局
第 20 条	勧告
第 21 条	建議
第 22 条	事務の処理状況の公表

２　権限及び範囲に係る規定

⑴　証券検査の検査又は報告・資料の徴取の権限

証券監視委は、金融商品取引業者等に対する検査又は報告・資料の徴取権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

〔金商法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第56条の２第１項、第２項、第３項、第４項	第194条の７第２項第１号、第３項	金融商品取引業者等、金融商品取引業者等と取引をする者、子特定法人（金融商品取引業者等（登録金融機関を除く）がその総株主等の議決権の過半数を保有する銀行等）、金融商品取引業者等を子会社とする持株会社、金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者、金融商品取引業者の主要株主、金融商品取引業者を子会社とする持株会社の主要株主、特定金融商品取引業者等の親金融機関等、特定金融商品取引業者等の子金融機関等、金融商品取引業者の親銀行等、金融商品取引業者の子銀行等
第60条の11	第194条の７第２項第２号、第３項	取引所取引許可業者、取引所取引許可業者と取引を行う者、取引所取引許可業者から業務の委託を受けた者
第63条第８項	第194条の７第３項	特例業務届出者、特例業務届出者と取引する者、特例業務届出者から業務の委託を受けた者
第66条の22	第194条の７第２項第３号、第３項	金融商品仲介業者、金融商品仲介業者と取引をする者
第66条の45第１項	第194条の７第３項	信用格付業者、信用格付業者と取引する者、信用格付業者から業務の委託を受けた者、信用格付業者の関係法人
第75条	第194条の７第２項第４号、第３項	認可金融商品取引業協会、店頭売買有価証券の発行者、取扱有価証券の発行者、認可金融商品取引業協会から業務の委託を受けた者
第79条の４	第194条の７第２項第５号、第３項	認定金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会から業務の委託を受けた者
第79条の77	第194条の７第３項	投資者保護基金、投資者保護基金から業務の委託を受けた者

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第103条の４	第194条の７第３項	株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者（株式会社金融商品取引所の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者）
第106条の６第１項、第２項（前項準用）	第194条の７第３項	株式会社金融商品取引所の主要株主、株式会社金融商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する商品取引所及び商品取引所持株会社
第106条の16	第194条の７第３項	金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者（金融商品取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者）
第106条の20第１項、第２項（前項準用）	第194条の７第３項	金融商品取引所持株会社の主要株主、金融商品取引所持株会社の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する商品取引所
第106条の27	第194条の７第３項	金融商品取引所持株会社、金融商品取引所持株会社の子会社
第151条	第194条の７第２項第６号、第３項	金融商品取引所、金融商品取引所の子会社、金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者、金融商品取引所から業務の委託を受けた者
第153条の４において準用する第151条	第194条の７第２項第６号、第３項	自主規制法人
第155条の９	第194条の７第２項第７号、第３項	外国金融商品取引所、外国金融商品取引所参加者、外国金融商品取引所から業務の委託を受けた者
第156条の15	第194条の７第３項	金融商品取引清算機関、金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者
第156条の34	第194条の７第３項	証券金融会社、証券金融会社から業務の委託を受けた者
第156条の58第１項、第２項	第194条の７第３項	指定紛争解決機関、指定紛争解決機関の加入金融商品取引関係業者、指定紛争解決機関から業務の委託を受けた者

〔投信法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第22条第１項	第225条第３項	投資信託委託会社等、受託会社等、受託会社等と当該受託会社等に係る投資信託にかかる業務に関して取引する者
第213条第１項、第２項、第３項、第４項、第５項	第225条第２項、第３項	設立中の投資法人の設立企画人等、投資法人、投資法人の資産保管会社等、投資法人の執行役員等、投資法人又は当該投資法人の資産保管会社等と当該投資法人に係る業務に関して取引する者

〔SPC 法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第209条第２項において準用する第217条第１項	第290条第２項第１号、第３項	資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人
第217条第１項	第290条第３項	特定目的会社
第286条第１項において準用する第209条第２項（第217条第１項）	第290条第２項第２号、第３項	特定目的信託の原委託者

〔社債等振替法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第20条第１項	第286条第２項	振替機関

〔犯罪収益移転防止法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第14条第１項	第20条第６項第１号、第２号、第７項（附則第５条により読替え）	金融商品取引業者、特例業務届出者、登録金融機関、証券金融会社、保管振替機関、保管振替機関の参加者、振替機関、口座管理機関

⑵　課徴金調査の権限、範囲

①　課徴金調査の権限

不公正取引規制等の実効性を確保し、違反行為を抑止するため、新たな行政上の措置として金銭的な負担を課する制度（課徴金制度）が導入されたことにより、証券監視委は、課徴金に係る事件について必要な調査をするため、事件関係人等に対する質問又は報告等の徴取及び検査の権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。（注１）

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

〔金商法〕

質問・報告等の徴取、検査の権限規定	証券監視委への権限委任規定	質問・報告等の徴取及び検査の対象
第26条	第194条の７第３項	有価証券届出書・有価証券報告書等の縦覧書類（注２）を提出した者、有価証券届出書・有価証券報告書等の縦覧書類を提出すべきであると認められる者、有価証券の引受人その他の関係者、参考人
第27条の22第１項（第27条の22の２第２項において準用する場合も含む。）	同上	公開買付者、公開買付けによって株券等の買付け等を行うべきであると認められる者、これらの特別関係者その他の関係者、参考人
第27条の30第１項	同上	大量保有報告書を提出した者、大量保有報告書を提出すべきであると認められる者、これらの共同保有者その他の関係者、参考人
第27条の35	同上	特定情報を提供した発行者、特定情報を公表した発行者、特定情報を提供すべきであると認められる発行者、特定情報を公表すべきであると認められる発行者、特定情報に係る有価証券の引受人その他の関係者、参考人
第177条	第194条の７第２項第８号	事件関係人、参考人、事件関係人の営業所その他必要な場所

（注１）報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

（注２）課徴金の対象となる縦覧書類は第25条第１項に掲げられている書類のうち、

・有価証券届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書

・発行登録書及びその添付書類、発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれらの訂正発行登録書

・有価証券報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書

・四半期報告書、半期報告書、臨時報告書及びこれらの訂正報告書

である。

② 課徴金調査の範囲

上記質問・報告等の徴取及び検査の権限の範囲は、金商法において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔金商法〕

条　　項	規定の概要
第172条	有価証券届出書（募集・売出しの発行開示）等を提出しない者等
第172条の２	虚偽の有価証券届出書（募集・売出しの発行開示）等の提出により、有価証券を取得させ、又は売り付けた者等
第172条の３	有価証券報告書等を提出しない発行者
第172条の４	虚偽の有価証券報告書等を提出した発行者等
第172条の５	公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をした者
第172条の６	虚偽の公開買付開始公告等を行った者等
第172条の７	大量保有報告書等を提出しない者
第172条の８	虚偽の大量保有報告書等を提出した者
第172条の９	特定証券情報の提供又は公表がされていないのに特定勧誘等をした者
第172条の10	虚偽の特定証券等情報の提供又は公表をし、有価証券を取得させ、又は売り付けた発行者等
第172条の11	虚偽の発行者等情報の提供又は公表をした発行者
第173条	風説の流布等により有価証券等の価格に影響を与えた者
第174条	仮装･馴合売買をした者
第174条の２	相場操縦により相場変動させる有価証券売買等をした者
第174条の３	安定操作取引等の禁止に違反した者
第175条	内部者取引をした者

⑶ 開示検査及び報告・資料の徴取の権限

行政命令発出のための事実認定としてのディスクロージャー関係規定の遵守状況に関する検査については、証券監視委が担った方が違反行為の摘発を有効に行えると考えられることから、内閣総理大臣及び金融庁長官は、報告若しくは資料の提出を命じる権限及び検査の権限を証券監視委に委任することができるとされている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

〔金商法〕

報告・資料の徴取、検査の権限規定	証券監視委への権限委任規定	報告・資料の徴取及び検査の対象
第26条	第194条の７第３項	有価証券届出書･有価証券報告書等の縦覧書類（注１）を提出した者、有価証券届出書・有価証券報告書等の縦覧書類を提出すべきであると認められる者、有価証券の引受人その他の関係者、参考人
第27条の22第１項（第27条の22の２第２項において準用する場合も含む。）	以下同上	公開買付者、公開買付けによって株券等の買付け等を行うべきであると認められる者、これらの特別関係者その他の関係者、参考人

報告・資料の徴取、検査の権限規定	証券監視委への権限委任規定	報告・資料の徴取及び検査の対象
第27条の22第２項		意見表明報告書を提出した者、意見表明報告書を提出すべきであると認められる者、これらの関係者、参考人
第27条の30第１項		大量保有報告書を提出した者、大量保有報告書を提出すべきであると認められる者、これらの共同保有者その他の関係者、参考人
第27条の30第２項		大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社、参考人
第27条の35		特定情報を提供した発行者、特定情報を公表した発行者、特定情報を提供すべきであると認められる発行者、特定情報を公表すべきであると認められる発行者、特定情報に係る有価証券の引受人その他の関係者、参考人
第193条の２第６項		監査証明を行った公認会計士又は監査法人（注２）

（注１）　開示検査の対象となる縦覧書類は第25条第１項に掲げられている、

・有価証券届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書
・発行登録書及びその添付書類、発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれらの訂正発行登録書
・有価証券報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書
・有価証券報告書の記載内容に係る確認書及びその訂正確認書
・内部統制報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書
・四半期報告書、半期報告書及びこれらの訂正報告書
・四半期報告書又は半期報告書の記載内容に係る確認書及びこれらの訂正確認書
・臨時報告書及びその訂正報告書
・自己株券買付状況報告書及びその訂正報告書
・親会社等状況報告書及びその訂正報告書

である。

（注２）　有価証券届出書等の効力発生前に係る検査権限及び公開買付期間中の公開買付者等に対する検査権限については、証券監視委に委任されていない。

⑷　犯則事件の調査の権限、範囲

①　犯則事件の調査の権限

犯則事件の調査は、内閣総理大臣及び金融庁長官から委任を受けた権限に基づいて行う検査及び報告・資料の徴取とは異なり、証券監視委職員の固有の権限として規定されている。

具体的な権限は、以下のとおりである。

根拠規定	犯則事件の調査の権限
金商法第 210 条 犯収法第 28 条	犯則嫌疑者等に対する質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等の任意調査権限
金商法第 211 条、第 211 条の 2 犯収法第 28 条	裁判官の発する許可状により行う臨検、捜索及び差押えの強制調査権限

②　犯則事件の範囲

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして金商法施行令第 45 条及び犯収法第 28 条において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔金商法〕

条項	行為者	規定の概要
第 5 条、第 24 条等	発行者	有価証券届出書、有価証券報告書等の提出義務等（注）
第 23 条の 3 等	発行登録者	発行登録書等の提出義務等
第 27 条の 3 等	公開買付者	公開買付届出書等の提出義務等
第 27 条の 23 等	大量保有者等	大量保有報告書等の提出義務等
第 30 条の 2 等	金融商品取引業者等	金融商品取引業者等に対する認可の条件
第 37 条等	金融商品取引業者等	広告等の規制
第 37 条の 3	金融商品取引業者等	契約締結前の書面の交付
第 37 条の 4	金融商品取引業者等	契約締結時等の書面の交付
第 37 条の 5	金融商品取引業者等	保証金の受領に係る書面の交付

条　　項	行為者	規　定　の　概　要
第38条の2第1項	金融商品取引業者等	投資顧問契約等に関し、偽計、暴行、脅迫の禁止
第39条第1項	金融商品取引業者等	損失保証・損失補てん等の禁止
第41条の2	金融商品取引業者等	投資助言業務に関する禁止事項
第42条の2	金融商品取引業者等	投資運用業に関する禁止事項
第157条	何人も	有価証券の売買等について、不正の手段・計画等の禁止
第158条	何人も	風説の流布、偽計、暴行又は脅迫の禁止
第159条	何人も	相場操縦行為等の禁止
第161条第1項	金融商品取引業者等	金融商品取引業者等の自己計算取引及び過当な数量の売買取引等の制限
第163条等	会社役員等	役員・主要株主の特定有価証券等の売買報告書の提出義務等
第165条	会社役員等	役員・主要株主による特定有価証券の一定額を超える売付けの禁止等
第166条	会社関係者等	会社関係者等による内部者取引の禁止
第167条	公開買付者等関係者等	公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止
第168条	何人も	虚偽の相場の公示、虚偽文書の頒布等の禁止
第169条	何人も	対価を受けた証券記事等の制限
第170条	何人も	募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁止
第171条	有価証券の不特定多数者向け勧誘等をする者等	不特定多数向け勧誘等に際しての一定の額の配当等の表示の禁止

（注）金商法の施行により提出が義務付けられる「四半期報告書」、「内部統制報告書」及び「確認書」を含む（20年４月１日以降開始する事業年度について適用）。

〔犯収法〕

条　　項	行為者	規　定　の　概　要
第４条第４項	顧客等 代表者等	本人特定事項の虚偽申告の禁止

１－８　証券監視委と自主規制機関との関係の概念図

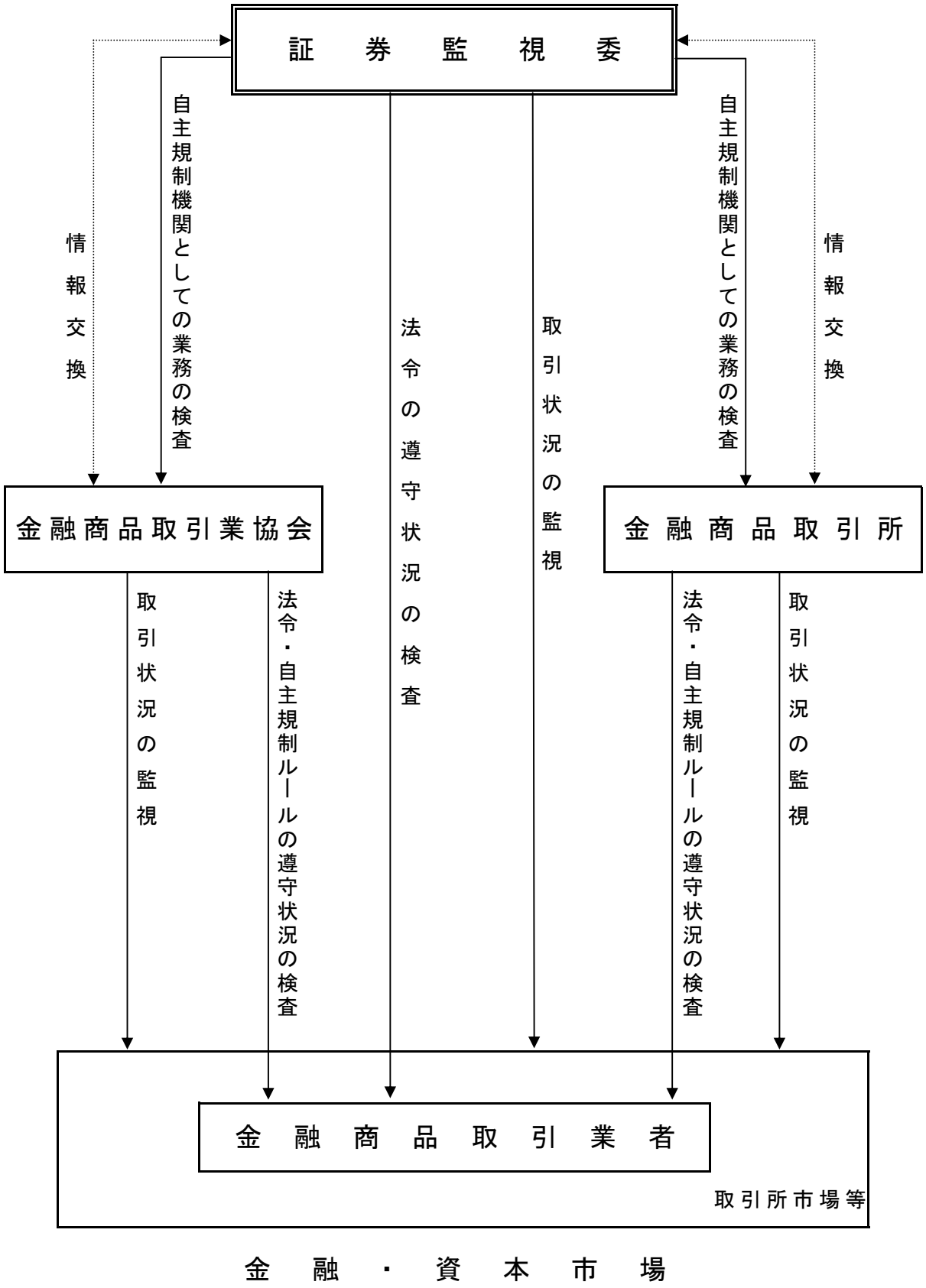

２ 証券監視委の活動実績等

２－１ 証券監視委の活動状況

総 括 表

単位：件数

区分＼年度	4～14	15	16	17	18	19	20		21	合計
犯則事件の告発 （件）	53	10	11	11	13	10	13	(4)	17	134
勧告 （件）	244	26	17	39	43	59	50	(19)	74	533
証券検査結果等に基づく勧告	244	26	17	29	28	28	18	(4)	21	407
課徴金納付命令に関する勧告	—	—	—	9	14	31	32	(15)	53	124
訂正報告書等の提出命令に関する勧告	—	—	—	1	1	0	0	(0)	0	2
建議 （件）	6	1	0	5	3	0	4	(4)	4	19
証券検査 金融商品取引業者（社等）	内771 981	内93 125	内83 113	内111 150	内107 150	内132 187	内156 191	(内50) (62)	内133 176	内1,536 2,011
第一種金融商品取引業者（社）	内771 981	内93 125	内83 113	内86 111	内80 99	内111 138	内99 117	(内16) (20)	内72 90	内1,379 1,754
旧国内証券会社（社）	内770 874	内92 107	内83 96	内73 88	内68 78	内63 89	内78 89	(内13) (15)	内60 72	内1,274 1,478
旧外国証券会社（社）	106	17	17	10	9	1	7	(2)	6	171
旧金融先物取引業者（社）	内1 1	内1 1	内0 0	内13 13	内12 12	内48 48	内21 21	(内3) (3)	内12 12	内105 105
第二種金融商品取引業者（社）	— —	— —	— —	— —	— —	内0 2	内0 1	(内0) (1)	内17 23	内17 25
投資運用業者、投資助言・代理業者（社等）（旧投信・投資顧問業者）	内— —	内— —	内— —	内25 39	内27 51	内21 47	内57 73	(内34) (41)	内44 63	内140 232
投資法人（法人）	—	—	—	2	7	10	7	(1)	9	34
登録金融機関（機関）	内62 75	内10 13	内20 27	内23 28	内26 27	内29 32	内24 25	(内4) (4)	内24 24	内214 247
金融商品仲介業者（業者）（旧証券仲介業者）	内— —	内0 0	内0 0	内1 1	内1 1	内1 1	内0 0	(内0) (0)	内1 1	内4 4
自主規制機関（機関）	3	2	0	2	6	1	5	(2)	5	22
その他	0	0	0	0	1	2	0	(0)	1	4
問題点が認められた業者等の数	686	67	67	93	142	121	112	(35)	123	1,376
取引審査 （件）	内 1,254 3,138	内305 687	内307 674	内320 875	内408 1,039	内500 1,098	内538 1,031	(内144) (276)	内430 749	内3,918 9,015

（注）
1．平成20年度まで「事務年度ベース」7月～翌年6月、平成21年度から「会計年度ベース」4月～翌年3月。
なお平成20年度（ ）内書きは「会計年度ベース」への移行のための平成21年度との重複期間（平成21年4月～6月）の件数である。
2．証券検査の計数は、着手ベースでの実施件数。また、取引審査の計数は、終了ベースの件数である。
3．内書きの数字は、財務局等にかかるものである。
4．上記の金融商品取引業者（旧証券会社）に対する検査のほか、財務局等において委員会担当金融商品取引業者（旧証券会社）の支店単独検査を実施している。

２－２　　取引審査実施状況

（単位：件）

区分＼年度	17	18	19	20	21
価格形成に関するもの	169	141	141	132 (49)	94
内部者取引に関するもの	693	884	951	889 (224)	649
そ　の　他	13	14	6	10 (3)	6
合　　計	875	1,039	1,098	1,031 (276)	749
（証券監視委）	555	631	598	493 (132)	319
（財務局等）	320	408	500	538 (144)	430

（注１）20年度まで「事務年度ベース」７月～翌年６月、21年度から「会計年度ベース」４月～翌年３月
（注２）20年度（　）内書きは「会計年度ベース」への移行のための21年度との重複期間（21年４月～６月）の件数

２－３　検査実施状況

１　検査実施状況一覧表

区　　分	17年７月 ～18年６月	18年７月 ～19年６月	19年７月 ～20年６月	20年７月 ～21年６月		21年４月 ～22年３月
金融商品取引業者	150	150	187	191	(62)	176
第一種金融商品取引業者	111	99	138	117	(20)	90
旧国内証券会社	88	78	89	89	(15)	72
（証券監視委）	(15)	(10)	(26)	(11)	(2)	(12)
（財務局長等）	(73)	(68)	(63)	(78)	(13)	(60)
支店単独検査	19支店	19支店	15支店	16 支店	(5支店)	17支店
旧外国証券会社	10	9	1	7	(2)	6
（証券監視委）	(10)	(9)	(1)	(7)	(2)	(6)
（財務局長等）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
旧金融先物取引業者	13	12	48	21	(3)	12
（証券監視委）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
（財務局長等）	(13)	(12)	(48)	(21)	(3)	(12)
第二種金融商品取引業者	－	－	2	1	(1)	23
（証券監視委）	－	－	(2)	(1)	(1)	(6)
（財務局長等）	－	－	(0)	(0)	(0)	(17)
投資運用業者	14	22	26	15	(6)	18
（証券監視委）	(14)	(22)	(25)	(15)	(6)	(18)
（財務局長等）	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)
投資助言・代理業者	25	29	21	58	(35)	45
（証券監視委）	(0)	(2)	(1)	(1)	(1)	(1)
（財務局長等）	(25)	(27)	(20)	(57)	(34)	(44)
登録金融機関	28	27	32	25	(4)	24
（証券監視委）	(5)	(1)	(3)	(1)	(0)	(0)
（財務局長等）	(23)	(26)	(29)	(24)	(4)	(24)
金融商品仲介業者	1	1	1	0	(0)	1
（証券監視委）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
（財務局長等）	(1)	(1)	(1)	(0)	(0)	(1)
投資法人	2	7	10	7	(1)	9
（証券監視委）	(2)	(7)	(10)	(7)	(1)	(9)
（財務局長等）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
自主規制機関	2	6	1	5	(2)	5
（証券監視委）	(2)	(6)	(1)	(5)	(2)	(5)
（財務局長等）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
その他	0	1	2	0	(0)	1
（証券監視委）	(0)	(1)	(2)	(0)	(0)	(0)
（財務局長等）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)

（注１）上記の計数は、着手件数である。
（注２）「支店単独検査」とは、第一種金融商品取引業者のうち旧国内証券会社の支店の検査のみを実施するものである。
（注３）18事務年度以前は、「投資運用業者」は「旧投資信託委託業者」、「投資助言・代理業者」は「旧投資顧問業者」である。
（注４）20年7月～21年6月の件数のうち、右側の（　）書きで記載されている件数は、21年4月から6月末までの件数（21年4月～22年3月までの期間と重複する件数）である。

２　１検査対象当たりの平均延べ検査投入人員

（単位：人・日）

区分			17年７月～18年６月	18年７月～19年６月	19年７月～20年６月	20年７月～21年６月	21年４月～22年３月
金融商品取引業者	第一種金融商品取引業者	旧国内証券会社	131	128	124	110	129
		旧外国証券会社	184	119	41	218	163
		旧金融先物取引業者	63	101	49	39	45
	第二種金融商品取引業者				90	88	60
	投資運用業者		142	129	116	141	153
	投資助言・代理業者		17	24	20	16	21
登録金融機関			47	46	35	27	33
金融商品仲介業者			―	3	50	0	18
自主規制機関			74	134	404	460	89
その他			―	―	50	0	0

（注1）検査年度中に臨店終了したものについて、臨店期間分を算出したものである。

（注2）18事務年度以前は、「投資運用業者」は「旧投資信託委託業者」、「投資助言・代理業者」は、「旧投資顧問業者」である。

３　検査結果の状況

⑴　検査終了件数

区　　分	17年７月～18年６月	18年７月～19年６月	19年７月～20年６月	20年７月～21年６月		21年４月～22年３月
検査終了件数	150	209	219	220	(68)	211
金融商品取引業者	120	164	180	182	(57)	164
第一種金融商品取引業者	93	113	139	118	(30)	92
旧国内証券会社	69	90	93	92	(22)	68
旧外国証券会社	12	11	2	4	(1)	7
旧金融先物取引業者	12	12	44	22	(7)	17
第二種金融商品取引業者	－	－	0	3	(1)	8
投資運用業者	10	25	18	16	(1)	18
投資助言・代理業者	17	26	23	45	(25)	46
登録金融機関	27	30	31	27	(10)	27
金融商品仲介業者	1	1	0	1	(0)	1
投資法人	2	7	4	9	(1)	11
自主規制機関	－	7	1	1	(0)	8
その他	－	－	3	0	(0)	0

（注１）「検査終了件数」とは、検査年度中に被検査法人等に対し検査結果通知書を交付し、検査が終了した件数をいい、前検査事務年度着手分を含む。なお、支店単独検査は含まない。

（注２）「投資信託委託業者」、「投資法人」及び「投資顧問業者」は、平成17年７月からの証券検査一元化に伴い、金融庁から証券監視委に移管された。

（注３）18事務年度以前は、「投資運用業者」は「旧投資信託委託業者」、「投資助言・代理業者」は、「旧投資顧問業者」である。

（注４）20年7月～21年6月の件数のうち、右側の（　）書きで記載されている件数は、21年4月から6月末までの件数（21年4月～22年3月までの期間と重複する件数）である。

⑵　問題点が認められた業者等の数

区　　分	19年７月 ～20年６月	20年７月 ～21年６月	21年４月 ～22年３月
問題点が認められた業者等の数	121	112（35）	123
不公正取引に関するもの	11	16　(1)	12
投資者保護に関するもの	49	43（17）	57
財産・経理等に関するもの	44	28　(8)	27
その他業務運営に関するもの	81	60（17）	58

（注１）「問題点が認められた業者等の数」とは、検査結果通知書において問題点を指摘した会社等の数をいう。

（注２）問題点の区分は、証券検査一元化に伴い検査範囲及び検査対象先が拡大したため、見直しを行った。区分は、「不公正取引に関するもの」、「投資者保護に関するもの」、「財産・経理等に関するもの」及び「その他業務運営に関するもの」とした。

（注３）「不公正取引に関するもの」、「投資者保護に関するもの」、「財産・経理等に関するもの」及び「その他業務運営に関するもの」は、各項目で問題点が認められた業者等の数をいう。したがって、各項目で重複する会社等があるため、各項目の合計と 「問題点が認められた業者等の数」の数値とは一致しない。

（注４）20事務年度のカッコ書きの数は、平成21年４月から６月末までの集計であり、21年度との重複期間における業者等の数である。

（参考）　17事務年度・18事務年度の問題点が認められた業者等の数

区　　分	17年７月 ～18年６月	18年７月 ～19年６月
問題点が認められた業者等の数	93	142
不公正取引に関するもの	18	20
投資者保護に関するもの	50	74
財産・経理等に関するもの	25	25
その他業務運営に関するもの	60	101

４　グループ一体型検査の実施状況

グループ一体型検査	野村證券 野村アセットマネジメント
	SBI 証券 SBI ジャパンネクスト証券
	東京証券取引所 東京証券取引所グループ 東京証券取引所自主規制法人
	みずほ証券 みずほインベスターズ証券 みずほ投信投資顧問
	岡三証券 岡三オンライン証券
金融庁検査局同時検査	アール・ビー・エス・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド
	みずほ証券
	エイチ・エス・ビー・シー・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド
	クレディ・アグリコル・セキュリティーズ・アジア・ビー・ヴィ

（注１）　グループ一体型検査は、資本関係等にあるグループ内検査対象先の一体型の同時検査をいう。

（注２）　金融庁検査局同時検査は、金融コングロマリットを構成するグループ内の検査対象先に対し、金融庁検査局と同時に検査を行うものをいい、グループ一体型検査を兼ねる。

5 平成21検査年度に検査が終了した法人一覧

担 当		区分		被 検 査 法 人	検査着手日	臨店終了日	検査結果通知日	勧 告
委員会	金商業者							
		1種業	1	日興コーディアル証券	H21.1.19	H21.3.24	H21.4.28	
		(旧国内)	2	日興シティグループ証券	H21.1.19	H21.3.25	H21.7.10	
			1	バークレイズ・キャピタル証券	H21.4.6	H21.5.29	H21.8.4	
			2	野村證券	H21.4.27	H21.6.30	H21.10.6	
			3	コスモ証券	H21.8.25	H21.10.22	H21.12.8	○
			4	SBI証券	H21.8.25	H21.10.9	H22.2.5	○
			5	SBIジャパンネクスト証券	H21.8.25	H21.9.28	H21.12.4	
			6	みずほインベスターズ証券	H21.11.11	H21.12.15	H22.3.24	
			7	松井証券	H22.1.25	H22.2.24	H22.3.30	
			8	ニューエッジ・ジャパン証券	H22.1.27	H22.3.1	H22.3.30	
		(旧外証)	1	UBSセキュリティーズ・ジャパン・リミテッド	H21.1.19	H21.3.13	H21.4.24	
			2	ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ(ジャパン)リミテッド	H21.3.2	H21.4.3	H21.10.16	○
			1	RBCキャピタルマーケッツ・ジャパン・リミテッド	H21.4.20	H21.5.15	H21.7.13	
			2	BGCショウケンカイシャリミテッド	H21.6.22	H21.7.8	H21.8.6	
			3	アール・ビー・エス・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド	H21.8.25	H21.10.9	H22.1.19	○
			4	マッコーリー・キャピタル・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド	H21.11.9	H21.12.22	H22.3.16	
			5	エイチ・エス・ビー・シー・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド	H21.12.7	H22.1.27	H22.3.2	
		2種業	1	ゲインズ・アセット・マネジメント	H21.6.8	H21.6.24	H21.6.26	○
			2	New Asia Asset Management	H21.8.25	H21.8.31	H21.9.11	○
			3	RST	H21.10.5	H21.10.16	H22.1.20	○
			4	Art Investment Bank	H21.10.22	H21.11.20	H22.1.29	○
		運用	1	東京リアルティ・インベストメント・マネジメント	H20.11.10	H20.12.15	H21.6.8	
			2	日興アセットマネジメント	H21.1.19	H21.2.20	H21.8.5	
			3	プレミア・リート・アドバイザーズ	H21.1.19	H21.2.26	H21.7.13	
			4	日本ビルファンドマネジメント	H21.3.23	H21.4.22	H21.7.13	
			1	スパークス・アセット・マネジメント	H21.4.20	H21.5.27	H21.9.18	
			2	野村アセットマネジメント	H21.5.11	H21.6.17	H21.10.22	
			3	東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント	H21.5.27	H21.6.23	H21.9.11	
			4	さわかみ投信	H21.6.1	H21.6.24	H21.10.30	
			5	アイエヌジー投信	H21.6.22	H21.7.8	H21.9.18	
			6	タワー投資顧問	H21.6.22	H21.7.8	H21.9.25	
			7	フィデリティ投信	H21.8.25	H21.10.9	H21.11.6	
			8	三井不動産フロンティアリートマネジメント	H21.8.25	H21.9.18	H21.11.20	
			9	森ビル・インベストメントマネジメント	H21.8.25	H21.9.28	H21.11.20	
			10	ケネディクス・リート・マネジメント	H21.10.13	H21.11.6	H22.2.19	
			11	三井物産ロジスティクス・パートナーズ	H21.10.21	H21.11.16	H22.2.5	
			12	みずほ投信投資顧問	H21.11.11	H21.12.18	H22.2.26	
			13	トップリート・アセット・マネジメント	H21.12.3	H22.1.12	H22.2.19	
			14	ミカサ・アセット・マネジメント	H21.12.7	H22.1.22	H22.3.26	
		助言	1	ユナイテッド・マネージャーズ・ジャパン	H21.4.20	H21.5.13	H21.5.29	
	投資法人		1	日本プライムリアルティ投資法人	H20.11.10	H20.12.15	H21.6.8	
			2	東京スピリット投資法人	H21.1.19	H21.2.20	H21.8.5	
			3	プレミア投資法人	H21.1.19	H21.2.26	H21.7.13	
			4	日本ビルファンド投資法人	H21.3.23	H21.4.22	H21.7.13	
			1	東急リアル・エステート投資法人	H21.5.27	H21.6.23	H21.9.11	
			2	フロンティア不動産投資法人	H21.8.25	H21.9.18	H21.11.20	
			3	森ヒルズリート投資法人	H21.8.25	H21.9.28	H21.11.20	
			4	ケネディクス不動産投資法人	H21.10.13	H21.11.6	H22.2.19	
			5	日本ロジスティクスファンド投資法人	H21.10.21	H21.11.16	H22.2.5	
			6	トップリート投資法人	H21.12.3	H22.1.12	H22.2.19	
			7	日本賃貸住宅投資法人	H21.12.7	H22.1.22	H22.3.26	
	登 金		1	新生銀行	H20.11.4	H20.11.27	H21.4.15	

担　当		区分		被　検　査　法　人	検査着手日	臨店終了日	検査結果通知日	勧　告
	自　主		*1*	東京証券取引所	H21.1.26	H21.3.27	H21.7.3	
			2	東京証券取引所自主規制法人	H21.1.26	H21.3.27	H21.7.3	
			3	東京証券取引所グループ	H21.1.26	H21.3.27	H21.7.3	
			1	大阪証券取引所	H21.4.20	H21.5.29	H21.7.1	
			2	ジャスダック証券取引所	H21.4.27	H21.5.25	H21.7.1	
			3	東京証券取引所	H21.9.2	H21.10.2	H21.10.29	
			4	東京証券取引所グループ	H21.9.2	H21.10.2	H21.10.29	
			5	東京証券取引所自主規制法人	H21.9.2	H21.10.2	H21.10.29	

(注1)　区分欄の「国内」は国内証券会社、「外証」は外国証券会社、「登金」は登録金融機関、「運用」は投資運用業者、「投資法人」は投資法人、「助言」は投資助言・代理業者、「自主」は自主規制機関である。

(注2)　斜字体数字は、平成20検査年度に検査に着手した法人である。

(注3)　勧告欄の○は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対する勧告を行ったものである。
なお、勧告の公表を控える場合がある。

担　当		区分		被　検　査　法　人	検査着手日	臨店終了日	検査結果通知日	勧　告
関　東	金商業者							
		旧国内	*1*	トレイダーズ証券	H20.4.9	H20.4.24	H21.4.13	
			2	エイチ・エス証券	H20.8.28	H20.9.26	H21.8.4	
			3	成瀬証券	H20.8.28	H20.9.18	H21.6.5	○
			4	日本インベスターズ証券	H20.11.19	H20.12.2	H21.5.29	○
			5	ディー・ブレイン証券	H21.1.22	H21.2.6	H21.7.23	
			6	大成証券	H21.2.24	H21.3.6	H21.4.2	
			7	アイティーエム証券	H21.2.24	H21.3.6	H21.4.9	
			8	日本プライベート証券	H21.2.24	H21.3.4	H21.4.17	
			9	インヴァスト証券	H21.2.25	H21.3.17	H21.5.28	
			10	G-ストック証券	H21.3.3	H21.3.19	H21.7.8	
			11	みらい證券	H21.3.3	H21.3.13	H21.4.16	
			12	プレステージ・アセット・マネジメント証券	H21.3.11	H21.3.18	H21.4.23	
			1	赤木屋證券	H21.4.9	H21.4.24	H21.6.4	
			2	武甲証券	H21.4.14	H21.4.23	H21.5.27	
			3	キャピタル・パートナーズ証券	H21.5.26	H21.6.10	H21.9.3	
			4	山和証券	H21.5.26	H21.6.10	H21.7.17	
			5	新和証券	H21.5.28	H21.6.12	H21.7.13	
			6	スーパーファンド証券	H21.6.2	H21.6.11	H21.6.25	
			7	アクシーズ・ジャパン証券	H21.6.2	H21.6.12	H21.7.17	
			8	國府証券	H21.6.4	H21.6.12	H21.8.4	
			9	アーツ証券	H21.7.14	H21.7.24	H21.10.20	
			10	富岡証券	H21.7.14	H21.7.24	H21.10.23	
			11	臼木証券	H21.7.14	H21.7.24	H21.10.19	
			12	タワー証券	H21.7.14	H21.7.24	H21.8.24	
			13	黒川木徳証券	H21.8.26	H21.9.15	H21.10.20	
			14	タッチストーン・キャピタル証券	H21.8.26	H21.9.11	H21.11.13	
			15	証券ジャパン	H21.8.26	H21.9.15	H21.12.11	
			16	エコ・プランニング証券	H21.8.26	H21.9.11	H21.11.10	
			17	丸大証券	H21.8.26	H21.9.15	H21.10.16	
			18	バンクオブニューヨークメロン証券	H21.8.26	H21.9.11	H21.10.9	
			19	立花証券	H21.10.14	H21.11.13	H22.3.11	
			20	リーディング証券	H21.11.16	H21.12.1	H22.3.17	
			21	ARUJI GATE証券	H21.11.19	H21.12.1	H21.12.21	
			22	新潟証券	H21.12.7	H21.12.11	H22.1.29	
			23	そしあす証券	H22.1.19	H22.2.17	H22.3.15	
			24	マスター証券	H22.1.19	H22.1.29	H22.3.29	
		旧金先	*1*	北辰物産	H21.1.20	H21.1.30	H21.9.29	○
			2	エーアールティー	H21.1.20	H21.1.27	H21.4.6	
			3	AFT	H21.1.22	H21.1.30	H21.4.2	
			4	上田ハーロー	H21.2.24	H21.3.6	H21.4.21	
			5	カネツFX	H21.3.3	H21.3.13	H21.4.16	
			6	カネツGKGoh	H21.3.3	H21.3.13	H21.6.8	
			1	FXトレード・フィナンシャル	H21.6.2	H21.6.12	H21.7.13	
			2	FXリアル	H21.6.4	H21.6.16	H21.7.13	
			3	ODL JAPAN	H21.7.14	H21.7.24	H21.10.28	
			4	FX ZERO	H21.7.14	H21.7.24	H21.8.21	
			5	外為どっとコム	H21.8.26	H21.9.11	H22.1.15	
			6	ヴォイスコム	H21.9.1	H21.9.11	H21.10.28	
			7	アトランティック・ファイナンシャル・コーポレーション	H21.11.16	H21.12.2	H22.1.7	
		2種業	1	日本アイビートレード	H21.10.14	H21.10.28	H22.3.12	
			2	コンコード	H21.10.14	H21.10.27	H21.10.29	○
			3	ウィズダムキャピタル	H21.10.14	H21.10.28	H21.11.12	○
			4	ミュージックセキュリティーズ	H21.11.26	H21.12.11	H22.3.29	

担　当		区分		被　検　査　法　人	検査着手日	臨店終了日	検査結果通知日	勧　告
		助言	*1*	M･Aアセットマネージメント	H20.11.26	H20.12.3	H21.4.21	
			2	イー・キャピタル	H21.1.19	H21.1.30	H21.6.30	
			3	エスアンドケイ投資顧問	H21.1.20	H21.1.30	H21.4.10	
			1	エフ・エリオット	H21.4.9	H21.4.17	H21.6.26	
			2	メディック投資顧問	H21.4.9	H21.4.21	H21.8.24	
			3	アイエスオー	H21.4.9	H21.5.18	H21.9.4	○
			4	フォレスト出版	H21.4.9	H21.4.21	H21.9.18	○
			5	CMB	H21.4.13	H21.4.17	H21.8.31	
			6	オスピス	H21.4.13	H21.4.17	H21.6.26	
			7	JCブレイン投資顧問	H21.4.13	H21.4.21	H21.11.10	
			8	兜町インターナショナル	H21.4.13	H21.4.21	H21.9.3	
			9	T&Cフィナンシャルリサーチ	H21.4.15	H21.4.23	H21.8.25	
			10	フィスコプレイス	H21.4.15	H21.4.22	H21.5.27	
			11	イーチャレンジ	H21.5.21	H21.6.2	H21.7.10	
			12	日本インベストメント・リサーチ	H21.5.21	H21.6.2	H21.7.10	
			13	ライジングブル投資顧問	H21.5.21	H21.5.29	H21.6.25	
			14	ユナイテッドシステムズパートナーズ	H21.11.19	H21.11.27	H21.12.18	
			15	トレーディングスター	H21.12.9	H21.12.15	H22.1.26	
			16	モーゲージ・サポート	H22.1.19	H22.2.8	H22.2.26	○
近　畿	金商業者							
		旧国内	*1*	広田証券	H21.1.19	H21.2.12	H21.5.14	
			2	三京証券	H21.2.26	H21.3.16	H21.4.24	
			3	だいこう証券ビジネス	H21.3.4	H21.3.19	H21.6.11	
			1	光世証券	H21.4.8	H21.4.28	H21.6.10	
			2	神崎証券	H21.4.8	H21.4.23	H21.6.5	
			3	篠山証券	H21.7.22	H21.8.6	H21.9.15	
			4	相生証券	H21.7.22	H21.8.6	H21.9.24	
			5	ひびき証券	H21.9.1	H21.9.18	H21.12.18	
			6	丸近證券	H21.9.30	H21.10.16	H22.1.29	
			7	プレジアン証券	H22.1.19	H22.2.3	H22.3.26	
		旧金先	1	大阪為替倶楽部	H21.5.11	H21.5.15	H21.5.27	
		助 言	*1*	ジェイエスアール	H21.2.10	H21.2.13	H21.4.20	
			1	エクスポネンシャル	H21.4.6	H21.4.9	H21.4.30	
			2	日本投資技術協会	H21.4.14	H21.4.20	H21.10.9	
			3	まんてん	H21.4.14	H21.4.17	H21.6.4	
			4	ウィン情報	H21.5.27	H21.6.2	H21.6.30	
			5	らくらくトレード投資顧問	H21.5.27	H21.6.2	H21.6.30	
			6	システムトレード投資顧問	H21.5.27	H21.6.2	H21.6.25	
			7	マネービル	H21.5.27	H21.6.2	H21.6.18	
			8	Joule	H21.5.27	H21.6.2	H21.11.13	○
	登　金		*1*	京都信用金庫	H21.3.2	H21.3.13	H21.4.7	
			1	但馬銀行	H21.5.27	H21.6.9	H21.6.25	
			2	びわこ銀行	H21.9.1	H21.9.16	H21.12.22	
北海道	金商業者							
		旧国内	*1*	SBI証券　函館支店	H21.3.9	H21.3.19	H21.6.16	
			1	大和証券　釧路支店	H21.5.19	H21.5.29	H21.6.30	
			2	東海東京証券　札幌支店	H21.8.31	H21.9.14	H21.12.15	
		助 言	1	さくら投資顧問	H21.4.15	H21.4.16	H21.6.15	
			2	FPLアセットマネジメント	H21.6.17	H21.6.18	H21.6.30	
	登　金		1	帯広信用金庫	H21.10.14	H21.10.22	H22.1.15	
	仲　介		1	北海道ファイナンシャルプランナーズ	H22.1.20	H22.1.26	H22.3.5	○
東　北	金商業者							
		旧国内	*1*	みずほインベスターズ証券　福島支店	H21.3.9	H21.3.19	H21.4.20	
			1	大和証券　山形支店	H21.4.6	H21.4.17	H21.6.19	
			2	三菱UFJ証券　会津支店	H21.5.18	H21.5.29	H21.6.18	

担　当		区分		被　検　査　法　人	検査着手日	臨店終了日	検査結果通知日	勧　告
			3	SMBCフレンド証券　弘前支店	H21.9.7	H21.9.18	H21.10.19	
	登　金		1	秋田銀行	H21.2.16	H21.2.27	H21.4.21	
			1	あぶくま信用金庫	H21.7.29	H21.8.21	H21.9.4	
			2	東邦銀行	H21.10.20	H21.10.30	H21.12.10	
			3	岩手銀行	H21.12.8	H21.12.18	H22.3.16	
東　海	金商業者							
		旧国内	1	六二証券	H21.9.1	H21.9.18	H21.10.16	
			2	大石証券	H21.11.24	H21.12.11	H22.1.22	
			3	静岡東海証券	H22.1.14	H22.2.2	H22.3.1	
		旧金先	1	MJ	H20.12.2	H21.2.10	H21.10.9	○
			2	TONK	H21.3.18	H21.4.3	H21.6.26	○
			1	セントレード	H21.10.19	H21.11.4	H21.11.20	
		助 言	1	United Neutral Office	H21.3.2	H21.3.19	H21.5.19	
			2	アルペン経済	H21.3.2	H21.3.5	H21.7.17	
			1	東山経済研究所	H21.5.12	H21.5.26	H21.9.7	
			2	大伸経済研究社	H21.5.12	H21.5.14	H21.6.30	
			3	太閤	H21.6.4	H21.6.10	H21.8.19	
			4	余吾経済研究社	H21.6.8	H21.6.11	H21.6.24	
			5	ポラリス投資コンサルタント	H21.6.8	H21.6.12	H21.7.22	
			6	アジアン・ブルー	H21.7.6	H21.7.27	H21.11.10	○
	登　金		1	清水銀行	H21.3.24	H21.4.10	H21.4.24	
			1	あいち中央農業共同組合	H21.9.1	H21.9.14	H21.12.22	
			2	碧海信用金庫	H21.12.7	H21.12.21	H22.1.27	
			3	第三銀行	H22.1.14	H22.2.1	H22.2.25	
北　陸	金商業者							
		旧国内	1	東海東京証券　富山支店	H21.2.19	H21.3.3	H21.6.29	
			2	竹松証券	H21.3.12	H21.3.31	H21.6.22	
			1	三菱UFJ証券　富山支店	H21.4.14	H21.4.27	H21.8.21	
			2	益茂証券	H21.5.20	H21.6.4	H21.11.18	
			3	富証券	H21.10.20	H21.10.30	H22.1.18	
		助言	1	エステック不動産投資顧問	H21.6.17	H21.6.19	H21.8.21	
	登　金		1	富山銀行	H21.9.29	H21.10.7	H21.12.7	
			2	のと共栄信用金庫	H21.9.29	H21.10.7	H21.12.8	
			3	福邦銀行	H21.12.10	H21.12.18	H22.2.3	
中　国	金商業者							
		旧国内	1	岡三証券　広島支店	H21.1.13	H21.1.23	H21.5.27	
			2	大山日ノ丸証券	H21.2.24	H21.3.13	H21.5.21	
			3	大和証券　鳥取支店	H21.3.31	H21.4.10	H21.6.17	
			1	ウツミ屋証券	H21.5.25	H21.6.5	H21.6.29	
			2	SMBCフレンド証券　岡山支店	H21.9.3	H21.9.15	H21.10.30	
			3	ワイエム証券	H21.10.6	H21.10.23	H22.1.18	
			4	丸三証券　呉支店	H21.11.9	H21.11.18	H21.12.22	
			5	日本アジア証券　岡山支店	H22.1.12	H22.1.22	H22.3.29	
	登　金		1	吉備信用金庫	H21.4.20	H21.4.24	H21.6.23	
			2	日本海信用金庫	H21.7.13	H21.7.17	H21.8.31	
四　国	金商業者							
		旧国内	1	大和証券　徳島支店	H21.3.3	H21.3.24	H21.5.28	
			1	香川証券	H21.5.26	H21.6.17	H21.10.13	
			2	徳島合同証券	H21.8.26	H21.9.11	H21.11.9	
			3	三菱UFJ証券　高松支店	H21.9.29	H21.10.16	H21.12.8	
	登　金		1	百十四銀行	H21.4.2	H21.4.14	H21.5.28	
			2	愛媛銀行	H21.4.23	H21.5.15	H21.6.30	
九　州	金商業者							
		旧国内	1	みずほインベスターズ証券　熊本支店	H21.3.23	H21.3.31	H21.4.28	
			1	岡三証券　熊本支店	H21.5.26	H21.6.3	H21.6.29	

担　当		区分		被　検　査　法　人	検査着手日	臨店終了日	検査結果通知日	勧　告
			2	大和証券　大分支店	H21.9.28	H21.10.9	H21.11.12	
		助言	1	ナガタ投資顧問	H21.4.14	H21.4.17	H21.5.27	
	登　金		*1*	肥後銀行	H21.2.23	H21.3.6	H21.4.13	
			1	大分県信用組合	H21.12.8	H21.12.18	H22.3.25	
			2	熊本ファミリー銀行	H22.1.18	H22.1.29	H22.3.18	
福　岡	金商業者							
		旧国内	*1*	飯塚中川証券	H20.10.9	H20.10.29	H21.5.14	
			1	三菱UFJ証券　長崎支店	H21.9.16	H21.10.6	H21.11.6	
		助 言	*1*	オフィス出島	H20.11.11	H20.11.21	H21.4.22	
			2	KG投資顧問	H21.3.12	H21.3.18	H21.6.30	
			1	ゴールドスター・アセットマネジメント	H21.4.8	H21.4.17	H21.6.18	
			2	アイリンクインベストメント	H21.5.20	H21.6.2	H21.9.15	
			3	福岡キャピタルパートナーズ	H21.5.25	H21.5.29	H21.6.30	
	登　金		*1*	福岡ひびき信用金庫	H21.2.19	H21.3.3	H21.4.23	
			1	九州労働金庫	H21.10.19	H21.10.30	H21.12.28	
			2	遠賀信用金庫	H21.11.11	H21.11.19	H22.1.6	
沖　縄	登　金		1	コザ信用金庫	H21.11.4	H21.11.10	H21.12.25	

(注1)　区分欄の「旧国内」は金商法施行前の区分の国内証券会社、「登金」は登録金融機関、「金先」は金融先物取引業者、「仲介」は証券仲介業者、「助言」は投資助言・代理業者である。

(注2)　斜字体数字は、平成20検査年度に検査に着手した法人である。

(注3)　勧告欄の○は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対する勧告を行ったものである。
なお、勧告の公表を控える場合がある。

証券検査の手順

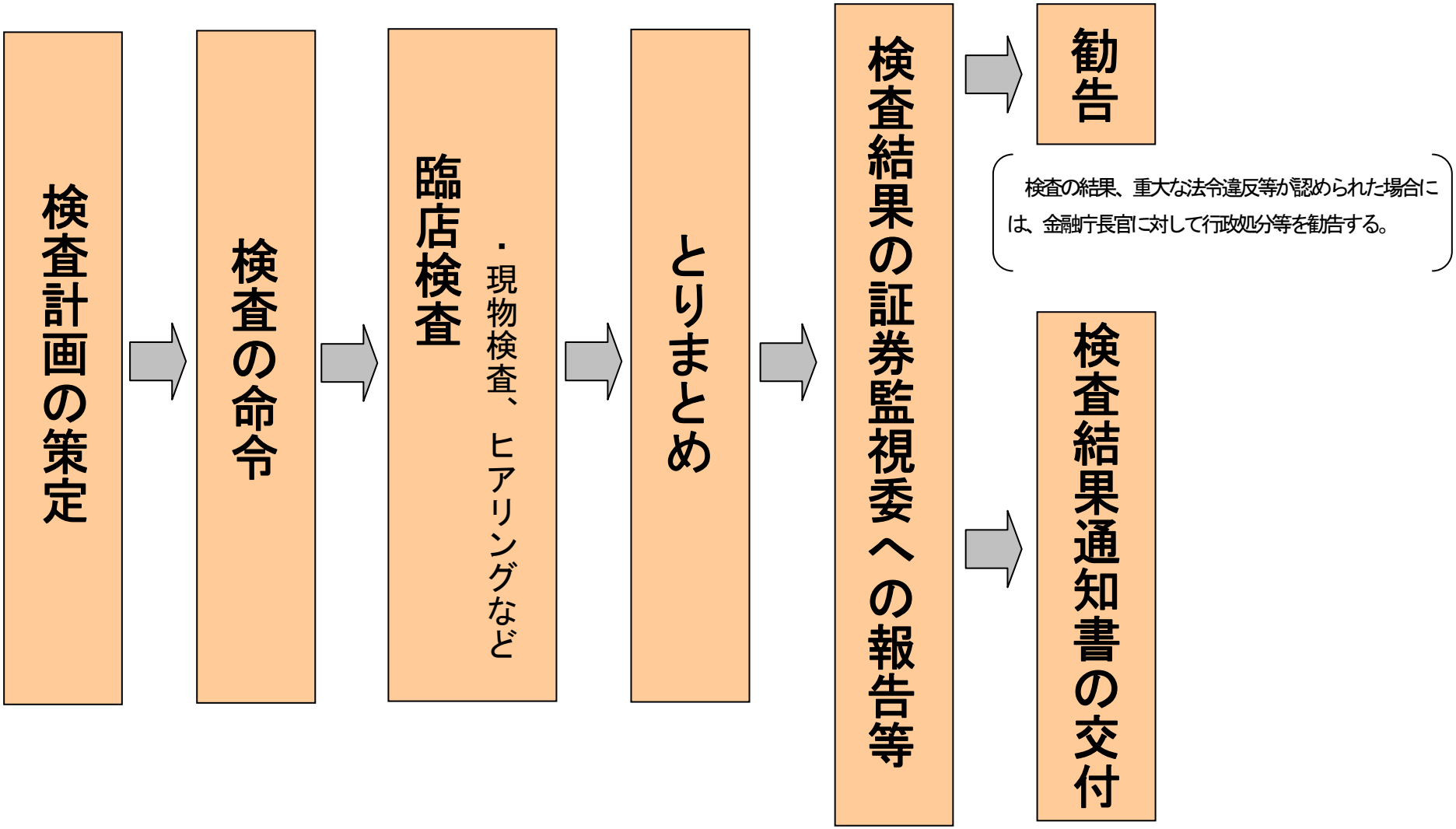
検査計画の策定
検査の命令
臨店検査
・現物検査、ヒアリングなど
とりまとめ
検査結果の証券監視委への報告等
勧告
検査の結果、重大な法令違反等が認められた場合には、金融庁長官に対して行政処分等を勧告する。
検査結果通知書の交付

2－4　勧告実施状況

1　勧告実施件数一覧表

区　　分	17年7月～18年6月	18年7月～19年6月	19年7月～20年6月	20年7月～21年6月	うち 21年4月～21年6月	21年4月～22年3月
勧　告　件　数	39	43	59	50	(19)	74
課徴金納付命令に関する勧告	9	14	31	32	(15)	53
訂正報告書等の提出命令に関する勧告	1	1	—	—	—	—
証券検査結果に基づく勧告	29	28	28	18	(4)	21
証券監視委の行った検査に基づく勧告	10	13	13	6	(1)	8
財務局長等の行った検査に基づく勧告	19	15	15	12	(3)	13
犯則事件の調査に基づく勧告	—	—	—	—	—	—

（注）平成16検査事務年度の勧告には、検査に基づく勧告と犯則事件の調査に基づく勧告を併せて行ったので、勧告合計と内訳は一致しない。

（注）20事務年度の欄のうちカッコ書きは21年度との重複期間（21年4月～6月末）の件数である。

2-① 金融商品取引業者等に対する行政処分等に係る勧告実績　～平成19事務年度～

	担当	被 検 査 法 人	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等
1	委員会	バンク・エー・アイ・ジー	19.7.19	法人関係情報に基づく有価証券の売買
2	関東	丸國証券	19.9.14	証券会社の使用人による投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買をする行為
3	東海	丸八証券	19.9.28	取引一任勘定取引の契約を締結する行為 取引所有価証券市場における上場有価証券の相場を固定させる目的をもって、一連の上場有価証券の買付けの受託・執行をする行為
4	近畿	フェニックス証券	19.10.16	受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客に対し、電話をかけて、受託契約等の締結を勧誘する行為
5	関東	ぱんせい証券	19.10.17	取引一任勘定取引の契約を締結する行為
6	委員会	みずほ証券	19.10.19	親銀行から非公開情報を受領する行為及び親銀行から取得した非公開情報を利用して勧誘する行為
7	委員会	ムーンライトキャピタル	19.11.16	投資一任契約に係る業務の認可取得前にファンドの一任運用をする行為
8	委員会	日本証券金融	19.11.27	品貸入札における不公正な調整について
9	委員会	バークレイズ・キャピタル証券	19.11.30	外務員の職務に関する著しく不適当な行為（弊害防止措置に係る禁止行為を免れることを意図した取引の着手）
10	福岡	スターアセット証券	19.12.3	金融商品取引業者の使用人による投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買をする行為
11	東海	ユニバーサル・インベストメント	19.12.7	不適切な区分管理の状況 自己資本規制比率が120%を下回る状況 純財産額が最低純財産額に満たない者に該当することとなったときに該当する状況
12	委員会	名古屋証券取引所	19.12.13	上場審査業務に係る不備 前回検査指摘事項等の改善措置の実施状況等に係る不備
13	関東	国泰キャピタル	19.12.18	顧客から預託を受けた委託証拠金を自己の固有財産と区分して管理していない状況 自己資本規制比率の虚偽の届出等
14	関東	新日本通商	19.12.18	電子情報処理組織の管理が不十分な状況等
15	委員会	ウェル・フィールド証券	20.2.15	法人関係情報の管理不備
16	委員会	ジャパン・ホテル・アンド・リゾート投資法人	20.2.29	投資法人が、資産運用会社の利害関係人が本来負担すべきであった費用を負担している状況
17	委員会	ジャパン・ホテル・アンド・リゾート	20.2.29	利益相反状況における資産運用会社の忠実義務違反
18	関東	ニッツウトレード	20.3.14	財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがある状況 純財産額が最低純財産額に満たない状況 自己資本規制比率が120パーセントを下回る状況 不適切な区分管理等の状況
19	東海	安藤証券	20.4.25	インターネット取引に係る本人確認の不備
20	東海	ジェイ・エヌ・エス	20.4.25	金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いと認められる状況等
21	委員会	SBIイー・トレード証券	20.5.13	顧客の有価証券の売買等に関する管理が法人関係情報に係る不公正取引の防止上不十分な状況
22	委員会	ユナイテッドワールド証券	20.5.13	システムリスク管理態勢の不備 分別管理に係る顧客分別金信託額が不足している状況 取引の相手方が取引の名義人等になりすましている疑いがある場合における顧客等の本人確認の未済
23	委員会	プロスペクト・レジデンシャル・アドバイザーズ	20.6.17	不適切な利益相反管理態勢 不動産鑑定業者に対する不適切な資料提供に係る善管注意義務違反
24	近畿	ヒロセ通商	20.6.20	受託契約等の締結の勧誘を受けた顧客が当該受託契約等を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
25	東海	愛知銀行	20.6.24	外務員登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせる行為
26	北陸	荒町証券	20.6.25	金融商品取引業者の役員による投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買
27	委員会	大和証券	20.6.27	本人確認を行わない行為及び検査忌避行為

	19事務年度
委員会	13
財務局	15
合計	28

※ 19事務年度の左記28件には、未公表分1件含む
※ 網掛けは財務局等（事案）である。

2-② 金融商品取引業者等に対する行政処分等に係る勧告実績 ～平成20事務年度～

	担当	被 検 査 法 人	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等
1	福岡	ゴールデンピラミッド	20.7.11	著しく事実に相違する表示のある広告をする行為
2	北海道	アセットカンパニー	20.8.1	不正の手段により金融商品取引業の登録を受けた行為 自己資本規制比率が120%を下回る状況等 自己の財産と顧客の財産を区分管理していない状況
3	関東	常盤Investments	20.8.8	電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況
4	近畿	パンタ・レイ証券	20.9.17	顧客の損失を補てんするため、財産上の利益を提供する行為等 電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況
5	関東	丸三証券	20.10.15	特定口座開設顧客に対し必要な情報を適切に通知していないと認められる状況
6	関東	テリーサポートフォリオマネジメント	20.10.29	検査忌避及び報告徴取命令違反
7	福岡	サクセット	20.11.4	店頭金融先物取引において、売付け及び買付けの価格を同時に提示せずに値決めを行っている状況
8	委員会	シービーアールイー・レジデンシャル・マネジメント	20.11.7	第三者割当増資の決議等に係る議事録の不実記載等
9	委員会	クリード・リート・アドバイザーズ	20.11.14	利害関係を有する者からの資産の取得等に係る善管注意義務違反
10	委員会	ジャパン・アドバイザリー	20.12.5	法人関係情報の管理に係る内部管理態勢が機能していない状況及び法人関係情報を利用した助言
11	委員会	楽天証券	21.3.13	金融商品取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況
12	委員会	マネックス証券	21.3.13	金融商品取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況
13	関東	アヴァロン湘南証券	21.3.27	金融商品仲介業者の法令違反行為を防止するための措置が十分でないと認められる状況、及び、特定同意注文に基づく取引を行う場合の十分な社内管理体制を整備していない状況
14	関東	ユウキャピタルマネジメント	21.3.27	金融商品仲介業者に係る制限を超える金融商品取引行為等
15	関東	日本インベスターズ証券	21.5.29	外国投資信託受益証券の解約等に係る顧客分別金の信託不足
16	関東	成瀬証券	21.6.5	当社に帰属しない配当金を不当に受領する行為等
17	委員会	ゲインズ・アセット・マネジメント	21.6.26	集団投資スキーム持分の募集において公益及び投資者保護上重大な法令違反行為が認められる状況
18	東海	TONK	21.6.26	自己資本規制比率が120%を下回る状況 純財産額が最低純財産額に満たない者に該当することとなったときに該当する状況

	20 事務年度
委員会	6 (1)
財務局	12 (3)
合計	18 (4)

※ 左記の件数カッコ書きは21年度との重複期間（21年4月～6月末）の件数である。
※ 網掛けは財務局等（事案）である。

2-③ 金融商品取引業者等に対する行政処分等に係る勧告実績 ～平成21年度～

	担当	被 検 査 法 人	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等
1	関東	日本インベスターズ証券	21.5.29	外国投資信託受益証券の解約等に係る顧客分別金の信託不足
2	関東	成瀬証券	21.6.5	当社に帰属しない配当金を不当に受領する行為等
3	委員会	ゲインズ・アセット・マネジメント	21.6.26	集団投資スキーム持分の募集において公益及び投資者保護上重大な法令違反行為が認められる状況
4	東海	TONK	21.6.26	自己資本規制比率が120%を下回る状況 純財産額が最低純財産額に満たない者に該当することとなったときに該当する状況
5	関東	アイエスオー	21.9.4	無登録による有価証券の売買 事業報告書の虚偽記載
6	委員会	New Asia Asset Management	21.9.11	集団投資スキーム持分の私募の取扱いにおいて公益及び投資者保護上重大な法令違反行為等が認められる状況
7	関東	フォレスト出版	21.9.18	著しく事実に相違する表示のある広告を行う行為
8	関東	北辰物産	21.9.29	取引一任勘定取引の受託・執行 取引一任勘定取引により顧客に生じた損失を補てんする行為 検査忌避
9	東海	MJ	21.10.9	電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況 顧客に対し特別の利益を提供する行為等 顧客に対する注文方法の提示において誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
10	委員会	ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ(ジャパン)リミテッド	21.10.16	報告徴取命令に対する対応の不備 特定の上場金融商品の相場を固定させる目的をもって、買付けの申込み等を行う行為
11	関東	コンコード	21.10.29	集団投資スキームに係る取得勧誘及び運用において公益及び投資者保護上重大な法令違反行為等が認められる状況
12	東海	アジアン・ブルー	21.11.10	無登録による有価証券の売買及びその媒介行為並びに投資助言業に係る顧客を相手方とした有価証券の売買の媒介行為
13	関東	ウィズダムキャピタル	21.11.12	自己の利益を図るためファンド出資者の利益を害する運用を行う行為
14	近畿	Joule	21.11.13	著しく事実に相違する表示のある広告をする行為
15	委員会	コスモ証券	21.12.8	法令違反その他の不適当な勧誘行為が組織的かつ多数行われ、それが看過されているなど、経営管理態勢及び営業管理態勢に重大な不備が認められる状況
16	委員会	アール・ビー・エス・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド	22.1.19	損失補てん
17	委員会	RST	22.1.20	出資金の使途が不明な状況 分別管理が確保されていない状況で私募を行う行為 収益が発生していない状況で配当金を支払っているにもかかわらず私募を行う行為
18	委員会	Art Investment Bank	22.1.29	集団投資スキーム持分の私募の取扱いにおいて公益及び投資者保護上著しく不当な行為が認められる状況 集団投資スキーム持分の私募の取扱いにおいて公益及び投資者保護上問題が認められる状況
19	委員会	SBI証券	22.2.5	金融商品取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況
20	関東	モーゲージ・サポート	22.2.26	投資事業組合への出資の勧誘等 報告徴取命令に対する虚偽報告
21	北海道	北海道ファイナンシャルプランナーズ	22.3.5	金融商品仲介業者に係る制限を逸脱する行為

	21年度
委員会	8
財務局	13
合計	21

※ 網掛けは財務局等(事案)である。

３　勧告事案の概要一覧表

⑴　証券検査に基づく勧告

①金融商品取引業者等に対する行政処分等に係る勧告

（凡例）

◎は、会社等及び役職員が勧告の対象となったもの。

○は、会社等が勧告の対象となったもの。

・は、役職員が勧告の対象となったもの。

区分欄は、検査を実施した財務局等の略称（表示の無いものは証券監視委の検査）。

（平成 21 年７月～平成 22 年３月末）

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
1	21．9．4（関東）	○　無登録による有価証券の売買 株式会社アイエスオー（以下「当社」という。）は、投資助言・代理業の登録を受けている金融商品取引業者であるが、当社代表取締役社長（当時）及び統括部長（当時）は、平成 19 年 10 月頃、当社が預かっていた未公開株４株の売却代金を当社の運転資金に充当することを目的として、当社の顧客に売却することを決め、当社使用人に対して、当該株券４株の売却ができそうな顧客を探すよう指示した。 当該指示を受けた当該使用人は、その業務に関し、担当している顧客の中から、顧客１名を選び出したうえで、同人に連絡し勧誘を行い、平成 19 年 10 月 19 日に当該株券１株を売却し、同年 11 月 29 日に当該株券３株を売却した。 ○　事業報告書の虚偽記載 平成 20 年 10 月頃、当社代表取締役社長は、当社の顧客から借入金に係る返済の申入れを受けたことから、同 19 年８月期の営業報告書に計上している短期借入金以外の借入金が存在していることを知り、当社が債務超過に陥っている状況であることを認識した。 その後、当社は、事業報告書（平成 20 年８月決算期）の作成に当たり、債務超過に陥っている状況を当局に知られることを回避する目的で、同年 12 月において、代表取締役社長が認識していた短期借入金を過少計上するなど、虚偽の計数を記載した事業報告書を作成し関東財務局長に提出した。	会社に対する処分 業務停止命令 ・金融商品取引業の全ての業務を平成 21 年９月 11 日から平成 21 年 12 月 10 日まで停止すること（ただし、顧客との顧問契約の解約業務を除く。）。 業務改善命令 ①金融商品取引業務（投資助言業務）を適切に行うための法令遵守態勢、経営管理態勢及び業務運営態勢を整備すること。 ②本件行為の責任の所在の明確化を図るとともに、適切な再発防止策を講じること。 ③本件についての適切な公表や、適切な解約対応等、投資者保護のため万全を期すること。 ④債務超過であることを踏まえた今後の当社の業務運営方針を策定すること。 ⑤上記①から④までのことについて、具体的な改善策を平成 21 年 10 月 13 日（火）までに、書面で東京財務事務所に報告すること。
2	21．9．11	○　集団投資スキーム持分の私募の取扱いにおいて公益及び投資者保護上重大な法令違反行為等が認められる状況 Ｎｅｗ　Ａｓｉａ　Ａｓｓｅｔ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ株式会社（以下「当社」という。）は、平成 20 年 12 月４日に第二種金融商品取引業の変更登録を受け、ファンド営業者が取得した車	会社に対する処分 登録取消し 業務改善命令

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
2 つづき		両や重機等をモンゴル国内で資源開発を行う会社にリースする等により出資金を運用するとした「モンゴルファンド」（以下「ファンド」という。）の私募の取扱いを行っているところであるが、当該業務において、下記のとおり、公益及び投資者保護上重大な法令違反行為等が認められた。 (1) 無登録業者に対する私募の取扱業務の業務委託 当社は、東京プリンシパル・セキュリティーズ・ホールディング株式会社が金融商品取引業の登録を受けた者でないことを知りながらファンドの私募の取扱業務を委託し、同社の営業担当者に当社の名において私募の取扱業務を行わせている。 (2) ファンド出資金の流用等 ① 収益金を受け取る銀行口座からの資金の流用 当社代表取締役社長は、平成21年7月28日、当社経理課長に命じ、ファンドの収益金口座に入金されていた約3,000万円を出金させ、同日、これをグループ会社からの借入金の返済に充当し、もって資金の流用を行った。 ② 配当金の支払いが出資金を原資としていることを知りながら行った私募の取扱い 当社は、平成21年1月13日に総額339,130円、同年3月10日に総額985,903円、同年5月11日に総額1,768,484円、同年7月10日に総額3,970,862円をそれぞれファンドの配当金として出資者に支払っている（別途、管理手数料を控除）が、これらの時点において、リース料等の入金は一切なく、これらの配当金は、投資者の出資金を原資とし、出資金の運用による収益を原資としていなかった。 当社は、ファンドの配当金の支払いが、投資者の出資金を原資としていることを知りながら私募の取扱いを行った。 (3) 誤解を生じさせる広告及び表示等 ① 誇大広告の表示 当社は、当社ホームページ上で、上記4回の配当金の支払いについて、「配当実績」と表示した上で「各出資額に応じた予定配当率で償還させていただきました。」と表示し、配当金の原資が投資者の出資金であるにもかかわらず、あたかも運用が順調に行われた結果、収益が発生し、予定どおりに配当されたかのような表示を行っており、著しく投資者を誤認させるような表示となっている。 ② 説明資料等における虚偽の表示 当社がファンドの投資者への説明資料に使用しているパンフレットには「ファンドの収益源となっているリース料は年間包括契約のため、採掘量などには左右されません。契約した時点でリース料は決まっているので配当の予測も可能です。実際、今年の1月と3月には予定通りの配当を行いました。」と表示されており、投資者へ「配当金」と称して支払った金銭は、あたかもファンドに重機等のリース料として収益が発生し、当該収益が支払われたかのような虚偽の表示となっており、投資者の判断を誤らせるような表示となっている。 さらに、当社は、上記4回の配当金の支払いに際し、当該計算期間中にリース事業によるリース料収入の入金が全くないにもかかわらず、あたかもリース料収入に基づく配当を行っているかのように装うため、当該計算期間におけるリース料収入及びそこから控除する費用の計算を記載した「匿名組合損益計算書」に、シミュレーションによって算出した虚偽の「リース料収入」の金額を記入し、各投資者に送付した。 (4) 変更登録前の私募の取扱い 当社は、当社が金融商品取引業の業務の種別について、変更登録を受ける前の平成20年7月頃、2名の投資者に対してファンドに係る私募の取扱いを行い、ファンド出資金及び手数料として合計約400万円を受け入れた。 (5) 事実と異なる変更登録申請書の記載	①顧客の状況、顧客が出資等をした財産の運用・管理状況を早急に把握し、匿名組合の営業者と協議して、当該財産の顧客への返還に関する方策を策定するとともに、これを匿名組合の営業者とともに確実に実施すること。 ②上記①について、顧客に対し、十分に説明すること。 ③顧客間の公平に配慮しつつ、顧客保護に万全の措置を講ずること。 ④顧客への説明及び出資金の返還のために必要な人的体制を整えること。 ⑤上記について、その対応・実施状況を平成21年9月18日（金）までに（①については速やかに）、書面で報告すること。

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
2 つづき		第二種金融商品取引業の変更登録を受けるに当たって、当社が、関東財務局長に提出した変更登録申請書によると、第二種金融商品取引業に係るコンプライアンス業務を担当する部署として管理部長を置く旨の記載があるが、変更登録申請の前後を通じて、管理部長として変更登録申請に記載された人物が当社に勤務していた実態はなく、また、当初から同人を当社社員として勤務させる予定もなかった。	
3	21．9．18 （関東）	○　著しく事実に相違する表示のある広告を行う行為 フォレスト出版株式会社（以下「当社」という。）は、投資助言業の顧客獲得を目的とし、次のような内容の広告を行った。 (1)　当社は、当社社員をモデルとした投資家Ａ氏という架空の人物を創作し、平成 20 年２月８日及び同月 15 日、当社の配信している無料メールマガジンに、「『ミスター・ストップ高』と異名をとった投資家Ａ氏。Ａ氏が推奨した新興株は、７割がストップ高をマーク。」などと記載し、多数の者に配信した。 (2)　平成 20 年４月１日から同 21 年４月８日までの間、当社ホームページに「ストップ高率７割を誇る株式情報をご提供します。」と表示した。 しかしながら、当社が本件広告を行う以前の助言実績を検証したところ、買付助言を行った銘柄でストップ高となったものの割合は、７割を大きく下回っており、当社は、投資助言業務の実績に関する事項について、著しく事実に相違する表示を行っていた。 また、当社社長もストップ高となった銘柄の割合が７割というはずがなく、これらの表示は事実に相違することを認識しながらも、当社は顧客獲得を目的に意図的に行っていたものである。	会社に対する処分 業務停止命令 ・金融商品取引業の全ての業務を平成 21 年 10 月２日から平成 21 年 11 月１日まで停止すること（ただし、顧客との投資顧問契約の解約業務を除く。）。 業務改善命令 ①再発防止策を講じるとともに、適切な経営管理態勢を整備すること。 ②本件広告が著しく事実に相違するものであった旨、適切に公表すること。 ③本件行為の責任の所在の明確化を図ること。 ④上記①から③までのことについて、具体的な改善策を平成 21 年 10 月 30 日までに、書面で報告すること。
4	21．9．29 （関東）	◎　取引一任勘定取引の受託・執行 北辰物産株式会社（以下「当社」という。）ＦＸ事業部長（当時。以下「Ａ部長」という。）は、その業務に関し、当社において外国為替証拠金取引を行っていた顧客（以下「顧客Ｂ」という。）との間で、当該取引の受託に関して、取引対象通貨、取引の数量、売買の別及び既に成立している取引を期限前に決済すること等について顧客の同意を得ないで定めることができる旨の合意をし（取引一任勘定取引の受託）、当該顧客名義の口座において平成 19 年３月６日から同年９月４日までの間、Ｃ社名義の口座（顧客Ｂの仮名口座）において同月 20 日から平成 20 年３月５日までの間、それぞれ取引一任勘定取引（以下「本件一任取引」という。）を行った（約定件数合計約 1,200 件、売買手数料を含む損失合計約 3,146 万円）。 ◎　取引一任勘定取引により顧客に生じた損失を補てんする行為 当社は、平成 20 年３月５日、顧客Ｂから、上記の取引一任勘定取引により損失が発生したとして当該損失を補てんするよう要求を受け、当社代表取締役社長（当時。以下同じ。）及び常務取締役等は、当該顧客との間で当該損失の補てんに係る金額・支払時期等に関する交渉を行うなどし、同月 28 日ころ、当該損失補てんの要求を受け入れることとし、当該顧客に取引損金及び慰謝料等として 31,972,501 円を支払うことを決め、Ａ部長に対して同額を支払うよう指示した。	会社に対する処分 業務停止命令 ・平成 21 年 10 月 13 日から平成 22 年４月 12 日までの間、全ての店頭デリバティブ取引に係る業務（顧客取引の結了のための取引等を除く）の停止。 業務改善命令 ①経営陣自らが法令違反行為に関与したことを踏まえ、責任の所在を明確化すること。 ②本件の法令違反行為の根本的な要因を究明し、法令違反行為の根絶に向けた再発防止策を策定すること。 ③その上で、経営管理態勢、内部管理態勢の抜本的な見直し

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
4 つづき		Ａ部長は、上記指示に従い、同年４月３日、本件一任取引により生じた顧客Ｂの損失を補てんするため、当該顧客に対し、31,972,501円を支払った。 ○　検査忌避 今回臨店検査中において、当社代表取締役社長は、当社が上記の損失補てんに会社として関与していない旨の事実に反する供述をするようＡ部長に指示し、また、自らもその旨の虚偽供述を繰り返した。 さらにそのような中で、代表取締役社長は、平成21年３月26日、検査官から上記の法令違反行為に係る関係書類を提出するよう指示を受け、その旨を当社役職員に指示したところ、常務取締役から、当該法令違反行為に係る重要な証拠書類である和解書や領収書等の書類５点が保管されていることの報告を受けた。当該報告を受けた代表取締役社長は、上記虚偽供述の内容に相反しない書類１点だけを提出することとし、その他の書類４点については「常務取締役に任せる」旨の指示をしたところ、当該指示を受けた常務取締役は、そのうち３点の書類をシュレッダーにより裁断した。	を図り、その十分な機能発揮の確保に取り組むこと。 ④役職員の法令遵守意識を高めるよう、必要な研修等を実施すること。 ⑤顧客に対し、本件処分について周知を図るとともに、顧客の意向に応じて適切な対応を行うこと。 ⑥上記の①から⑤について、その対応状況を平成21年11月９日（月）までに東京財務事務所へ書面で報告すること。また、②から⑤については、その実施状況を、当分の間３ヶ月ごとに東京財務事務所へ書面で報告すること。 外務員に対する処分 職務停止11週間
5	21.10.9 （東海）	○　電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況 株式会社ＭＪ（以下「当社」という。）は、平成19年４月から同20年11月までの間に、外国為替証拠金取引に係るシステムにおいて、少なくとも74件のシステム障害を発生させており、これらのシステム障害では、顧客の取引に損失を与えたものも多数含まれている。 しかしながら、当社においては、システム管理及びシステム障害発生時の対応に関する諸規程の整備が不十分であり、実効性を伴う内容となっていないこと、システム管理の殆どを担っている外部委託先の管理に関する規程・態勢が整備されていないこと、また、経営陣のシステムリスクに対する意識が低いことから、システム障害発生時の顧客対応においては、各部署が場当たり的な対応に終始し、顧客から障害発生に起因する損失が発生したとして苦情等の申し出があったものについてのみ、損失補てん等の対応を行うなど、十分な対応がなされていない。また、システム障害発生時における顧客への影響の調査も外部委託先任せとし、調査結果を鵜呑みにしたことにより、システム障害に起因する顧客被害を見落としている事例が認められた。 以上のように、当社におけるシステムリスク管理態勢については、極めて杜撰な状況が認められた。 ○　顧客に対し特別の利益を提供する行為等 (1) 顧客に対し特別の利益を提供する行為 当社は、平成20年４月29日に発生したシステム障害により損失を受けた顧客199名に対し、損失補てんを行っているが、うち１名の顧客より、当該損失補てん処理のほか、新規注文分を建てるために必要な証拠金を当社が負担するよう要求を受け、当社は、当該顧客に対し、本来の補てん金額に加えて不当な利益の提供と知りながら、計355,061円の特別の利益を提供した。 (2)　システム障害により損失を受けた顧客に対し、損失を補てんするため財産上の利益を提供しながら、その報告を行わない行為 当社は、平成20年３月６日、同年４月29日及び同年８月	会社に対する処分 業務停止命令 ・平成21年10月26日から同年11月１日までの間、全店舗における全ての店頭デリバティブ取引等業務（顧客取引の結了のための取引等を除く）の停止。 業務改善命令 ①今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること。 ②システム障害の発生原因を十分認識・検討し、対応方針を策定すること。その上で、監査の実施及びシステム障害発生時の速やかな報告態勢の確立等、実効性のあるシステムリスク管理態勢の整備を図り、確実に実行すること。 ③システム活用ガイドの「成行注文は、今の為替レートで素早く約定する」という記載が、カバー取引が成立した後に注文を約定させ

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
5 つづき		５日に発生したシステム障害により損失が生じた顧客のうち120名の顧客に対し、損失の補てんとして合計5,162,662円を支払っていながら、これらについて、東海財務局長に報告を行っていなかった。 ○　顧客に対する注文方法の提示において誤解を生ぜしめるべき表示をする行為 当社は、インターネット取引による外国為替証拠金取引において、顧客から注文を受けた場合、① 顧客取引を約定させた後、カバー取引先に発注する方法と、② 受注レートでカバー取引を執行し、当該カバー取引が成立した後に顧客注文を約定させる方法の、２通りの約定経路を設けている。また、当社は、上記①の方法を原則としており、当社が指定した特定の顧客につき、上記②の方法を採用している。 このような状況下、平成20年５月30日から同年12月１日までの間に②に指定された顧客51名の成行注文は、①の顧客の成行注文が速やかに約定する中、58,329件の注文のうち少なくとも25,466件の注文が不成立となっているほか、少なくとも30件の約定が①の顧客の約定に比して５秒以上遅延し、うち５件についてはロスカット注文が遅延したことにより損失が拡大するなど、両顧客の間では著しい差異が生じている。 この点、当社の顧客が取引において使用するトレードシステムの活用ガイドでは、「成行注文は、今の為替レートで素早く約定する」と説明されているが、②に指定された顧客の注文は、当該説明とは異なり、カバー取引が成立した後でなければ約定しない。 なお、当社は、顧客から注文が不成立になったことに関する苦情を多数受けているが、「当社の提示レートが変動したことにより注文が不成立となった」旨の説明を一律的に行うのみで、②に指定された顧客に対して適切な説明を行っていない。	ていた顧客にとって、誤解を招く表示であった旨を公表すること。 ④業務運営の各局面において、顧客間の公平を損なう取扱いが行われていないか、また、説明内容と実態に乖離が生じていないかを検証し、必要に応じて改善を図ること。 ⑤役職員の法令遵守意識を高めるよう、必要な研修等を実施すること。 ⑥上記の①～⑤の対応・実施状況を平成21年11月20日までに報告することとし、②から⑤については、その実施状況を当分の間３カ月ごとに報告すること。
6	21.10.16	○　報告徴取命令に対する対応の不備 ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ（ジャパン）リミテッド東京支店（以下「当支店」という。）は、平成20年11月28日付で金融庁長官から、「不適切な業務運営を看過するなど、経営管理態勢・内部管理態勢に重大な欠陥があると認められる状況」に該当するとして、行政処分（以下「本件行政処分」という。）を受けている。本件行政処分においては、当支店が「契約の履行過程の一部として、機械的に当該顧客の発行する株式の取引を行った」ことが、金融商品取引法第38条第６号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第１項第16号に規定する「法人関係情報に基づいて、自己の計算において当該法人関係情報に係る有価証券の売買その他の取引等をする行為」に該当すると認定されている。こうした事実認定は、金融商品取引法第56条の２に基づく金融庁長官の報告徴取命令を受けて、本件行政処分に先立ち当支店が提出した報告書の記載内容が、重要な要素となっている。 しかしながら、今回検査において、当該報告書に関する検証を行ったところ、① 当該報告書の記載内容に不足及び事実に反する記載があること、② 当支店は、調査・検証が不十分なまま当該報告書を作成し、これを提出していたことが認められた。また、③ 本件行政処分において、「法人関係情報に基づいて、自己の計算において当該法人関係情報に係る有価証券の売買その他の取引等をする行為」に該当すると認定された取引のうちには、「契約の履行過程の一部として、機械的に当該顧客の発行する株式の取引を行った」ものとは認められない取引が認められた。 ◎　特定の上場金融商品の相場を固定させる目的をもって、買付けの申込み等を行う行為 当支店株式オプション部トレーダーは、その業務に関し、平成20年11月５日、特定の上場銘柄の株式について、ストップ高買	会社に対する処分 業務停止命令 ・平成21年11月２日（月）から平成21年11月16日（月）までの間、当支店株式派生商品統括本部が行うすべての業務の停止（既往の契約の履行・結了に伴う業務その他当庁が個別に認めたものを除く。） 業務改善命令 ①今回の法令違反行為に係る役職員の責任の所在の明確化を図ること。 ②全役職員に対し、研修等を通じて、法令遵守意識の徹底を図ること。特に、株式派生商品統括本部の役職員に対して、金融商品取引法等が定める有価証券取引における禁止行為について、周知徹底を図ること。 ③内部調査・監査の適切な機能発揮に向

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
6 つづき		い気配に固定させる目的をもって、大引け間際に、ストップ高の１円下の指値及びストップ高となる指値での大量の買付注文を行い、当該銘柄の株価を固定させた。	けて、手続の整備や体制の充実・強化など、必要な方策を実施すること。 ④売買審査体制の抜本的な見直しを図ること。 ⑤経営管理態勢・内部管理態勢を抜本的に強化するため、平成 20 年 11 月 28 日の業務改善命令を受けて実施中の改善策について必要な見直しを行い、適切に実施すること。 ⑥上記①～⑤について、その実施状況を平成 21 年 11 月 24 日（火）まで（さらに同日後の進捗状況について、平成 22 年１月 29 日(金)まで及びその後３月毎）に、及び必要に応じて随時に、書面で報告すること。 外務員に対する処分 職務停止１年間
7	21.10.29 （関東）	○　集団投資スキームに係る取得勧誘及び運用において公益及び投資者保護上重大な法令違反行為等が認められる状況 株式会社コンコード（以下「当社」という。）は、未公開株式ファンドに係る取得勧誘及び運用を主たる業務としており、平成 21 年３月 31 日、金融商品取引業（第二種金融商品取引業及び投資運用業）の登録を受けている。 当社は、Ａ社を投資先とするＥＰＰ投資事業有限責任組合（以下「ＥＰＰファンド」という。）、Ｂ社を投資先とするＢＳ投資事業有限責任組合（以下「ＢＳファンド」という。）及びＢＳ２号投資事業有限責任組合（以下「ＢＳ２号ファンド」という。）を設立し、それぞれ当該組合持分の取得勧誘をし、受け入れた出資金を投資先企業発行の株式及び新株予約権を投資対象とする運用を行っている。 当社は、ＢＳ２号ファンドにつき取得勧誘する（募集期間：平成 20 年 11 月～同 21 年５月）ことにより、230 名の出資者から総額 244,020 千円の出資金を受け入れているが（募集期間経過後も合わせると、実顧客数 519 名から総額 648,390 千円を受け入れている。）、今回検査において当該ファンドに係る取得勧誘及び運用業務等につき検証したところ、下記(1)ないし(4)のとおり、公益及び投資者保護上重大な法令違反行為が認められた。 (1) 多額の出資者負担費用が出資者に説明されていない状況 当社は、関係会社等３社とともにＢＳ２号ファンドに係る取得勧誘を行っているが、その勧誘に応じた出資者から受け入れた出資金１口 21 万円のうち 12 万円を上記関係会社等に手数料（以下「本件販売手数料」という。）として支払っている。 当該手数料は、当該ファンドに係る取得勧誘時に出資者に対して説明すべき出資者負担費用と認められるが、当社が当該ファンドに係る取得勧誘及び契約締結に際して出資者に交付している「契約締結前交付書面」、「契約締結時交付書面」、「投資事業有限責任組合契約書」、その他販売勧誘資料のいずれにおいても、当社が出資金から徴取する管理報酬（総出資額の３％に相当する額）等が記載されているにとど	会社に対する処分 登録取消し 業務改善命令 ①顧客の状況、顧客が出資等をした財産の運用・管理状況を早急に把握し、当該財産の顧客への返還に関する方策等を策定するとともに、これを確実に実施すること。 ②上記①について、顧客に対し、十分に説明すること。 ③顧客間の公平に配慮しつつ、顧客保護に万全の措置を講ずること。 ④顧客への説明及び出資金の返還のために必要な人的体制を整えること。 ⑤上記について、その対応・実施状況を平成 21 年 11 月５日（木）までに（①については速やかに）、書面で当局に報告すること。

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
7 つづき		まり、本件販売手数料については出資者負担費用として一切表示されていない。 (2) ＢＳ２号ファンドに係る出資金の流用 検査基準日（平成 21 年 10 月 13 日）現在において、Ｂ社は当社又はＢＳ２号ファンドに対する新株予約権発行の手続を行っておらず、また、当社又はＢ社とＢＳ２号ファンドとの間の新株予約権等に係る売買契約も全く行われておらず、ＢＳ２号ファンドは投資先企業の株式及び新株予約権を全く取得していない。 そのような中で当社は、出資者から受け入れたＢＳ２号ファンドに係る出資金を当該ファンドの運用財産として自己の固有財産と区別することなく、当社口座に振り替え、当該出資金１口 21 万円のうち 12 万円を前記(1)の本件販売手数料として関係会社等に支払っていたほか、その余の９万円についても当社の役員報酬や運転資金に費消・流用していた。 (3) ＢＳ２号ファンドに係る虚偽の有価証券報告書の提出 当社は、ＢＳ２号ファンドに係る特定有価証券の発行者として、平成 21 年６月 29 日、ＥＤＩＮＥＴにより関東財務局長へ当該ファンドの第１期（自平成 20 年９月 15 日、至同 21 年３月 31 日）に係る有価証券報告書を提出している。 しかしながら、上記(2)のとおり、ＢＳ２号ファンドは未上場株式等（Ｂ社の株式及び新株予約権）を取得した実態がないにもかかわらず、当該有価証券報告書には、「第３　組合等の経理状況」の「１　財務諸表　(1) 貸借対照表」に「資産の部　流動資産　投資有価証券 229,740 千円」等といった記載があり、虚偽の記載があるものと認められる。 (4) 虚偽のことを告げる行為 当社は、関係会社等とともにＢＳ２号ファンドに係る有価証券届出書記載の募集期間経過後においても、当該ファンドにつき今後予想される解約に伴い当社が当該組合持分を取得するであろうことを前提として、未だ保有するに至っていない当該組合持分を当社が出資者に譲渡するという形で、当該ファンドに係る取得勧誘を継続していた。 当社は、上記譲渡契約時に当該組合持分を保有していないにもかかわらず、これを取得・保有しているように装って出資者との間で譲渡契約を締結し、平成 21 年６月１日以降 363 名の出資者から総額 404,370 千円を受け入れ、当該譲渡代金を関係会社等への販売手数料の支払いや当社の役員報酬及び運転資金に費消している。 なお、ＥＰＰファンド及びＢＳファンドにおいても、当社は、当該各ファンドに係る有価証券届出書記載の募集期間経過後にその上限とされている発行価額総額を超えてその持分の取得勧誘を行うなどしており、営業管理態勢上の問題が認められた。	
8	21.11.10 （東海）	○　無登録による有価証券の売買及びその媒介行為並びに投資助言業に係る顧客を相手方とした有価証券の売買の媒介行為 株式会社アジアン・ブルー（以下「当社」という。）は、前々回検査（検査実施日：平成 16 年３月 24 日）において、無登録の証券業（有価証券の売買の媒介）及び投資顧問業に係る顧客を相手方とした証券取引行為等の法令違反行為が認められ、同年７月 16 日に当局から６か月間の業務停止命令（同年８月２日から同 17 年２月１日）及び業務改善命令を受けている。 しかしながら、今回検査において、当社は、上記業務停止期間満了後、依然として証券業（平成 19 年９月 30 日以降においては、第一種金融商品取引業）の登録を受けていないにもかかわらず、以下のとおり、同様の行為を反復継続して行っていることが認められた。 (1) 未公開株式の売買の媒介 ① 当社の取締役会長（当時。平成 20 年１月 15 日以降、代表取締役社長。以下「当社社長」という。）は、上記業務停止期間満了後、著しく悪化していた当社の資金繰りを早急に改善させる策として、前々回検査で指摘を受けた未公開会社（以下「Ａ社」という。）株式の売買の媒介業務を	会社に対する処分 登録取消 業務改善命令 ①投資顧問契約の締結先その他の顧客との金融商品取引契約の状況（顧客の住所・氏名・連絡先、契約内容、投資顧問料・売買代金等）を早急に把握するとともに、違法に締結していた契約に係る顧客への対応策を策定すること。 ②今回の行政処分の内容等を投資顧問

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
8 つづき		再開した。これにより、当社は、平成 17 年３月頃から同 20 年１月頃までの間、約 90 名の先に対しＡ社株式の売買の勧誘を行い、少なくとも投資助言業に係る顧客５名を含む 11 名の一般投資家に対し延べ 19 回にわたり合計約 90 株を取得させ、Ａ社社長から媒介手数料を収受していた。 ②　また、当社は、平成 20 年 10 月から同 21 年７月までの間、少なくとも９名の一般投資家に対して延べ 16 回にわたり、Ａ社社長が同 20 年３月に設立したＢ社株式の売買を勧誘し、このうち５名に対して延べ 12 回にわたり合計約 311 株を取得させ、Ａ社社長から媒介手数料を収受していた。 (2) 未公開株式の売買 当社社長は、平成 20 年初旬頃、当社元社員から売買可能な未公開株式（以下「Ｃ社株式」という。）があることを聞きつけ、Ａ社株式の媒介手数料に代わる収益源を確保するため、Ｃ社株式を当社が一旦買い付けて、一般投資家に広く転売することで売買差益を得ることを計画した。これにより当社は、平成 20 年７月頃、Ｃ社株式を所有する者２名から合計 34 株を購入し、１名の一般投資家に対して２株を売却し、売買差益を得ていた。	契約の締結先その他の顧客に対して十分に説明し、相手方の求めに応じた万全な対応を行うこと。 ③上記①及び②について、その対応・実施状況を平成 21 年 11 月 30 日（月）までに（①については速やかに）報告すること。
9	21.11.12 （関東）	○　自己の利益を図るためファンド出資者の利益を害する運用を行う行為 株式会社ウィズダムキャピタル（以下「当社」という。）は、未公開会社Ａ社の株式に投資する「Ａ社投資事業組合」（以下「当該ファンド」という。）を設立し、当該ファンドの出資持分の取得の勧誘を行うとともに、業務執行組合員として当該ファンドの運用も行っている。今回検査において、当該ファンドに係る業務を検証したところ、下記のとおり、公益及び投資者保護上重大な法令違反行為が認められた。 当社は、平成 21 年５月、Ａ社の既存株主及びＡ社からＡ社株式を取得させ、Ａ社の株式公開を支援する当該ファンドを設立した。これに先立ち、当社代表取締役社長は、既存株主との間で、Ａ社株式の当該ファンドでの取得単価を決定した上で、決定した取得単価を嵩上げし、単価嵩上げに伴い当該ファンドから既存株主へ余分に支払われる譲渡代金を当社へ還流させる旨の約束（以下「本件約束」という。）を行った。 当社は、平成 21 年５月から同年 10 月にかけて、当該ファンドの出資持分の取得の勧誘を行い、顧客より出資を受け入れるとともに、当該ファンドに、既存株主及びＡ社からＡ社株式を取得させている。この際、当社は、本件約束に基づき、当該ファンドに嵩上げした単価で既存株主からＡ社株式を取得させており、その後、既存株主から、支払われた譲渡代金の一部が当社へ還流されていた。	会社に対する処分 業務停止命令 ・金融商品取引業の全ての業務（取引の結了その他顧客保護のため必要なものとして当局が個別に認めたものを除く。）を平成 21 年 12 月３日から平成 22 年３月２日まで停止すること。 業務改善命令 ①全てのファンドについて、顧客の状況、顧客が出資した財産の運用・管理状況等（組入資産である未公開株式の取得の経緯、取得価格及び算定根拠、現時点における評価額及びその算定根拠、出資金の使途、当社（関係会社等を含む。）への資金還流の有無を含む。）を早急に把握すること。 ②Ａ社投資事業組合について、当社（当社役員の親族が経営する会社を含む。）に還流した資金を回復するための方策を策定すること。当該方策を顧客に十分に説明の上で、その意向を踏まえた必要な対応をとること。また、他のファンドの顧

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
9 つづき			客も含め、今回の行政処分の内容について、十分に説明の上で、その意向を踏まえた必要な対応をとること。 ③本件法令違反行為に係る経営陣の責任の所在の明確化を図るとともに、適切な経営管理態勢及び内部管理態勢（法令等遵守態勢及び組入資産の正確な評価を行うための社内態勢を含む。）の構築を図ること。 ④内部監査機能を強化し、監査機能の実効性を確保すること。 ⑤上記については、書面により、その対応・実施状況を平成21年12月10日（木）までに当局に報告するとともに、以後、実施状況等について随時に報告すること。
10	21.11.13 （近畿）	○　著しく事実に相違する表示のある広告をする行為 株式会社Ｊｏｕｌｅ（以下「当社」という。）は、その行う投資助言業に関し、ホームページ（以下「ＨＰ」という。）を作成・公開して広告を行っている。当該ＨＰでは、当社が設定している助言コース６プランのうち１プランについて、「会員様の声」として、４名分の「職業」、「投資資金」、「入会のきっかけ」、「入会後一年の損益」及び「入会時から見たトータルの損益」等（以下「運用実績等」という。）を紹介しており、当該運用実績等は、当社と投資顧問契約を締結した顧客が、当社の助言に基づき高い運用実績を達成したと受け取れる内容となっている。 しかしながら、当該内容の検証を行ったところ、①　４名全てについて、そもそも当社には該当する顧客は存在しない、②　ＨＰを作成した当社社長は、当社に存在しない顧客について、根拠となる資料がないことを知りながら、架空の運用実績等を作成し、事実に相違する広告を公開していることが認められた。	会社に対する処分 業務停止命令 ・金融商品取引業の全ての業務を平成21年11月30日から平成21年12月29日まで停止すること（ただし、顧客との投資顧問契約の解約業務を除く。） 業務改善命令 ①再発防止策を講じるとともに、適切な経営管理態勢を整備すること。 ②本件広告が著しく事実に相違するものであった旨周知するとともに、解約対応を含めた万全な顧客対応を執ること。 ③本件法令違反行為の責任の所在を明確化すること。 ④上記①から③までのことについて、具体的な改善策を平成21年12月10日（木）までに書面で報告すること。

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
11	21.12.8	◎　法令違反その他の不適当な勧誘行為が組織的かつ多数行われ、それが看過されているなど、経営管理態勢及び営業管理態勢に重大な不備が認められる状況 コスモ証券株式会社（以下「当社」という。）は、投資信託の主力商品として、平成20年11月以降、ブル型・ベア型の投資信託（以下「ブルベア投信」という。）の取扱いを開始し、同21年３月以降は、これに替わり、毎月分配型投資信託の４銘柄（以下「毎月分配型４投信」という。）の販売に注力していたが、当社において、当該主力商品に係る営業に関して、下記のとおり、コンプライアンスよりも収益（手数料等）を優先する考えのもと、法令違反その他の不適当な勧誘行為が業務組織を通して多数行われ、それが看過されているなどといった状況が認められた。 (1) ブルベア投信について ①　収益を優先した営業推進の状況 当社において営業を統括している取締役常務執行役員営業本部長（以下「営業本部長」という。）をはじめとする営業本部は、平成20年11月以降、営業本部長自ら各部店長に電話にて指示するなどし、営業員にブルベア投信に係る残高目標を課すとともに、日々、営業員ごとの残高やその推移、ブルベア投信に係る受入手数料を集計・把握するなどし、コンプライアンスよりも優先して収益（手数料等）目標を達成するよう強力に営業推進を行っていた。 ②　法令違反その他の不適当な乗換勧誘 イ．整合性のない勧誘 平成20年11月から同21年８月までの間の2,885顧客に係る取引を検証したところ、収益（手数料等）を上げるため、同一の営業員が同一日において、別々の顧客に対して合理的な理由なく異なる相場観等を伝え、ブル型及びベア型双方につき乗換えを勧誘している事例が、183営業員により1,154顧客に対して合計3,111件認められた。当該3,111件によって顧客が負担した手数料は、総額約237百万円となっている。 ロ．重要な事項につき説明を欠く乗換勧誘 平成20年11月から同21年８月までの間の取引につき38顧客を抽出して検証したところ、乗換勧誘時に売却する投資信託の概算損益につき説明されていない取引が30営業員により237件認められ、乗換えに関する重要な事項が説明されていない状況が認められた。これは、当社においては、投資信託の乗換えの勧誘に関して誤った解釈に基づく取扱いがなされていたことによるものであった。 また、上記38顧客のうち、平成21年２月の乗換え回数が５回以上の顧客は11名であり、当該11顧客については頻繁に乗換えが行われているものと認められた。 ③　コンプライアンスに係る内部牽制等が機能していない状況 当社においては、平成21年４月及び５月に、業務監査部の営業考査課及び検査部がブルベア投信について調査及び特別検査を実施し、月例報告会等において、営業考査課レポート及び特別検査の結果の報告が行われ、ブルベア投信に関する注意喚起がなされるなどした。しかしながら、当該注意喚起等が営業員等に徹底されておらず、その後も上記②イ.の整合性のない勧誘は行われており、ブルベア投信に係る不適当な勧誘行為を是正するには不十分な状況となっており、また、下記(2)の毎月分配型４投信に係る不適当な勧誘行為に対する抑止にもなっていない状況が認められた。 (2) 毎月分配型４投信について ①　収益を優先した営業推進の状況 当社において営業本部は、平成21年３月以降、毎月分配型４投信についても、ブルベア投信に引き続き、コ	会社に対する処分 業務改善命令 ①法令違反行為その他不適切な乗換え勧誘を行った顧客に対し、本件行政処分の内容を説明の上、適切な対応を行うこと。 ②本件にかかる経営陣及び営業担当者の責任の所在を明確化すること。 ③取締役会や監査役による経営監視及び相互牽制が適正に機能する経営管理態勢を構築すること。 ④適切な業務運営を確保する観点から、内部管理部門・内部監査部門の体制を整備し、その十全な機能発揮の確保に取り組むこと。 ⑤本件を踏まえ、投信販売に関する法令等遵守を徹底するため、関連する規程類及び業務手順を根本的に見直した上で、役職員への周知徹底に集中的に取り組むこと。併せて、日常の教育・研修を強化し、関連法令等の内容の周知徹底にも取り組むこと。 ⑥上記について、その対応・実施状況を平成22年１月15日（金）までに書面で金融庁へ報告すること。 外務員に対する処分 登録取消し

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
11 つづき		ンプライアンスよりも優先して収益（手数料等）目標を達成するよう営業推進をし、これにより収益優先の営業活動が各営業部店において現に行われていることを承知していながら、これを黙認している状況にあったものと認められる。 ② 法令違反その他の不適当な乗換勧誘 平成 21 年３月から同年８月までの間の取引につき 128 顧客を抽出して検証したところ、当社においては、上記①の営業本部主導による収益目標を達成するためとして、下記イ.及びロ.の不適当な勧誘行為が行われている事例が、18 部店の営業員 40 名により 56 顧客に対して合計 84 件認められた。当該 84 件によって顧客が負担した手数料は、総額約 24 百万円となっている。 イ．非勧誘を偽装していた点について 当社コンプライアンスマニュアルは、買付後６か月未満の乗換提案の禁止及び高齢者に対する勧誘制限等の取引規制を定めており、乗換提案を行う場合には、乗換えに係る重要事項等を説明したことを記載する「投資信託乗換提案説明書」を作成して事前に部店長・内部管理責任者の承認を得ることなどを規定している。しかしながら、当該勧誘制限等を回避するために非勧誘を装っていた事例が上記のとおり 84 件認められ、その際、当該営業員らは、上記「投資信託乗換提案説明書」を作成していなかった。 ロ．重要な事項につき説明を欠いていた点について 上記イ.のとおり非勧誘を装っていた結果、上記 84 件の全取引につき、顧客に対して、矛盾していたり一貫性のない説明あるいは偏った説明により乗換勧誘を繰り返したり、乗換えに係る合理性を含む顧客の投資判断に影響を及ぼす重要な事項について説明をすることなく乗換勧誘をしている状況が認められた。 ③ 社内管理態勢の不備 上記②の 18 部店すべての部店長は、同②イ.のような非勧誘を装った乗換勧誘が各営業部店で行われていた状況を承知していながら、収益優先の考えのもとに黙認していたとしており、このうち２支店においては、支店長及び副支店長自らが非勧誘を装った乗換勧誘を行っていた。 また、当社は、投信アラーム・アテンション制度を定め、顧客に対して過度な投資勧誘が行われていないかをモニタリングするとしているほか、乗換勧誘を行うことに経済合理性があるか等について業務監査部が日々モニタリングを実施することとしているが、いずれにおいても上記②の毎月分配型４投信に係る不適当な事例を全く把握できていなかった。 (3) なお、当社においては、適切な業務運営を図る責任のある社長をはじめとする経営陣が上記のような法令違反その他の不適当な勧誘行為や内部管理態勢の不備につき、これを是正すべく指導・管理をしたというような事情は、今回検査において把握されていない。 上記のとおり、当社においては、経営陣の一人である営業本部長をはじめとする営業本部がコンプライアンスよりも収益（手数料等）を優先する考えのもとで強力な営業推進を行うなどした結果、投資信託の主力商品に係る営業において、不適当な勧誘行為が営業本部や営業部店等の業務組織を通して多数行われ、顧客に多額の手数料を負担させていた。また、当社においては、そのような不適当な勧誘行為につき、内部管理部門による十分な牽制機能等が果たされず、看過されており、さらに経営陣においてもこれらの不適切な業務運営の把握・管理等ができておらず、当社の経営管理態勢及び営業管理態勢には重大な不備があるものと認められる。 また、営業本部長は、とりわけ営業に係る適切な業務運営を図るべき立場にあるにもかかわらず、自らの指示等が不適当な勧誘行為につながる可能性があることを認識していながら、コンプライアンスよりも収益（手数料等）を優先する考えのもと強力な営業推進をするなどした結果、上記(1)②及び(2)②の不適当な勧誘	

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
11 つづき		行為を多数生じさせており、当該各勧誘行為は当該役員に係る行為と認められる。	
12	22．1．19	◎　損失補てん アール・ビー・エス・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド金融商品営業部長及び株式派生商品営業部長は、その業務に関し、平成20年９月頃、顧客に対して、他社株転換社債（以下「本件ＥＢ債」という。）を販売するに際して、顧客が第三者に対して販売できず、残りが生じた場合には、当該残りを販売時の価格と同値で買い戻す旨の約束をしていた（以下「本件約束」という。）ところ、エクイティ本部ストラクチャード・プロダクツ営業部長及び株式派生商品営業部長は、同年 10 月に、顧客から本件ＥＢ債について残りが生じたとの連絡を受けたため、顧客に対して販売した本件ＥＢ債の時価が下落しているにもかかわらず、本件ＥＢ債の一部を、販売時と同値で買い戻す方法により、本件ＥＢ債取引に係る顧客の損失について、約6,800万円の財産上の利益を提供した（以下「本件提供」という。）。 当該金融商品取引業者及びその使用人が行った上記の行為のうち、本件約束については、金融商品取引法第 39 条第１項第１号に規定する「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）につき、当該有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）について顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあっては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）に損失が生ずることとなり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部又は一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為」に該当すると認められる。 また、上記行為のうち、本件提供については、金融商品取引法第 39 条第１項第３号に規定する「有価証券売買取引等につき、当該有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客に対し、財産上の利益を提供する行為」に該当すると認められる。	会社に対する処分 業務改善命令 ①今回の法令違反行為に係る責任の所在を明確化すること。 ②本件以外に、他の類似の問題が生じていないか、過去の取引実績を検証し、必要な措置を講ずること。 ③東京支店の経営管理態勢・内部管理態勢を強化し、営業部門等への牽制機能や監視機能を適切に発揮できる態勢を構築すること。 ④関連する規程類及び業務手順等を見直すなど、営業部門による適切な業務運営を確保するために必要な対応を行うこと。 ⑤役職員の法令等遵守意識を徹底するため、必要な研修等を実施すること。 ⑥上記①～⑤への対応状況について、平成 22 年 2 月 26 日（金）までに、書面で報告すること。 外務員に対する処分 職務停止２週間 職務停止２週間
13	22．1．20	○　出資金の使途が不明な状況 株式会社 RST（以下「当社」という。）は、平成19年３月から同20年７月頃までの間、匿名組合（以下「サルベージファンド」という。）契約に基づく権利の私募を行っていた。サルベージファンドは、当社を営業者とし、「沈没船からの歴史的文化財引揚げ事業全般への投資を行うことを目的」とした匿名組合契約で、約８億円の出資金が集められた。 サルベージファンドの匿名組合契約書では、出資金を、契約書で定義された事業（以下「本件事業」という。）の各事業主体に対して出資・提供することに充てる旨や、出資金の一部を営業者の本件事業に係る営業諸経費に充てることができる旨が規定されていた。 今回検査において、当社が支出したサルベージファンドの出資金の使途等について検証を行ったところ、当社は、当社が第二種金融商品取引業の登録を受けた平成20年５月16日から前代表取締役社長（以下「前社長」という。）が退任した同20年８月末日（第 13 期事業年度末）までの間、前社長に対して、仮払経費の名目で約930万円を支払っているが、そのうち約770万円分について、当社では領収証の保管が行われておらず、出資金の使途が不明な状況にある。 また、当社は、前社長に対して、平成19年９月から同20年８	会社に対する処分 業務停止命令 ・金融商品取引業の全ての業務（顧客取引の結了のための処理を除く。）を平成 22 年２月１日から平成22年３月31日まで停止すること。 業務改善命令 ①全てのファンドについて、ファンドごとに、次に掲げる事項。 ・ファンド財産の分別管理を確保するための方策を策定し、早急に実施すること。 ・出資金等の入金状況

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
13 つづき		月までの間、上記 930 万円を含めて約１億５千万円を仮払経費として支払っているところ、当該仮払経費は、当社が前社長から「エクアドル事業権利」と称する権利を１億５千万円で取得したとして、一旦、同 20 年８月 31 日付で１億５千万円の未払金を計上し、当該未払金と仮払経費を同日付で相殺した経理処理となっている。しかしながら、当社が前社長から取得したとしている「エクアドル事業権利」と称する権利を表する書面及び当社が前社長から権利を取得したことを示す売買契約書等の書面は存在せず、また、取得金額算出の根拠も不明な状況にある。 　他方、サルベージファンドについて当社は、平成 20 年８月 19 日付で投資者に対して、現地国の政変を理由に「事業運営が困難となり契約を終了する。」旨の通知を行っている。しかし、当社がサルベージファンドの事業遂行のために事業委託先に送金したとする金額は、サルベージファンドにより集めた出資金の一部であり、その他の出資金については、国内において、費消又は不明金となっている。 　なお、今回検査基準日までのところ、サルベージファンドについて清算手続が行われていない状況にある。 　上記のとおり、当社では、出資金の使途が不明になっていたり、権利内容が明確ではない権利を取得したものとして経理処理を行っていたりするなど、投資者から集めた出資金の使途について、管理が不十分であることが認められる。 　当該金融商品取引業者における上記の出資金の使途に係る管理の状況は、金融商品取引業の登録を受けて行う集団投資スキームに対する信頼を損なうものであると認められるため、金融商品取引法第 51 条の規定による業務の運営の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる場合の要件となる「業務の運営又は財産の状況に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。 ○　分別管理が確保されていない状況で私募を行う行為 当社は、６種の匿名組合契約（以下「ファンド」という。）に基づく権利の私募を行っているため、各ファンドにおける出資金の使途等について検証したところ、当社の定款及び匿名組合契約書等において、出資金の分別管理に関する定めがなされていないことに加え、以下のとおり各ファンドの出資金等の分別管理が確保されていない状況であるにもかかわらず、私募を行っている状況が認められた。 (1)　当社は、投資者に対し、出資申込書又は重要事項説明書と称する契約締結前交付書面において「払込口座」又は「営業者口座」の名称で、６種のファンド毎に異なる出資金の受入口座（以下「出資金受入口座」という。）を指定しており、それぞれのファンドの出資者から振り込まれた出資金は、一旦、それぞれのファンドの各出資金受入口座に入金されている。 　しかしながら、それぞれのファンドの出資者から、それぞれのファンドへの出資金が入金された後、当社は、これらの出資金を一つの口座（以下「総合口座」という。）に集約し、当該総合口座から各種の費用を支出しているため、当該支出が、当社の費用なのか、ファンドに係る費用なのか、どのファンドに係る費用なのかといった点について、分別した管理が確保されていない。 (2)　当社は、当社が私募を行っているファンド（以下「Ａファンド」という。）の事業の一環であったダイバーズウォッチ販売事業に関し、仕入先に対して、ダイバーズウォッチ等の仕入代金を総合口座から「振込」により支払っているものの、Ａファンド以外のファンドの出資金を原資としていた事例が認められるなど、当社のファンドに係る費用の支出について、分別管理が確保されていない。 (3)　当社は、事業の維持のため急遽資金補給の必要が生じた場合等には、協力者から借入れを行っているとしているものの、これらの借入れについては、契約書を作成していない場合もあるなど資金使途が明確化されておらず、当社固有の財産（当社の借入れ）なのか、ファンドが掲げる事業を運営等するために必要となる財産（ファンドに係る借入れ）なのか、ファ	を早急・詳細に把握すること。 ・出資金等の支出状況を早急・詳細に把握するとともに、契約に照らし、支出の適切性について検証すること。不適切な支出がある場合は、出資者の意向を踏まえ、ファンド財産回復のための方策を策定し、確実に実施すること。 ②サルベージファンドについて、次に掲げる事項。 ・上記①のほか、使途不明金等について、その使途、支出の決定者及び支出を決定した理由を検証・把握すること。その上で、その回復方策を策定し、確実に実施すること。 ・海外の業務委託先への送金に際して発生したとする被害の回復方策を策定し、確実に実施すること。 ・海外の業務委託先の事業の実施状況を、早急・詳細に把握すること。 ・上記について出資者に十分説明の上で、その意向を踏まえ、ファンド清算の方針を策定し、これを確実に実施すること。 ③金融商品取引業者として適切な経営管理態勢・内部管理態勢を構築すること。 ④役職員に対し、金融商品取引法その他の関連法令諸規則に関する研修を実施するなど、法令遵守意識の徹底のために必要な対応をとること。 ⑤今般の行政処分について、顧客に十分に説明すること。 ⑥上記への対応について、書面により、平成22年２月22日（月）までに報告するとともに、以後、その実施状況について、随時に報告す

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
13 つづき		ンドに係る借入れだとしても、どのファンドに係る借入れなのかが判別できない状況となっている。 しかしながら、当社は、これらの借入金を、出資金受入口座に振り込まれた各ファンドに係る出資金が振り替えられる口座となっている総合口座で受け入れ、総合口座から元本及び金利を返済していた。 よって、当社では、借入金の管理について、当社の借入れなのか、ファンドに係る借入れなのか、どのファンドに係る借入れなのかといった点について分別した管理が確保されていない。 上記のとおり、当該金融商品取引業者における出資金等の管理の状況は、金融商品取引業等に関する内閣府令第 125 条に定める「当該事業者の定款（当該事業に係る規約その他の権利又は有価証券に係る契約その他の法律行為を含む。）により（略）基準を満たすことが義務付けられている」とは認められず、「（略）当該金銭を充てて行われる事業を行う者の固有財産その他当該者の行う他の事業に係る財産と分別して管理することが（略）確保されている」とはいえないため、当該状況下で私募を行う行為は、金融商品取引法第 40 条の３に違反するものと認められる。 ○　収益が発生していない状況で配当金を支払っているにもかかわらず私募を行う行為 今回検査において、各ファンドの配当状況及び各ファンドに掲げる事業の収益を検証したところ、当社は、一部のファンドにおいて、営業者たる当社に収益が発生していない状況で配当金を支払っているにもかかわらず、私募を行っている状況が認められた。 上記のとおり、当該金融商品取引業者は、投資者に対して、収益が発生していない状況において、配当金を支払った上私募を行っているため、金融商品取引法第 51 条の規定による業務の運営の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる場合の要件となる「金融商品取引業者の業務の運営又は財産の状況に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。	ること。なお、これらの報告には、疎明資料を添付すること。
14	22．1．29	○　集団投資スキーム持分の私募の取扱いにおいて公益及び投資者保護上著しく不当な行為が認められる状況 株式会社 Art　Investment　Bank（以下「当社」という。）は、Ａ社を営業者として、ＡＩＢアート１号有限責任事業組合（以下「１号組合」という。）に対する出資を出資対象事業とする匿名組合契約（以下「１号ファンド」という。）持分の私募の取扱いを行っていた。また、今回検査基準日現在（平成 21 年 10 月 21 日）では、ＡＩＢアート２号有限責任事業組合（以下「２号組合」といい、１号組合と併せて「当組合」という。）に対する出資を出資対象事業とする匿名組合契約（以下「２号ファンド」といい、１号ファンドと併せて「当ファンド」という。）持分の私募の取扱いを行っている。 さらに、当社は、Ａ社との有限責任事業組合契約に基づき、当組合の組合員として、Ａ社から当組合に出資された資金を基に美術品の売買等に係る業務を執行している。 今回検査において、当ファンド持分に係る当社の私募の取扱い業務について検証したところ、以下の事実が認められた。 (1)　当社が私募の取扱いを行っている匿名組合の出資対象事業である１号組合が、絵画の購入を委託していた業者に対して、５作品（以下「本各作品」という。）に係る売買代金全額の支払いを行っていたにもかかわらず、当該業者がオークションハウス及び海外の業者に売買代金全額を支払っていない状況にあり、１号組合は、本各作品の所有権を取得していないことが判明した。 当社は、本各作品が以上のような状況にあるにもかかわらず、売買代金支払い後も、本各作品の保管等に関する証明等を確認するなど、本各作品に係る売買契約の履行状況及び所	会社に対する処分 業務停止命令 ・金融商品取引業の全ての業務（顧客取引の結了のための処理を除く。）を平成 22 年２月８日から平成 22 年５月７日まで停止すること。 業務改善命令 ①投資対象である組合において、美術品の所有権を取得していない状況を顧客に説明し、取得していない美術品の売買代金相当額を回収するための措置を速やかに講じるとともに、顧客の意向も踏まえて必要な手続きを行うこと。 ②顧客間の公平に配慮しつつ、顧客保護

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
14 つづき		有権の取得状況を把握しておらず、今回検査着手後の平成21年11月４日に至るまで、本各作品につき１号組合が所有権を取得していない事実を看過していた。 　また、当社は、１号組合が上記のような状況にあるにもかかわらず、１号組合に対する出資を投資対象事業とする１号ファンド持分について、平成21年６月30日まで私募の取扱いを行っており、今回検査で指摘を受けて、上記のような状況を認識した後も、１号組合と同様のスキームで運用される２号組合に対する出資を出資対象事業とする２号ファンド持分について、同年11月４日から現在に至るまで私募の取扱いを中止するといった対応等を何ら採っていない状況にある。 (2)　当社では、１号組合が上記のような状況にあることに加え、１号ファンドの決算日が毎年３月31日であるところ、決算日から半年以上経過した時点においても、決算報告書の作成すら行われていないことを認識しながら、記載に不備のある契約関係書類に基づき、私募の取扱いを行っている状況が認められた。 　当社が行った上記①の行為は、本各作品に係る売買契約の履行状況及び所有権の取得状況を把握していない状況を重大な過失によって看過しているものであり、また、当該状況を認識した後においても必要な改善措置を講じているとは認められないなど、当組合の組合員としての善管注意義務を果たしていない状況下において、当組合に対する出資を出資対象事業とする当ファンド持分に係る私募の取扱いを行っているものであること、上記②の行為は、当ファンドに係る決算報告がなされていない状況において、当該状況を認識しながら記載に不備のある契約締結前交付書面及びパンフレットにより私募の取扱いを行っていたものであることからすると、当社の状況は、金融商品取引法第52条第１項第９号が定める「金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき」に該当するものと認められる。 ○　集団投資スキーム持分の私募の取扱いにおいて公益及び投資者保護上問題が認められる状況 当ファンド持分に係る当社の私募の取扱い業務について検証したところ、当社は、金融商品取引業の無登録業者（以下「本件無登録業者」という。）が金融商品取引業の登録を受けていないことを知りつつ、本件無登録業者が、顧客に対し、投資の意思決定を行わせる勧誘行為と認められる行為をしていた事実を認容し、勧誘行為を行わせている事実が認められた。 　このような当社の状況は、金融商品取引法第51条の規定による業務の運営の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる場合の要件となる「業務の運営の状況に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当すると認められる。	に万全の措置を講ずること。 ③組合財産の管理を適切に行うための態勢を整備すること。 ④無登録業者にファンドの勧誘を行わせている状況を直ちに是正するとともに、販売・勧誘体制の検証・見直しを行い、再発防止策を策定すること。 ⑤責任の所在を明確化するとともに、適切な内部管理態勢の構築を図ること。 ⑥会社財産の不当な費消を行わないこと。また、会社財産の状況について正確に把握し、今後３ヶ月間における資金繰り計画を策定すること。 ⑦上記について、その対応状況を書面により、平成22年３月１日（月）までに提出すること。また、その実施状況を完了までの間、随時に書面で報告すること。
15	22．2．5	○　金融商品取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況 株式会社ＳＢＩ証券（以下「当社」という。）は、システムリスク管理を社内規程に基づき実施しているが、今回検査において、当社におけるシステムリスク管理態勢について検証したところ、下記のとおり、発生したシステム障害の４分の３以上の事案がリスク管理の対象から漏れており、システムリスク管理そのものが実質的に機能していないに等しい状況が認められた。また、当社がリスク管理の対象としていた事案においても、その実施状況に不備が認められたほか、社内規程等の整備状況にも不備が認められた。 　これは、当社経営陣が、システムリスク管理を担当者や外部委託先任せとし、業務の実態把握を行っておらず、また、当社役職員においても、システムリスクについて社内全体で取り組むべき課題とする認識が不足していることに起因するものである。	会社に対する処分 　業務改善命令 ①不適切なシステムリスク管理態勢が容認され常態化した原因を究明し、責任の所在を明確化するとともに、経営管理態勢の見直しを行うこと。 ②システム障害に関する管理基準に沿った処理が実施されていなかった事例も含め、過去のシ

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
15 つづき		(1) 多数のシステム障害がシステムリスク管理の対象から漏れている状況 当社は、社内規程「システム運用管理基準」（以下「管理基準」という。）の運用を開始した平成20年４月頃から検査基準日までの間、188件のシステム障害について、管理基準に基づくリスク管理を行っていた。 しかしながら、当社におけるシステム障害の発生状況を検証したところ、上記期間内に上記以外のシステム障害が少なくとも592件発生しており、リスク管理の対象から漏れている状況が認められた。また、592件のシステム障害については、管理基準で定められた記録や報告が行われていないため、関連部署及び経営陣が障害発生の事実を認識していない状況が認められた。 なお、592件のシステム障害の中には、ログイン不可や受発注停止といった顧客取引に影響を及ぼす障害が33件認められた。 (2) 安全対策に係る整備が不十分な状況 当社がリスク管理の対象としていた上記(1)のシステム障害188件について、その実施状況等を検証したところ、以下のとおり、システムの開発・運用業務の品質維持などの安全対策に不備が認められた。 ① システム障害に係る記録や報告書の様式に不備があり、各事案毎の障害原因の特定や分析結果に応じた対策の実施状況等が不明確となっている。また、これらを定期的に集計・分析し、再発防止策を講じるといった対応も実施されていない。 ② 障害発生から対応完了までの継続管理や未解決障害の消込み管理などが行われておらず、長期間未解決の障害がある。また、障害の再発防止に向けた対策が不十分なため、同一事象のシステム障害が発生している。 (3) システム監査等により指摘を受けた事項に係る改善状況等の不備 当社においては、外部監査機関に委託して実施したシステム監査で指摘を受けた事項について、長期間改善が図られていないものが認められたほか、改善が不十分な結果、リスク管理漏れによる障害や障害管理の不備などが恒常的に発生している状況が認められた。 また、当社監査部が実施した監査等において、管理基準に沿った業務運営が行われているかの検証が行われておらず、システム監査の実効性が確保されていない状況が認められた。 (4) システムリスク管理に係る規程等の不備 当社においては、システムリスク管理に係る基本方針の策定や管理すべきリスクの所在と種類の特定がなされていないなど、システムリスク管理に係る規程等の整備状況に不備が認められた。 (5) 顧客取引に多大な影響を及ぼすシステム障害の発生 当社においては、当社が重要障害と位置付けているログイン不可や受発注停止といった顧客取引に多大な影響を及ぼすシステム障害が発生しており、また、これらの中にはシステムリスク管理の対象から漏れ、顧客への影響について十分には実態把握していない事案も認められるなど、投資者保護上、問題のある状況が認められた。 当社における上記の業務の運営の状況は、金融商品取引法第40条第２号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第１項第14号に規定する「金融商品取引業等に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況」に該当するものと認められる。	ステム障害事例の検証を行い、想定される事案と対応策を類型化すること等により、実効性あるシステムリスク管理態勢を構築すること。 ③役職員にシステム管理の重要性を再認識させるとともに、適切な業務運営態勢を確保するため、規程類・業務手順の見直しや研修等の実施等に取り組むこと。 ④過去の外部システム監査における指摘事項について、適切に対応すること。また、当該指摘事項への対応を含め、システムリスク管理全般の有効性を適切に検証するため、外部システム監査の適切な実施とあわせ、内部監査部門の体制強化を図ること。 ⑤上記①～④への対応状況について、平成22年３月12日（金）まで（及びその後の進捗状況について、平成22年５月31日（月）まで及びその後３月毎）に、書面で報告すること。
16	22.２.26 （関東）	○ 投資事業組合への出資の勧誘等 株式会社モーゲージ・サポート（以下「当社」という。）は、第二種金融商品取引業への変更登録を受けることなく、平成21年11月９日から現在に至るまでの間、延べ56名の投資者に対し、２種類の集団投資スキーム（以下「当該２ファンド」という。）への出資勧誘を行っており、合計14名の投資者（16件）から、	会社に対する処分 登録取消し 業務改善命令 ①顧客に対し、行政処分の事由について

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
16 つづき		45 百万円が当該２ファンドへ出資された。 当社が行った上記の行為は、金融商品取引法第 28 条第２項に掲げる「第二種金融商品取引業」に該当し、同法第 31 条第４項に基づく変更登録を受けることなく当該業務を行うことは、同法第 29 条に違反するものと認められる。 ○　報告徴取命令に対する虚偽報告 平成 21 年 12 月 25 日付で、関東財務局長が金融商品取引法第 56 条の２第１項に基づき行った当社に対する報告徴取命令において、当社は、上記の業務の状況を隠蔽する目的で、当該２ファンドの申込者の数及び申込金額について過小な数値とするほか、自らが行っている上記の業務について、第二種金融商品取引業に該当することを認識していながら、投資助言業務の範囲内であると認識しているなどの虚偽の報告を行った。 当社が行った上記の行為は、金融商品取引法第 56 条の２第１項に基づく報告徴取命令に対して虚偽の報告を行ったものであり、かかる当社の行為は、同法第 52 条第１項第６号に該当するものと認められる。	の説明を徹底すること。 ②投資先である集団投資スキームの事業の状況及び出資金の使途等を把握した上で、顧客への説明と、その意向を踏まえた誠実な対応を行うこと。
17	22．３．５ （北海道）	◎　金融商品仲介業者に係る制限を逸脱する行為 株式会社北海道ファイナンシャルプランナーズ（以下「当社」という。）は、金融商品仲介業者であるところ、当社代表取締役社長は、当社の金融商品仲介業務の顧客（当社が仲介業務として金融商品の媒介等を行った顧客。以下「仲介顧客」という。）との間で、会員契約を締結し、仲介顧客から会費を徴収する一方、仲介顧客の金融資産のポートフォリオの分析・構築等といった業務を提供しているが、当社の行っている当該業務は、具体的な金融商品の銘柄や数量、購入時期等を提案する等となっており、実態としては投資助言行為を行っている状況であると認められた。また、当社は上記投資助言行為を行った仲介顧客に対し、所属金融商品取引業者からの委託を受けることなく、私募ファンド等の商品内容の説明や取得の提案を行うなど、私募の取扱いを行っている状況も認められた。 当該金融商品仲介業者及び当該金融商品仲介業者の役員が行った上記の行為は、金融商品取引法第 66 条の 12 に規定する「金融商品仲介業者に係る制限」に違反するものと認められる。また、当該金融商品仲介業者及び当該金融商品仲介業者の役員は、上記記載の行為を業として行っているといえ、同法第 29 条に規定する「金融商品取引業は内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行うことができない。」に違反するものと認められる。	会社に対する処分 登録取消し 外務員に対する処分 登録取消し

（２）課徴金納付命令に関する勧告（不公正取引）

（注）内部者取引における課徴金額は、①旧金融商品取引法第 175 条第１項又は第２項、② 金融商品取引法第 175 条第１項及び第２項の規定に基づき、下記のとおり算出される。

① 旧金融商品取引法第 175 条第１項及び第２項

（イ） 買付けを行った場合

（重要事実/公開買付けの実施に関する事実が公表された翌日の終値）×（買付株数）
－（買付価格）×（買付株数）

（ロ） 売付けを行った場合

（売付価格）×（売付株数）
－（重要事実/公開買付けの実施に関する事実が公表された翌日の終値）×（売付株数）

② 金商法第 175 条第１項及び第２項

（イ） 買付けを行った場合

（重要事実/公開買付けの実施に関する事実の公表後２週間以内の最も高い価格）
×（買付株数）－（買付価格）×（買付株数）

（ロ） 売付けを行った場合

（売付価格）×（売付株数）
－（重要事実/公開買付けの実施に関する事実の公表後２週間以内の最も低い価格）×（売付株数）

（平成 21 年７月～平成 22 年３月）

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1	21.7.8	【違反行為】内部者取引（旧金商法第 175 条第２項） 【銘 柄 名】ゼネラル（大証２部） 【違反行為者】 公開買付者の契約締結先社員からの第一次情報受領者 【違反行為の態様】 ㈱ゼネラルホールディングスがゼネラル㈱の株券を公開買付けすることについて、㈱ゼネラルホールディングスとの契約の履行に関して知った銀行員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。 【課徴金額】 71 万円 （注） 課徴金額は、公開買付けの実施に関する事実の公表翌日は売買が成立せず、値がつかなかったため、以後の直近のゼネラル㈱の株価である平成 20 年９月８日の株価の始値 543 円と買付価格 91 万 5,000 円を前記①(イ)の計算式にあてはめた結果、以下のように算出される。 （543 円×3,000 株） －買付価額 915,000 円（305 円×3,000 株） ＝714,000 円 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、71 万円	審判手続開始決定日 平成 21 年７月８日 課徴金納付命令日 平成 21 年８月 20 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

2	21.7.28	【違反行為】現実売買による相場操縦 （旧金商法第174条第1項） 【銘 柄 名】総和地所（ジャスダック） 【違反行為者】無職の者 【違反行為の態様】 ㈱総和地所株券の株価の高値形成や終値形成を図り、売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。 【課徴金額】　16万円 （注）旧金融商品取引法第174条第1項に基づき、課徴金の額は、 （イ）売買対当数量※1に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（有価証券の買付価額） と、 （ロ）当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合には、 買付け等対当数量※2に係るものについて、 （当該違反行為が終了した日から1月以内に行われた有価証券の売付価額）－（有価証券の買付価額） との合計額として計算される。 ※1　売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。 ※2　買付け等対当数量：当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合における当該超える数量と、当該違反行為が終了した日から1月以内に行われた当該違反行為に係る売付数量のうちいずれか少ない数量をいう。 本件における課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計167,550円。 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>16万円</u> (1)　当該違反行為に係る売買対当数量は、 ①　当該違反行為に係る有価証券の売付数量は78株であり、 ②　当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量72株に、同条第9項により、違反行為開始時にその時の価格（41,300円）で買付け等をしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量7株を加えた79株であることから、78株となる。 当該売買対当数量に係るものについて、 売付価額3,433,650円（※3） －買付価額3,266,100円（※4，5） ＝<u>167,550円</u> ※3　売付価額は、 40,900円× 1株　41,000円× 2株 41,100円× 1株　41,500円× 1株 41,650円× 4株　41,900円× 2株 42,050円× 6株　42,300円× 8株 42,500円×10株　42,700円× 3株 42,750円× 3株　42,800円× 4株 46,500円×33株　の合計額である。 ※4　買付価額は 40,350円× 1株　40,750円× 4株 41,250円× 2株　41,300円×12株 41,400円× 1株　41,550円× 2株 41,650円× 6株　41,700円× 2株 41,800円× 2株　41,900円× 2株 42,000円×11株　42,050円× 8株 42,300円× 8株　42,400円× 1株 42,500円×15株　42,750円× 1株　の合計額である。	審判手続開始決定日 平成21年7月28日 課徴金納付命令日 平成21年8月27日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

2 つづき		※５　買付価額の算定においては、金融商品取引法施行令（平成20年政令第369号による改正前のもの。以下同じ。）第33条の14第５項の規定により、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。 本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、旧金融商品取引法第174条第９項の規定により、違反行為の開始時点にその時における価格（41,300円）で買い付けたものとみなされるもの（みなし買付け）から、順次割り当てている。 (2)　上記(1)のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、当該違反行為に係る買付け等対当数量は、 買付数量が売付数量を超える数量１株（79株－78株）と、当該違反行為が終了した日から１月以内に行われた売付数量０株とを比較して少ない数量である、０株となる。 当該買付け等対当数量に係るものについて、 違反行為終了日から１月以内の売付価額－買付価額＝０円	
3	21.8.4	【違反行為】　内部者取引（旧金商法第175条第２項） 【銘 柄 名】　日産ディーゼル工業（東証１部） 【違反行為者】日産ディーゼル工業㈱役員 【違反行為の態様】 エヌエー㈱が日産ディーゼル工業㈱の株券を公開買付けすることについて、エヌエー㈱との契約の履行に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。 【課徴金額】　20万円 （注）　課徴金額は、公開買付けの実施に関する事実の公表翌日の平成19年２月21日の日産ディーゼル工業㈱の株価の終値538円と買付価格87万4,000円を前記①(ｲ)の計算式にあてはめた結果、以下のように算出される。 (538円×2,000株) －買付価額874,000円（437円×2,000株） ＝202,000円 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、<u>20万円</u>	審判手続開始決定日 平成21年８月４日 課徴金納付命令日 平成21年８月27日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。
4	21.9.15	【違反行為】内部者取引（旧金商法第175条第１項） 【銘 柄 名】原弘産（大証２部） 【違反行為者】㈱原弘産役員 【違反行為の態様】 ㈱原弘産が転換社債型新株予約権付社債の発行を決定した重要事実を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け及び買付け。 【課徴金額】　284万円 （注）　課徴金額は、以下の（1）と（2）の合計額である。 (1) 売付けに係る課徴金額は、重要事実の公表翌日の平成19年２月２日の㈱原弘産の株価の終値 228,000 円と売付価額9,426万6,000円を前記①(ﾛ)の計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。 売付価額94,266,000円 －（228,000円×401株）＝2,838,000円	審判手続開始決定日 平成21年９月15日 課徴金納付命令日 平成21年10月７日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

4 つづき		売付価額は、 223,000円×78株　224,000円×22株 235,000円×80株　236,000円×49株 237,000円×15株　239,000円×30株 240,000円×29株　242,000円×19株 243,000円× 1株　244,000円×60株 245,000円×14株　246,000円× 4株 の合計額である。 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、283万円 (2) 買付けに係る課徴金額は、重要事実の公表翌日の平成19年２月２日の㈱原弘産の株価の終値 228,000 円と買付価額3,989万円を前記①(ｲ)の計算式に当てはめた結果、以下のとおり算出される。 (228,000円×175株) －買付価額39,890,000円＝10,000円 買付価額は、 218,000円×20株　220,000円×30株 221,000円×20株　224,000円×15株 227,000円×10株　233,000円×30株 235,000円×30株　242,000円×20株 の合計額である。	
5	21.10.23	【違反行為】内部者取引（金商法第175条第２項） 【銘 柄 名】リンク・セオリー・ホールディングス （東証マザーズ） 【違反行為者】 PwCアドバイザリー㈱社員(公開買付者の契約締結先社員) 【違反行為の態様】 ㈱ファーストリテイリングが㈱リンク・セオリー・ホールディングスの株券を公開買付けすることについて、ファーストリテイリングとの契約の履行に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。 【課徴金額】　129万円 （注）　課徴金額は、公開買付けの実施に関する事実の公表後２週間における㈱リンク・セオリー・ホールディングスの最も高い株価である平成 21 年２月３日の 169,500 円と買付価格209万9,000円を前記②(ｲ)の計算式に当てはめた結果、以下のように計算される。 (169,500円×20株) －買付価額2,099,000円＝1,291,000円 買付価額は、 104,000円× 1株 105,000円×19株　の合計額である。 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、129万円	審判手続開始決定日 平成21年10月23日 課徴金納付命令日 平成21年11月20日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

6	21.10.23	【違反行為】内部者取引（金商法第175条第２項） 【銘 柄 名】ウィーヴ（ジャスダック） 【違反行為者】 公開買付者の従事者からの第一次情報受領者（税理士） 【違反行為の態様】 ＭＣＰシナジー１号投資事業有限責任組合（ＭＣＰシナジー）が㈱ウィーヴの株券を公開買付けすることについて、ＭＣＰシナジーの業務に従事していた者より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。 【課徴金額】　82万円 （注）　課徴金額は、公開買付けの実施に関する事実の公表後２週間における㈱ウィーヴの最も高い株価である平成21年１月21日の16,040円と買付価額77万7,000円を前記②(ｲ)の計算式に当てはめた結果、以下のように計算される。 （16,040円×100株） －買付価額777,000円＝827,000円 買付価額は、 7,000円×18株 7,900円×50株 8,000円×32株　の合計額である。 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、82万円	審判手続開始決定日 平成21年10月23日 課徴金納付命令日 平成21年11月17日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。
7	21.10.30	【違反行為】内部者取引（旧金商法第175条第１項） 【銘 柄 名】オリエンタル白石（東証１部） 【違反行為者】 課徴金納付命令対象者①～③ともオリエンタル白石㈱社員 【違反行為の態様】 オリエンタル白石㈱が更正手続開始申立てを行うことを決定した重要事実を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。 【課徴金額】 課徴金納付命令対象者①　61万円 課徴金納付命令対象者②　12万円 課徴金納付命令対象者③　７万円 （注）１．課徴金納付命令対象者①に対する課徴金額は、重要事実の公表翌日の平成20年11月27日のオリエンタル白石㈱の株価の終値59円と売付価額131万9,400円を前記①(ﾛ)の計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。 売付価額1,319,400円 －（59円×12,000株）＝611,400円 売付価額は、 105円×3,800株　109円×　200株 110円×3,300株　111円×1,200株 112円×　700株　113円×　500株 115円×　300株　116円×1,000株 117円×1,000株　の合計額である。	審判手続開始決定日 平成21年10月30日 課徴金納付命令日 平成21年11月30日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

7 つづき		⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、61 万円 ２．課徴金納付命令対象者②に対する課徴金額は、重要事実の公表翌日の平成 20 年 11 月 27 日のオリエンタル白石㈱の株価の終値 59 円と売付価額 24 万 2,700 円を前記①(ﾛ)の計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。 売付価額 242,700 円－（59 円×2,000 株）＝124,700 円 売付価額は、 {121 円×1,300 株 122 円×　700 株}の合計額である。 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、12 万円 ３．課徴金納付命令対象者③に対する課徴金額は、重要事実の公表翌日の平成 20 年 11 月 27 日のオリエンタル白石㈱の株価の終値 59 円と売付価額 15 万円を前記①(ﾛ)の計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。 売付価額 150,000 円（125 円×1,200 株） －（59 円×1,200 株）＝79,200 円 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、７万円	
	21.10.30	【違反行為】内部者取引（旧金商法第 175 条第１項） 【銘 柄 名】オリエンタル白石（東証１部） 【違反行為者】 課徴金納付命令対象者①②ともオリエンタル白石㈱社員からの第一次情報受領者 【違反行為の態様】 上記重要事実を、その職務に関して知った、オリエンタル白石㈱社員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。 【課徴金額】 課徴金納付命令対象者①　41 万円 課徴金納付命令対象者②　29 万円 （注）１．課徴金納付命令対象者①に対する課徴金額は、重要事実の公表翌日の平成 20 年 11 月 27 日のオリエンタル白石㈱の株価の終値 59 円と売付価額 78 万 7,500 円を前記①(ﾛ)の計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。 売付価額 787,500 円（125 円×6,300 株） －（59 円×6,300 株）＝415,800 円 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、41 万円 ２．課徴金納付命令対象者②に対する課徴金額は、重要事実の公表翌日の平成 20 年 11 月 27 日のオリエンタル白石㈱の株価の終値 59 円と売付価額 55 万円を前記①(ﾛ)の計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。	審判手続開始決定日 平成 21 年 10 月 30 日 課徴金納付命令日 平成 21 年 11 月 30 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

7 つづき		売付価額 550,000 円（125 円×4,400 株） －（59 円×4,400 株）＝290,400 円 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、29 万円	
	21.10.30	【違反行為】内部者取引（旧金商法第 175 条第１項） 【銘 柄 名】オリエンタル白石（東証１部） 【違反行為者】 発行体の契約締結先社員からの第一次情報受領者 【違反行為の態様】 オリエンタル白石㈱との契約の履行に関して知った他の会社社員を通じ、職務上知った当該他の会社の従業者から、課徴金納付命令対象者の勤務先の社員が職務上伝達を受けた上記重要事実を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。 【課徴金額】 149 万円 （注） 課徴金額は、重要事実の公表翌日の平成 20 年 11 月 27 日のオリエンタル白石㈱の株価の終値 59 円と売付価額 326 万 8,800 円を前記①(ﾛ)の計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。 売付価額 3,268,800 円 －（59 円×30,000 株）＝1,498,800 円 売付価額は、 （106 円× 300 株 107 円×9,900 株 108 円×5,600 株 109 円×4,100 株 110 円×5,100 株 113 円×5,000 株）の合計額である。 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、149 万円	審判手続開始決定日 平成 21 年 10 月 30 日 課徴金納付命令日 平成 21 年 11 月 30 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。
	21.10.30	【違反行為】内部者取引（旧金商法第 175 条第１項） 【銘 柄 名】オリエンタル白石（東証１部） 【違反行為者】 発行体の契約締結先役員からの第一次情報受領者 【違反行為の態様】 上記重要事実を、オリエンタル白石㈱との契約の履行に関して知った他の会社役員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。 【課徴金額】 159 万円 （注） 課徴金額は、重要事実の公表翌日の平成 20 年 11 月 27 日のオリエンタル白石㈱の株価の終値 59 円と売付価額 307 万 1,200 円を前記①(ﾛ)の計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。 売付価額 3,071,200 円 －（59 円×25,000 株）＝1,596,200 円	審判手続開始決定日 平成 21 年 10 月 30 日 課徴金納付命令日 平成 21 年 11 月 30 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

7 つづき		売付価額は、 108円×　700株　109円×2,100株 110円×　300株　123円×1,900株 125円×20,000株　の合計額である。 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、159万円	
8	21.11.5	【違反行為】現実売買による相場操縦 （金商法第174条の２第１項） 【銘 柄 名】ＳＢＩフューチャーズ（大証ヘラクレス） 【違反行為者】会社役員 【違反行為の態様】 ＳＢＩフューチャーズ㈱の株価の高値形成や終値形成を図り、売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株券の相場を変動させるべき一連の売買をした。 【課徴金額】　100万円 （注）金融商品取引法第174条の２第１項に基づき、課徴金の額は、 (ｲ) 売買対当数量（※１）に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（有価証券の買付価額） と、 (ﾛ) 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合には、 当該超える数量に係るものについて、 （当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の各日における当該有価証券の最高価格×当該超える数量）－（有価証券の買付価額） との合計額として計算される。 ※１　売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。 本件における課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計　1,002,100円。 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、100万円 (1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、 ①　当該違反行為に係る有価証券の売付数量は138株であり、 ②　当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量456株に、同条第８項により、違反行為開始時にその時の価格（27,400円）で買付け等をしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量37株を加えた493株であることから、138株となる。 当該売買対当数量に係るものについて、 売付価額 4,568,100円（※２） －買付価額 3,848,300円（※３，４） ＝719,800円	審判手続開始決定日 平成21年11月５日 課徴金納付命令日 平成21年11月30日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

8 つづき		※２　売付価額は、 27,200 円×　2 株　27,300 円× 5 株 27,600 円×　5 株　27,700 円× 1 株 27,900 円×　5 株　28,200 円× 5 株 29,300 円×　1 株　30,300 円× 3 株 30,400 円×　4 株　30,700 円× 6 株 30,800 円×　4 株　31,200 円× 2 株 31,600 円×　1 株　32,000 円× 1 株 32,800 円×　5 株　33,300 円× 1 株 33,400 円×　2 株　33,500 円× 3 株 33,600 円×　2 株　33,700 円× 6 株 33,800 円×　5 株　33,900 円× 2 株 34,000 円×　5 株　34,100 円× 3 株 34,200 円×　2 株　34,300 円×10 株 34,400 円×　3 株　34,500 円× 5 株 36,000 円×　6 株　36,100 円× 4 株 36,200 円×　4 株　36,400 円× 6 株 36,500 円×　6 株　36,600 円× 5 株 37,000 円×　4 株　37,100 円× 1 株 38,300 円×　3 株　の合計額である。 ※３　買付価額は、 27,000 円×10 株　27,300 円× 6 株 27,400 円×87 株　28,300 円×15 株 28,400 円× 1 株　28,600 円× 1 株 29,000 円× 6 株　29,300 円× 1 株 30,000 円× 4 株　31,900 円× 2 株 32,000 円× 1 株　32,300 円× 1 株 32,600 円× 3 株　の合計額である。 ※４　買付価額の算定においては、金融商品取引法施行令第 33 条の 14 第 5 項の規定により、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。 本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、金融商品取引法第 174 条の２第８項の規定により、違反行為の開始時点にその時における価格（27,400 円）で買い付けたものとみなされるもの（みなし買付け）から、順次割り当てている。 (2) 上記(1)のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、当該超える数量 355 株（493 株－138 株）について、当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の各日における当該有価証券の最高価格（37,700 円）に当該超える数量を乗じて得た額 13,383,500 円－有価証券の買付価額 13,101,200 円（※５） ＝282,300 円	

8 つづき		※５　買付価額は、 33,300円× 1株　33,400円×12株 33,500円× 9株　33,800円× 3株 33,900円× 2株　34,000円× 5株 34,100円× 6株　34,200円× 2株 34,300円× 7株　34,400円× 3株 34,500円× 2株　35,900円× 6株 36,000円×17株　36,100円× 4株 36,200円× 3株　36,300円× 7株 36,400円× 9株　36,500円×67株 36,600円× 2株　36,700円× 2株 36,800円× 1株　36,900円× 2株 37,000円× 6株　37,100円× 1株 37,400円× 3株　37,500円× 8株 38,000円×27株　38,100円× 8株 38,200円×48株　38,300円×82株　の合計額である。	
9	21.11.20	【違反行為】内部者取引（旧金商法第175条第１項） 【銘 柄 名】フタバ産業（東証１部・名証１部） 【違反行為者】 フタバ産業㈱社員からの第一次情報受領者 【違反行為の態様】 過年度決算の過誤の発覚した旨の重要事実（バスケット条項適用）を、その職務に関して知った、フタバ産業㈱社員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。 【課徴金額】　258万円 （注）　課徴金額は、重要事実の公表翌日である平成20年10月16日のフタバ産業㈱の株価の終値905円と売付価額1,135万8,700円を前記①(ﾛ)の計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。 売付価額11,358,700円（1,171円×9,700株） －（905円×9,700株）＝2,580,200円 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、258万円	審判手続開始決定日 平成21年11月20日 課徴金納付命令日 平成21年12月11日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

10	21.12.8	【違反行為】内部者取引（旧金商法第175条第１項） 【銘 柄 名】山﨑建設（ジャスダック） 【違反行為者】山﨑建設㈱社員 【違反行為の態様】 山﨑建設㈱が更正手続開始の申立てを行うことを決定した重要事実を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。 【課徴金額】　190万円 （注）　課徴金額は、重要事実の公表翌日は売買が成立せず、値がつかなかったため、以後の直近の山﨑建設㈱の株価である平成20年11月４日の株価の始値11円と売付価額246万7,000円を前記①(ﾛ)の計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。 売付価額2,467,000円 －（11円×51,000株）＝1,906,000円 売付金額は、 35円×8,000株　37円×2,000株 40円×5,000株　45円×1,000株 48円×1,000株　49円×6,000株 50円×8,000株　51円×6,000株 52円×3,000株　53円×1,000株 54円×2,000株　61円×3,000株 64円×5,000株　の合計額である。 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、190万円	審判手続開始決定日 平成21年12月８日 課徴金納付命令日 平成21年12月25日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。
11	21.12.15	【違反行為】内部者取引 （旧金商法第175条第２項、金商法第175条第２項） 【銘 柄 名】①　日本サーボ（東証２部） ②　日立工機（東証１部・大証１部） ③　日立国際電気（東証１部・大証１部） 【違反行為者】 ㈱日立製作所社員からの第一次情報受領者 【違反行為の態様】 ①　日本電産㈱との公開買付けの応募に関する合意に係る契約の締結交渉先の㈱日立製作所の社員から、同人がその契約の締結の交渉に関し知った、日本電産㈱が日本サーボ㈱の株券の公開買付けを行うことを決定した重要事実の伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。 ②　㈱日立製作所の社員から、同人がその職務に関し知った、㈱日立製作所が日立工機㈱の株券の公開買付けを行うことを決定した重要事実の伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。 ③　㈱日立製作所の社員から、同人がその職務に関し知った、㈱日立製作所が㈱日立国際電気の株券の公開買付けを行うことを決定した重要事実の伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。 【課徴金額】　752万円	審判手続開始決定日 平成21年12月15日 課徴金納付命令日 平成22年１月13日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

11 つづき		（注）　課徴金額は以下の(1)と(2)と(3)の合計額である。 (1)　日本電産㈱による日本サーボ㈱の株券の公開買付けの実施に関する事実 課徴金額は、公開買付けの実施に関する事実の公表翌日の平成19年３月14日の日本サーボ㈱の株価の終値362円と買付価額 495 万円を前記①(ｲ)の計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。 （362円×25,000株） －買付価額4,950,000円（198円×25,000株） ＝4,100,000円 (2)　㈱日立製作所による日立工機㈱の株券の公開買付けの実施に関する事実 課徴金額は、公開買付けの実施に関する事実の公表後２週間における日立工機㈱の最も高い株価である平成 21 年１月 19 日の 1,042 円と買付価額 372 万 4,000 円を前記②(ｲ)の計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。 (1,042円×5,000株) －買付価額3,724,000円　＝1,486,000円 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、148万円 (3)　㈱日立製作所による日立国際電気㈱の株券の公開買付けの実施に関する事実 課徴金額は、公開買付けの実施に関する事実の公表後２週間における㈱日立国際電気の最も高い株価である平成21年１月16日617円と買付価額484万円を前記②(ｲ)の計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。 (617円×11,000株) －買付価額4,840,000円（440円×11,000株） ＝1,947,000円 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、194万円	
12	21.12.15	【違反行為】内部者取引（旧金商法第175条第１項） 【銘 柄 名】アリサカ（ジャスダック） 【違反行為者】 課徴金納付命令対象者①②とも㈱アリサカ社員 【違反行為の態様】 ㈱アリサカにおいて複数年度に亘る不適切な会計処理が判明した旨の重要事実（バスケット条項適用）を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。 【課徴金額】 課徴金納付命令対象者①　31万円 課徴金納付命令対象者②　８万円 （注）１．課徴金納付命令対象者①に対する課徴金額は、重要事実の公表翌日の平成20年５月28日の㈱アリサカの株価の終値143円と売付価額60万4,200円を、前記①(ﾛ)の計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。	審判手続開始決定日 平成21年12月15日 課徴金納付命令日 平成22年１月21日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

12 つづき		売付価額 604,200 円 －（143 円×2,000 株）＝318,200 円 売付価額は、 302 円×1,800 株 303 円×200 株 の合計額である。 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、31 万円 ２．課徴金納付命令対象者②に対する課徴金額は、重要事実の公表翌日の平成 20 年５月 28 日の㈱アリサカの株価の終値 143 円と売付価額 15 万 1,700 円を前記①(ﾛ)の計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。 売付価額 151,700 円 －（143 円×500 株）＝80,200 円 売付価額は、 302 円×100 株 303 円×100 株 304 円×300 株 の合計である。 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、８万円	
13	21.12.18	【違反行為】内部者取引（旧金商法第 175 条第１項） 【銘 柄 名】ベルーナ（東証１部） 【違反行為者】㈱ベルーナ社員 【違反行為の態様】 ㈱ベルーナが平成20年３月期の経常利益及び当期純利益予想値を下方修正する重要事実を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。 【課徴金額】　29 万円 （注）課徴金額は、重要事実の公表翌日の平成 19 年 11 月１日の㈱ベルーナの株価の終値 996 円と売付価額 208 万 5,000 円を前記①(ﾛ)の計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。 売付価額 2,085,000 円 －（996 円×1,800 株）＝292,200 円 売付価額は、 1,150 円×1,500 株 1,175 円×　100 株 1,209 円×　100 株 1,216 円×　100 株 の合計額である。 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、29 万円	審判手続開始決定日 平成 21 年 12 月 18 日 課徴金納付命令日 平成 22 年２月１日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

14	21.12.18	【違反行為】内部者取引（旧金商法第175条第１項） 【銘 柄 名】ベルーナ（東証１部） 【違反行為者】 ㈱ベルーナ社員からの第一次情報受領者 【違反行為の態様】 ㈱ベルーナが特定商取引法に基づく業務停止命令の行政処分を受ける旨の重要事実を、その職務に関して知った、㈱ベルーナ社員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。 【課徴金額】　40万円 （注）課徴金額は、重要事実の公表翌日の平成19年11月1日の㈱ベルーナの株価の終値996円と売付価額129万5,450円を前記①(ﾛ)の計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。 売付価額1,295,450円 －（509円×1,750株）＝404,700円 売付価額は、 （739円×1,300株 740円×　100株 745円×　350株）の合計額である。 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、<u>40万円</u>	審判手続開始決定日 平成21年12月18日 課徴金納付命令日 平成22年1月21日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。
	21.12.18	【違反行為】内部者取引（旧金商法第175条第１項） 【銘 柄 名】ベルーナ（東証１部） 【違反行為者】 発行体の契約締結先社員からの第一次情報受領者 【違反行為の態様】 上記重要事実を、㈱ベルーナとの契約の履行に関して知った他の会社社員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。 【課徴金額】　43万円 （注）課徴金額は、重要事実の公表翌日の平成19年11月1日の㈱ベルーナの株価の終値996円と売付価額145万1,000円を前記①(ﾛ)の計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。 売付価額1,451,000円 －（509円×2,000株）＝433,000円 売付価額は （722円×1,000株 729円×1,000株）の合計である。 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、<u>43万円</u>	審判手続開始決定日 平成21年12月18日 課徴金納付命令日 平成22年1月21日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

15	22.2.2	【違反行為】現実売買による相場操縦 （旧金商法第 174 条第１項） 【銘 柄 名】タウンニュース社（ジャスダック） 【違反行為者】㈱タウンニュース社社員 【違反行為の態様】 ㈱タウンニュース社の株価の高値形成や終値形成を図り、売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株券の相場を変動させるべき一連の売買をした。 【課徴金額】　25 万円 （注）　相場操縦における課徴金額の計算方法は、㈱総和地所株券に係る相場操縦事案（一連番号２）を参照。 本件における課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計 258,800 円。 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、25 万円 (1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、 ① 当該違反行為に係る有価証券の売付け等の数量は 8,000 株であり、 ② 当該違反行為に係る有価証券の買付け等の数量は、実際の買付数量 9,100 株に、同条第９項により、違反行為開始時にその時の価格（180 円）で買付け等をしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 2,000 株を加えた 11,100 株である ことから、8,000 株となる。 当該売買対当数量に係るものについて、 売付価額 1,907,000 円（※1） －買付価額 1,692,300 円（※２、３） ＝214,700 円 ※１　売付価額は、 185 円×　100 株　190 円×　100 株 191 円×　100 株　194 円×　200 株 197 円×　300 株　198 円×　100 株 199 円×　100 株　210 円×　100 株 215 円×　100 株　216 円×　100 株 220 円×　300 株　224 円×　200 株 229 円×　100 株　230 円×　100 株 235 円×　100 株　236 円×1,200 株 238 円×　200 株　239 円×　500 株 244 円×　300 株　245 円×　100 株 250 円×　500 株　251 円×　100 株 253 円×　400 株　254 円×　300 株 255 円×　100 株　257 円×　900 株 258 円×　500 株　259 円×　800 株 の合計である。	審判手続開始決定日 平成 22 年２月２日 課徴金納付命令日 平成 22 年２月 23 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

15 つづき		※２　買付価額は、 （180 円×2,200 株　185 円×　100 株 190 円×　100 株　191 円×　200 株 194 円×　100 株　195 円×　100 株 197 円×　100 株　198 円×　100 株 199 円×　100 株　200 円×　300 株 204 円×　100 株　205 円×　200 株 210 円×　100 株　215 円×　100 株 216 円×　100 株　218 円×　100 株 220 円×　500 株　223 円×　100 株 224 円×　300 株　225 円×　100 株 229 円×　200 株　230 円×　100 株 235 円×　100 株　236 円×　600 株 237 円×　100 株　238 円×　100 株 239 円×　500 株　240 円×　300 株 244 円×　400 株　245 円×　500 株）の合計である。 ※３　買付け等の価額の算定においては、金融商品取引法施行令（平成20 年政令第 369 号による改正前のもの。以下同じ。）第 33 条の 14 第５項の規定により、当該違反行為に係る有価証券の買付け等のうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。 本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、旧金融商品取引法第 174 条第９項の規定により、違反行為の開始時点にその時における価格（180 円）で買い付けたものとみなされるもの（みなし買付け）から、順次割り当てている。 (2)　上記(1)のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付け等の数量が、売付け等の数量を超えることから、当該違反行為に係る買付け等対当数量は、買付け等の数量が売付け等の数量を超える数量 3,100 株（11,100 株－8,000 株）と、 当該違反行為が終了した日から１月以内に行われた売付け等の数量 28,800 株 とを比較して少ない数量である、3,100 株となる。 当該買付け等対当数量に係るものについて、 違反行為終了日から１月以内の売付け等の価額 818,100 円（※４、５）－買付け等の価額 774,000 円（※６） ＝44,100 円 ※４　売付価額は、 （255 円×　100 株　257 円×700 株 259 円×1,200 株　270 円×100 株 274 円×　200 株　275 円×700 株 276 円×　100 株）の合計である。 ※５　売付価額の算定においては、金融商品取引法施行令第 33 条の 14 第７項の規定により、違反行為が終了した日から１月以内に行われた有価証券の売付け等のうち最も早い時期に行われたものから順次当該買付け等対当数量に達するまで割り当てることとなる。 ※６　買付価額は、 （230 円×　100 株　235 円×100 株 239 円×　100 株　240 円×100 株 245 円×　600 株　250 円×600 株 251 円×　100 株　253 円×100 株 254 円×　200 株　255 円×800 株 257 円×　200 株　260 円×100 株）の合計である。	

16	22.2.19	【違反行為】内部者取引（旧金商法第175条第１項） 【銘 柄 名】ヤマノホールディングス（ジャスダック） 【違反行為者】 ㈱ヤマノホールディングス役員 【違反行為の態様】 ㈱ヤマノホールディングスの子会社である堀田丸正㈱が、㈱ヤマノホールディングスの孫会社の異動を伴う株式の譲渡を行うことを決定した重要事実を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。 【課徴金額】　90万円 （注）課徴金額は、重要事実の公表翌日の平成20年10月30日の㈱ヤマノホールディングスの株価の終値77円と買付価額162万3,500円を前記①(ｲ)の計算式に当てはめた結果、課徴金額は以下のように算出される。 （77円×32,900株）－買付価額1,623,500円＝909,800円 買付金額は、 39円× 5,000株 40円×10,000株 55円× 9,100株 60円× 8,800株　の合計である。 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、<u>90万円</u>	審判手続開始決定日 平成22年２月19日 課徴金納付命令日 平成22年３月15日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。
	22.2.19	【違反行為】内部者取引（旧金商法第175条第１項） 【銘 柄 名】ヤマノホールディングス（ジャスダック） 【違反行為者】 課徴金納付命令対象者①　㈱ヤマノネットワーク （第一次情報受領者） 課徴金納付命令対象者②　㈱ヤマノビューティケミカル （第一次情報受領者） 【違反行為の態様】 ㈱ヤマノネットワーク及び㈱ヤマノビューティケミカルは、㈱ヤマノホールディングスの子会社である堀田丸正㈱が、㈱ヤマノホールディングスの孫会社の異動を伴う株式の譲渡を行うことを決定した重要事実を、その職務に関し知った、㈱ヤマノホールディングス役員から伝達を受け、それぞれ自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。 【課徴金額】 ㈱ヤマノネットワーク　29万円 ㈱ヤマノビューティケミカル　78万円 （注）１．㈱ヤマノネットワークに対する課徴金額は、重要事実の公表翌日の平成20年10月30日の㈱ヤマノホールディングスの株価の終値77円と買付価額134万5,500円を前記①(ｲ)の計算式に当てはめた結果、課徴金額は以下のように算出される。 （77円×21,300株）－買付価額1,345,500円 ＝294,600円	審判手続開始決定日 平成22年２月19日 課徴金納付命令日 平成22年３月15日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

16 つづき		買付金額は、 60円× 7,800株 65円×13,500株 の合計額である。 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、29万円 ２．㈱ヤマノビューティケミカルに対する課徴金額は、重要事実の公表翌日の平成20年10月30日の㈱ヤマノホールディングスの株価の終値 77 円と買付価額 137 万1,400円を前記①(ｲ)の計算式に当てはめた結果、課徴金額は以下のように算出される。 （77円×28,000株）－買付価額1,371,400円 ＝784,600円 買付価額は、 41円× 2,100株　42円× 400株 43円× 500株　45円× 100株 47円× 1,700株　48円×1,200株 50円× 17,000株　51円×5,000株 の合計額である。 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、78万円	
17	22.2.26	【違反行為】現実売買による相場操縦 （金商法第174条の２第１項） 【銘 柄 名】スズケン（東証１部） 【違反行為者】個人投資家 【違反行為の態様】 ㈱スズケン株券の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。 【課徴金額】 159万円 各違反行為に係る課徴金の額は別表「課徴金の額」の欄のとおりであり、その計算方法については別表のとおり。	審判手続開始決定日 平成22年２月26日 課徴金納付命令日 平成22年３月23日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

（別表）

番号	取引年月日（平成21年）	行為時間	売買の委託状況（延べ株数）		売買状況（株数）		株価の変動操作状況	課徴金額の算定 （売付価額－買付価額） ＋（売付株数が買付株数を超える場合の当該超える株数に係る売付価額 －当該超える株数×違反行為終了後１月以内の最低価格）	課徴金の額（左記金額の１万円未満切捨て）	備考
			買付	売付	買付	売付				
1	5月27日	9時16分 ～ 10時02分	65,000	58,500	5,800	5,800	2470円から2440円まで下落させたのち、2480円まで上昇させるなどした。	14,308,500円－14,207,000円 ＝101,500円	１０万円	
2		10時04分 ～ 12時40分	45,500	32,500	3,200	3,200	2475円から2465円まで下落させたのち、2490円まで上昇させるなどした。	7,941,500円－7,907,500円 ＝34,000円	３万円	
3		13時09分 ～ 14時10分	39,000	0	3,600	3,600	2460円から2490円まで上昇させるなどした。	(8,874,000円－8,878,500円) ＋(17,820,000円－17,172,000円) ＝643,500	６４万円	※１
4	5月28日	9時43分 ～ 10時01分	52,000	39,000	4,200	4,200	2450円から2440円まで下落させたのち、2460円まで上昇させるなどした。	10,295,500円－10,270,500円 ＝25,000円	２万円	
5		10時15分 ～ 10時36分	0	58,500	6,100	6,100	2445円から2415円まで下落させるなどした。	14,828,500円－14,762,000円 ＝66,500円	６万円	
6		10時39分 ～ 12時46分	52,000	45,500	5,000	5,000	2435円から2415円まで下落させたのち、2445円まで上昇させるなどした。	12,197,500円－12,104,000円 ＝93,500円	９万円	
7	5月29日	9時42分 ～ 10時25分	32,500	58,500	5,200	5,200	2405円から2385円まで下落させたのち、2400円まで上昇させるなどした。	12,460,500円－12,429,000円 ＝31,500円	３万円	
8		10時34分 ～ 12時45分	39,000	69,000	2,800	2,800	2395円から2385円まで下落させたのち、2410円まで上昇させるなどした。	6,720,000円－6,703,500円 ＝16,500円	１万円	
9	6月1日	12時37分 ～ 13時23分	32,500	52,000	6,000	6,000	2505円から2525円まで上昇させるなどした。	15,113,000円－15,081,000円 ＝32,000円	３万円	
10	6月3日	10時34分 ～ 10時39分	52,000	0	2,400	2,400	2620円から2640円まで上昇させるなどした。	6,324,000円－6,291,500円 ＝32,500円	３万円	
11	6月4日	9時50分 ～ 9時54分	52,000	0	7,100	7,100	2560円から2585円まで上昇させるなどした。	18,274,000円－18,176,000円 ＝98,000円	９万円	
12		9時55分 ～ 10時26分	39,000	26,000	7,200	7,200	2570円から2585円まで上昇させるなどした。	18,552,500円－18,541,500円 ＝11,000円	１万円	
13		12時44分 ～ 12時47分	32,500	0	3,000	3,000	2565円から2575円まで上昇させるなどした。	7,966,500円－7,956,500円 ＝10,000円	１万円	※２
14	6月5日	9時00分 ～ 9時18分	52,000	84,500	3,200	3,200	2595円から2545円まで下落させたのち、2575円まで上昇させるなどした。	8,222,500円－8,159,000円 ＝63,500円	６万円	
15		10時27分 ～ 12時46分	45,500	71,500	6,600	6,600	2560円から2535円まで下落させたのち、2555円まで上昇させるなどした。	16,809,000円－16,764,500円 ＝44,500円	４万円	
16		14時28分 ～ 14時48分	45,500	32,500	7,100	7,100	2545円から2555円まで上昇させるなどした。	18,105,000円－18,070,500円 ＝34,500円	３万円	
17	6月8日	10時46分 ～ 10時56分	32,500	39,000	3,000	3,000	2580円から2570円まで下落させたのち、2580円まで上昇させるなどした。	7,740,000円－7,725,000円 ＝15,000円	１万円	
18		10時56分 ～ 13時28分	45,500	45,500	5,500	5,500	2580円から2570円まで下落させたのち、2595円まで上昇させるなどした。	14,245,000円－14,217,500円 ＝27,500円	２万円	
19		13時55分 ～ 14時11分	26,000	0	6,500	6,500	2570円から2580円まで上昇させるなどした。	16,770,000円－16,749,500円 ＝20,500円	２万円	
20	6月11日	9時12分 ～ 9時32分	39,000	65,000	2,500	2,500	2560円から2525円まで下落させたのち、2545円まで上昇させるなどした。	6,350,000円－6,336,500円 ＝13,500円	１万円	
21		9時32分 ～ 10時55分	78,000	32,500	800	800	2545円から2595円まで上昇させるなどした。	2,072,000円－2,040,000円 ＝32,000円	３万円	
22		10時55分 ～ 10時59分	0	45,500	5,000	5,000	2590円から2570円まで下落させるなどした。	12,948,500円－12,894,000円 ＝54,500円	５万円	
23		12時37分 ～ 14時54分	45,500	91,000	6,500	6,500	2590円から2575円まで下落させたのち、2590円まで上昇させるなどした。	16,802,500円－16,770,000円 ＝32,500円	３万円	
34	6月15日	9時28分 ～ 9時47分	32,500	45,500	1,600	1,600	2575円から2555円まで下落させたのち、2570円まで上昇させるなどした。	4,112,000円－4,096,000円 ＝16,000円	１万円	
25	6月17日	10時08分 ～ 10時59分	45,500	39,000	4,600	4,600	2555円から2535円まで下落させたのち、2555円まで上昇させるなどした。	11,733,000円－11,685,500円 ＝47,500円	４万円	
26	6月18日	13時44分 ～ 14時06分	45,500	32,500	7,800	7,800	2550円から2565円まで上昇させるなどした。	19,968,000円－19,916,500円 ＝51,500円	５万円	
27	6月24日	9時13分 ～ 9時33分	52,000	39,000	5,000	5,000	2520円から2505円まで下落させたのち、2520円まで上昇させるなどした。	12,575,000円－12,550,000円 ＝25,000円	２万円	
28		10時12分 ～ 10時16分	0	32,500	3,500	3,500	2530円から2510円まで下落させるなどした。	8,826,500円－8,802,500円 ＝24,000円	２万円	
	総 計		1,118,000	1,135,000	130,800	130,800			１５９万円	

※１：実際の売付け等の数量（3,600 株）に違反行為開始時にその時の価格で売付け等をしたものとみなされる当該違反行為の開始時に当該有価証券を有しないで売付けをした数量（7,200 株）を加えた 10,800 株を売付け等の数量とする。

※２：実際の売付け等の数量（3,000 株）に、違反行為開始時にその時の価格で売付け等をしたものとみなされる当該違反行為の開始時に当該有価証券を有しないで売付けをした数量（100 株）を加えた 3,100 株、当該違反行為に係る有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量（3,000 株）に、違反行為開始時にその時の価格で買付け等をしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量（100 株）を加えた 3,100 株を買付等の数量とする。

18	22.3.5	【違反行為】内部者取引（金商法175条第１項） 【銘 柄 名】日本エル・シー・エー（東証２部） 【違反行為者】 ㈱日本エル・シー・エー役員からの第一次情報受領者 【違反行為の態様】 株式及び新株予約権の発行を行うことを決定した重要事実を、その職務に関して知った、日本エル・シー・エー役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け及び売付け。 【課徴金額】　98万円 （注）　課徴金額は以下の（1）と（2）の合計額である。 (1)　買付けに係る課徴金額は、重要事実の公表後２週間における㈱日本エル・シー・エーの最も高い株価である平成21年４月30日の40円と買付価格205万3,300円を前記②(ﾛ)の計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。 （40円×64,300株） －買付価額2,053,300円＝518,700円 買付価額は、 ｛31円×34,300株 33円×30,000株｝　の合計額である。 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、<u>51万円</u> (2)　売付けに係る課徴金額は、重要事実の公表後２週間における㈱日本エル・シー・エーの最も低い株価である同年５月７日、同月８日、同月11日及び同月12日の28円と売付価格227万6,300を前記②(ｲ)の計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。 売付価額2,276,300円 －（28円×64,300株）＝475,900円 売付価額は、 ｛35円×60,000株 41円× 4,300株｝　の合計額である。 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、<u>47万円</u>	審判手続開始決定日 平成22年３月５日 課徴金納付命令日 平成22年３月31日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。
19	22.3.26	【違反行為】内部者取引（金商法175条第１項） 【銘 柄 名】フェヴリナ（東証マザーズ） 【違反行為者】㈱フェヴリナ監査役 【違反行為の態様】 平成21年３月期の業績予想を上方修正する重要事実を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。 【課徴金額】　15万円	審判手続開始決定日 平成22年３月26日 課徴金納付命令日 平成22年４月16日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

19 つづき		（注）　課徴金額は、重要事実の公表後２週間における㈱フェヴリナの最も高い株価である平成 21 年３月 17 日の 3,820 円と買付価額42万1,255円を前記②(ｲ)の計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。 （3,820 円×150 株） －買付価額 421,255 円＝151,745 円 買付価額は、 （2,795 円× 1 株　2,800 円×29 株 2,805 円×30 株　2,810 円×48 株 2,815 円×42 株）の合計額である。 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、15 万円	
20	22.3.30	【違反行為】内部者取引（金商法 175 条第２項） 【銘 柄 名】南部化成（ジャスダック） 【違反行為者】 課徴金納付命令対象者①②とも、㈱アーク社員からの第一次情報受領者 【違反行為の態様】 ㈱ＮＭＣファンド１４が南部化成㈱の株券を公開買付けすることについて、㈱ＮＭＣファンド１４との契約の締結の交渉に関して知った㈱アーク社員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。 【課徴金額】 課徴金納付命令対象者①　1,127 万円 課徴金納付命令対象者②　14 万円 （注）１．課徴金納付命令対象者①に対する課徴金額は、公開買付けの実施に関する事実の公表後２週間における南部化成㈱の最も高い株価である平成 21 年３月 12 日の 1,159 円と買付価額 715 万 5,600 円を前記②(ｲ)の計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。 （1,159 円×15,900 株） －買付価額 7,155,600 円＝11,272,500 円 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、1,127 万円 買付価額は、 （425 円×　200 株　426 円×　100 株 430 円×　400 株　431 円×　400 株 435 円×　200 株　436 円×　400 株 440 円×　700 株　442 円×　200 株 443 円×　200 株　444 円×　300 株 445 円×1,200 株　449 円×　300 株 450 円×4,800 株　451 円×　700 株 452 円×　400 株　453 円×　300 株 454 円×　800 株　455 円×1,600 株 456 円×　200 株　457 円×　200 株 458 円×　100 株　459 円×　300 株 460 円×1,000 株　470 円×　700 株 483 円×　200 株）の合計額である。	審判手続開始決定日 平成 22 年３月 30 日 課徴金納付命令日 平成 22 年４月 16 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

20 つづき		２．課徴金納付命令対象者②に対する課徴金額は、公開買付けの実施に関する事実の公表後２週間における南部化成㈱の最も高い株価である平成21年３月12日の1,159円と買付価額８万9,600円を前記②(ｲ)の計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。 （1,159円×200株）－買付価額89,600円＝142,200円 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、<u>14万円</u> 買付価額は、 （446円×100株 450円×100株）の合計額である。	
	22.3.30	【違反行為】内部者取引（金商法175条第２項） 【銘 柄 名】南部化成（ジャスダック） 【違反行為者】 課徴金納付命令対象者①②とも、南部化成社員からの第一次情報受領者 【違反行為の態様】 ㈱ＮＭＣファンド１４が南部化成㈱の株券を公開買付けすることについて、㈱ＮＭＣファンド１４との契約の履行に関して知った南部化成㈱社員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。 【課徴金額】 課徴金納付命令対象者①　101万円 課徴金納付命令対象者②　85万円 （注）１．課徴金納付命令対象者①に対する課徴金額は、公開買付けの実施に関する事実の公表後２週間における南部化成㈱の最も高い株価である平成21年３月12日の1,159円と買付価額37万2,000円を前記②(ｲ)の計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。 （1,159円×1,200株） －買付価額372,000円（310円×1,200株）＝1,018,800円 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、<u>101万円</u> ２．課徴金納付命令対象者②に対する課徴金額は、公開買付けの実施に関する事実の公表後２週間における南部化成㈱の最も高い株価である平成21年３月12日の1,159円と買付価額30万9,000円を前記②(ｲ)の計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。 （1,159円×1,000株） －買付価額309,000円（309円×1,000株）＝<u>850,000円</u>	審判手続開始決定日 平成22年３月30日 課徴金納付命令日 平成22年４月16日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

※　根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

（２）課徴金納付命令に関する勧告（開示書類の虚偽記載等）

（平成 21 年７月～平成 22 年３月）

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1	21.7.3	○ 有価証券報告書の虚偽記載 （旧金商法第 172 条の２第１項） 【発行者である会社】㈱大水（大証２部、卸売業） 【違反行為の態様】 架空売上の計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出。 【虚偽記載の内容】 認定金額（連結ベース）　（単位：百万円） （平成 20 年３月期）　訂正前　訂正後 当期純損益　▲1,112　▲1,514 【課徴金額】　300 万円 （注）課徴金額は、以下のように算出される。 平成 20 年３月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の３を乗じて得た額（197,891 円）が 300 万円を超えないことから、300 万円となる。	審判手続開始決定日 平成 21 年７月３日 課徴金納付命令日 平成 21 年７月 30 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。
2	21.10.16	○ 公開買付開始公告の実施義務違反 （金商法第 172 条の５） 【課徴金納付命令対象者】EBANCO HOLDINGS LIMITED 【違反行為の態様】 EBANCO HOLDINGS LIMITED は、㈱サハダイヤモンドが発行した新株予約権証券の買付けに当たり、公開買付開始公告をしなければならなかったにもかかわらず、これを行わず取引所金融商品市場外で買付けを行った。 【課徴金額】750 万円 （注）　課徴金額は、以下のように算出される。 公開買付開始公告を行わないでした株券等の買付け等の価格に当該買付け等の数量を乗じて得た額の 100 分の 25 に相当する額が課徴金の額となることから， （30,000,000/9,582）×9,582×25/100＝7,500,000 円 となる。	審判手続開始決定日 平成 21 年 10 月 16 日 課徴金納付命令日 平成 21 年 11 月 25 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。
3	21.11.24	○ 有価証券報告書等の虚偽記載、有価証券届出書の虚偽記載 （旧金商法第 172 条の２第１項、第２項、第 172 条第１項） 【発行者である会社】㈱アルデプロ（東証マザーズ、不動産） 【違反行為の態様】 売上の過大計上、引当金の不計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、当該有価証券報告書等を参照書類とする有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。	審判手続開始決定日 平成 21 年 11 月 24 日 課徴金納付命令日 平成 21 年 12 月 25 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷に

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
3 つづき		【虚偽記載の内容】 ○　継続開示 認定金額（連結ベース）　（単位：百万円） （平成18年1月中間期）　訂正前　訂正後 当期純損益　1,425　1,009 （平成19年7月期）　訂正前　訂正後 当期純損益　6,512　4,710 （平成20年1月中間期）　訂正前　訂正後 経常損益　6,705　▲2,379 当期純損益　3,915　▲7,807 純資産　38,491　24,965 （平成20年7月期）　訂正前　訂正後 経常損益　1,129　▲7,903 当期純損益　▲10,413　▲26,125 純資産　23,512　5,998 （平成20年10月第1四半期）　訂正前　訂正後 純資産　13,972　▲1,107 （平成21年1月第2四半期）　訂正前　訂正後 純資産　6,015　▲8,564 （平成21年4月第3四半期）　訂正前　訂正後 純資産　1,045　▲11,014 ○　発行開示 平成18年4月28日提出有価証券届出書 （参照書類）平成18年1月中間期半期報告書 平成20年8月6日提出有価証券届出書 （参照書類）平成19年7月期有価証券報告書 平成20年1月中間期半期報告書 【課徴金額】　２億8,155万円 （注）課徴金額は、以下のように算出される。 ①　平成18年1月中間期半期報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の３を乗じて得た額（2,575,026円）が300万円を超えないことから、 300万円の２分の１に相当する額である150万円となる。 ②　平成19年7月期有価証券報告書に係るもの	おける審理は行われなかった。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
3 つづき		同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の３を乗じて得た額（4,013,705 円）が 300 万円を超えることから、4,013,705 円について、１万円未満の端数を切り捨てて 401 万円となる。 ③　平成 20 年１月中間期半期報告書及び平成 20 年７月期有価証券報告書に係るもの 個別決定ごとの算出額は、同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の３を乗じて得た額（2,324,114 円）が 300 万円を超えないことから、 イ　同半期報告書については、300 万円の２分の１に相当する額である 150 万円 ロ　同有価証券報告書については、300 万円となる。 ここで、金融商品取引法第 185 条の７第６項の規定により、同一の事業年度に係る２以上の虚偽の継続開示書類が提出されたときは、課徴金の額を調整することとなるため、下記のとおり 300 万円を個別決定ごとの算出額に基づき按分した金額が課徴金の額となる。 ｉ　平成 20 年１月期半期報告書に係る課徴金の額は 3,000,000×1,500,000　／（1,500,000＋3,000,000） （半期報告書の個別決定額）　（個別決定額の合計） ＝1,000,000 円 ⅱ　平成 20 年７月期有価証券報告書に係る課徴金の額は 3,000,000×3,000,000　／（1,500,000＋3,000,000） （有価証券報告書の個別決定額）（個別決定額の合計） ＝2,000,000 円 ④　平成 20 年 10 月第１四半期四半期報告書、平成 21 年１月第２四半期四半期報告書及び平成 21 年４月第３四半期四半期報告書に係るもの 個別決定ごとの算出額は、同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の３を乗じて得た額（177,541 円）が 300 万円を超えないことから、 イ　平成 20 年 10 月第１四半期四半期報告書については、300 万円の２分の１に相当する額である 150 万円 ロ　平成 21 年１月第２四半期四半期報告書については、300 万円の２分の１に相当する額である 150 万円 ハ　平成 21 年４月第３四半期四半期報告書については、300 万円の２分の１に相当する額である 150 万円となる。 ここで、金融商品取引法第 185 条の７第６項の規定により、同一の事業年度に係る２以上の虚偽の継続開示書類が提出されたときは、課徴金の額を調整することとなるため、下記のとおり 300 万円を個別決定ごとの算出額に基づき按分した金額が課徴金の額となる。 ｉ　平成 20 年 10 月第１四半期四半期報告書に係る課徴金の額は 3,000,000×1,500,000／（1,500,000＋1,500,000＋1,500,000） （第１四半期四半期報告書の個別決定額）（個別決定額の合計） ＝1,000,000 円 ⅱ　平成 21 年１月第２四半期四半期報告書に係る課徴金の額は 3,000,000×1,500,000／（1,500,000＋1,500,000＋1,500,000） （第２四半期四半期報告書の個別決定額）（個別決定額の合計） ＝1,000,000 円 ⅲ　平成 21 年４月第３四半期四半期報告書に係る課徴金の額は 3,000,000×1,500,000／（1,500,000＋1,500,000＋1,500,000） （第３四半期四半期報告書の個別決定額）（個別決定額の合計） ＝1,000,000 円 ⑤　重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の 100 分の２に相当する額が課徴金の額となることから、 ｉ　平成 18 年４月 28 日提出の有価証券届出書に係る課徴金の	

<table>
<tr><th>一連番号</th><th>勧告実施年月日</th><th>勧告の対象となった法令違反等の内容</th><th>勧告後の経緯</th></tr>
<tr><td>3
つづき</td><td></td><td>額は、
3,499,596,000円×2／100＝69,991,920円
について、１万円未満を切り捨てて、69,990,000円
ⅱ　平成 20 年８月６日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、
10,002,720,000円×2／100＝200,054,400円
について、１万円未満を切り捨てて、200,050,000円となる。</td><td></td></tr>
<tr><td>4</td><td>22.1.29</td><td>○ 有価証券報告書等の虚偽記載
（旧金商法第172条の２第１項、第２項）

【発行者である会社】㈱ＳＢＲ（ジャスダック、卸売業）

【違反行為の態様】
貸倒引当金の過少計上及び売上の過大計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出。

【虚偽記載の内容】
認定金額（連結ベース）　（単位：百万円）
（平成19年９月中間期）　訂正前　訂正後
中間純損益　▲1,643　▲3,776

（平成20年３月期）　訂正前　訂正後
当期純損益　▲3,533　▲6,437

（平成20年６月第１四半期）　訂正前　訂正後
四半期（累積）純損益　106　▲580
純資産　16,223　12,659

（平成20年９月第２四半期）　訂正前　訂正後
四半期（累積）純損益　▲30　▲1,476
純資産　16,057　11,732

（平成20年12月第３四半期）　訂正前　訂正後
四半期（累積）純損益　▲1,651　▲3,561
純資産　14,190　9,402

【課徴金額】　600万円

（注）課徴金額は、以下のように算出される。

①　平成19年９月中間期半期報告書及び平成20年３月期有価証券報告書に係るもの
同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の３を乗じて得た額</td><td>審判手続開始決定日
平成22年１月29日
課徴金納付命令日
平成22年２月23日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</td></tr>
</table>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
4 つづき		（742,337円）が300万円を超えないことから、 イ　同半期報告書については、150万円 ロ　同有価証券報告書については、300万円となる。 ここで、金融商品取引法第185条の７第６項の規定により、下記のとおり300万円を個別決定ごとの算出額に基づき按分した金額が課徴金の額となる。 ⅰ　平成19年９月中間期半期報告書に係る課徴金の額は1,000,000円 ⅱ　平成20年３月期有価証券報告書に係る課徴金の額は2,000,000円 ②　平成20年６月第１四半期四半期報告書、平成20年９月第２四半期四半期報告書及び平成20年12月第３四半期四半期報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の３を乗じて得た額（266,736円）が300万円を超えないことから、 イ　平成20年６月第１四半期四半期報告書については、150万円 ロ　平成20年９月第２四半期四半期報告書については、150万円 ハ　平成20年12月第３四半期四半期報告書については、150万円 となる。 ここで、金融商品取引法第185条の７第６項の規定により、下記のとおり300万円を個別決定ごとの算出額に基づき按分した金額が課徴金の額となる。 ⅰ　平成20年６月第１四半期四半期報告書に係る課徴金の額は1,000,000円 ⅱ　平成20年９月第２四半期四半期報告書に係る課徴金の額は1,000,000円 ⅲ　平成20年12月第３四半期四半期報告書に係る課徴金の額は1,000,000円	
5	22.3.12	○ 有価証券報告書等の虚偽記載 （旧金商法第172条の２第１項、第２項、金商法第172条の４第２項） 【発行者である会社】モジュレ㈱（ヘラクレス、卸売業） 【違反行為の態様】 貸倒引当金の過少計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出。 【虚偽記載の内容】 認定金額　（単位：百万円） （平成20年５月期）　訂正前　訂正後 経常損益　102　46 当期純損益　61　1 （平成20年８月第１四半期）　訂正前　訂正後 経常損益　▲26　▲144 四半期（累積）純損益　▲16　▲144 純資産　606　417	審判手続開始決定日 平成22年３月12日 課徴金納付命令日 平成22年４月６日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
5 つづき		（平成20年11月第2四半期）　訂正前　訂正後 経常損益　▲96　▲215 四半期（累積）純損益　▲144　▲261 純資産　473　295 （平成21年2月第3四半期）　訂正前　訂正後 経常損益　▲166　▲271 四半期（累積）純損益　▲337　▲440 純資産　281　119 （平成21年5月期）　訂正前　訂正後 経常損益　▲145　▲241 当期純損益　▲366　▲459 純資産　253　99 （平成21年8月期第1四半期）　訂正前　訂正後 純資産　262　118 【課徴金額】　900万円 （注）課徴金額は以下のように算出される。 ①　平成20年5月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の3を乗じて得た額（30,305円）が300万円を超えないことから、300万円となる。 ②　平成20年8月第1四半期四半期報告書、平成20年11月第2四半期四半期報告書、平成21年2月第3四半期四半期報告書及び平成21年5月期有価証券報告書に係るもの 個別決定の算出額は、同社の株式の市場価額の総額に10万分の3を乗じて得た額（11,368円）が300万円を超えないことから、 イ　平成20年8月第1四半期四半期報告書については、150万円 ロ　平成20年11月第2四半期四半期報告書については、150万円 ハ　平成21年2月第3四半期四半期報告書については、150万円 ニ　平成21年5月期有価証券報告書については、300万円 となる。 ここで、金融商品取引法第185条の7第6項の規定により、下記のとおり300万円を個別決定ごとの算出額に基づき按分した金額が課徴金の額となる。 i　平成20年8月第1四半期四半期報告書に係る課徴金の額は600,000円 ii　平成20年11月第2四半期四半期報告書に係る課徴金の額は600,000円 iii　平成21年2月第3四半期四半期報告書に係る課徴金の額は600,000円 iv　平成21年5月期有価証券報告書に係る課徴金の額は1,200,000円 ③　平成21年8月第1四半期四半期報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額	

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
5 つづき		（13,398円）が6,000,000円を超えないことから、6,000,000円の２分の１に相当する額である300万円となる。	

※　根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

２－５　告発実施状況

１　告発件数等一覧表

区分	4～16 事務年度	17 事務年度	18 事務年度	19 事務年度	20 事務年度	21 年度	合計
告発件数	74	11	13	10	13 （　4　）	17	134
告発人数	240	32	31	33	21 （　6　）	46	397

（注１）事務年度：７月～翌年６月
（注２）（　）内は 21 年４月～６月の件数

２　告発事件の概要一覧表（関係条文、肩書きは、犯則行為時点のもの。）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
1	5.5.21	証取法第 125 条第１項、第２項等 （相場操縦） 証取法第 27 条の 23 第１項等 （大量保有報告書の不提出）	①　日本ユニシス㈱の株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした十数名の名義による仮装売買、買い上がり買付け等。 （嫌疑者）不動産会社社長 金融業者役員 ②　上記売買の過程において発行済株式総数の 5%を超える株式を保有するに至ったにもかかわらず、大量保有報告書を提出していなかった。 （嫌疑者）不動産会社社長	①につき 6.10.3（東京地裁） 不動産会社社長 懲役２年６月（執行猶予４年） 金融業者役員　懲役２年（執行猶予３年） （いずれも確定） ②につき 不動産会社社長　不起訴
2	6.5.17	証取法第 197 条第１号の２ 同法第 207 条第１項等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱アイペックは、関連会社を利用した架空売上の計上等により粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社社長 当該会社役員	13.9.28（東京地裁） 同社社長　懲役１年８月 同社役員　懲役１年２月 15.11.13（東京高裁） 同社役員　懲役１年２月（執行猶予３年） 15.11.18（東京高裁） 同社社長　懲役１年８月（執行猶予４年） （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
3	6.10.14	証取法第166条第1項、第3項同法第200条第6号等 （内部者取引）	日本商事㈱の新薬の投与による副作用死亡例の発生（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）会社役職員 取引先職員 医師（第一次情報受領者）	6.12.20（大阪簡裁） 会社役職員 取引先職員24名 罰金20～50万円（略式命令） 8.5.24（大阪地裁） 医師　罰金30万円 9.10.24（大阪高裁） 医師　原判決破棄　地裁へ差戻し 11.2.16（最高裁） 医師　原判決破棄　高裁へ差戻し 13.3.16（大阪高裁） 医師　控訴棄却 16.1.13（最高裁） 医師　上告棄却 （いずれも確定）
4	7.2.10	証取法第166条第1項 同法第207条第1項等 （内部者取引）	新日本国土工業㈱の約束手形の不渡りの発生（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）取引銀行 同行役職員 取引先 同社職員	7.3.24（東京簡裁） 取引銀行　罰金50万円 同行役職員2名　罰金20～50万円 取引先、同社職員 罰金30万円（略式命令） （いずれも確定）
5	7.6.23	証取法第158条同法第197条第9号 （風説の流布）	テーエスデー㈱の社長は、同社株券の価格を高騰させるため、虚偽の事実を発表。 （嫌疑者）当該会社社長	8.3.22（東京地裁） 懲役1年4月（執行猶予3年） （確定）
6	7.12.22	証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 （損失補てん）	千代田証券㈱は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん及び利益の追加。 （嫌疑者）証券会社 当該会社社長 当該会社役職員 顧客	8.2.19（東京簡裁） 同社社長 同社役職員4名 罰金30～50万円（略式命令） 8.12.24（東京地裁） 証券会社　罰金1,500万円 同社役員　懲役6月（執行猶予2年） （いずれも確定）
7	8.8.2	証取法第166条第1項、第2項 同法第200条第6号 （内部者取引）	日本織物加工㈱の第三者割当増資の決定（重要事実）を知り、公表前に知人名義等で同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）割当先監査役（弁護士）	9.7.28（東京地裁） 懲役6月（執行猶予3年） 追徴金約2,600万円 10.9.21（東京高裁） 原判決破棄　地裁へ差戻し 11.6.10（最高裁） 原判決破棄　高裁へ差戻し 12.3.24（東京高裁） 控訴棄却 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
8	9.1.17	証取法第158条 同法第197条第9号 （風説の流布）	特定の株券の価格を高騰させ自ら売り抜けるため、「ギャンぶる大帝」の袋とじ株式欄に虚偽の事実を記載。 （嫌疑者）雑誌監修人（投資顧問業）	9.1.30（東京簡裁） 罰金50万円（略式命令） （確定）
9	9.4.8	証取法第166条第1項 同法第207条第1項等 （内部者取引）	㈱鈴丹の子会社の破綻に伴う損失等の発生（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社会長 当該会社役員 関連会社	9.5.1（名古屋簡裁） 同社役員4名及び関連会社 罰金50万円（略式命令） 9.9.30（名古屋地裁） 同社会長　懲役6月（執行猶予3年） （いずれも確定）
10	9.4.25	証取法第166条第3項 同法第200条第6号等 （内部者取引）	シントム㈱の第三者割当増資の決定（重要事実）を知り、公表前に知人名義等で同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）割当先社長 割当先会社等	9.5.27（東京簡裁） 割当先社長及び割当先会社等 罰金30万円（略式命令） （いずれも確定）
11	9.5.13	証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 （損失補てん）	野村證券㈱は、株式等取引の自己勘定から顧客勘定への付け替え等により損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 （嫌疑者）証券会社 当該会社社長 当該会社役員 顧客	11.1.20（東京地裁） 証券会社　罰金1億円 同社社長、同社役員A 懲役1年（執行猶予3年） 同社役員B　懲役8月（執行猶予3年） 11.4.21（東京地裁） 顧客　懲役9月 追徴金約6億9,300万円 （いずれも確定） (注)山一、日興、大和證券関連と共に一括審理
12	9.9.17	証取法第50条の3第1項、第2項 同法第207条第1項等 （損失補てん）	山一證券㈱は、海外先物取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん及び利益の追加。顧客は、損失補てんを要求。 （嫌疑者）証券会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社役職員 顧客	10.7.17（東京地裁） 証券会社　罰金8,000万円 同社役員A　懲役10月（執行猶予2年） 10.9.30（東京地裁） 同社副社長　懲役1年（執行猶予3年） 10.11.6（東京地裁） 同社職員　懲役10月（執行猶予2年） 同社役職員2名　懲役8月(執行猶予2年) 11.4.21（東京地裁） 顧客　懲役9月 追徴金約6億9,300万円 (注)11号事件と一括審理 11.6.24（東京地裁） 同社役員B　懲役10月（執行猶予3年） 12.3.28（東京地裁） 同社社長　懲役2年6月 13.10.25（東京高裁） 同社社長　懲役3年（執行猶予5年） （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
13	9.10.21	証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 （損失補てん）	日興證券㈱は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 （嫌疑者）証券会社 当該会社副社長 当該会社役職員 顧客	10.9.21（東京地裁） 証券会社　罰金1,000万円 同社副社長、同社職員 懲役10月（執行猶予3年） 同社役員2名　懲役1年（執行猶予3年） 11.4.21（東京地裁） 顧客　懲役9月 追徴金約6億9,300万円 (注)11号事件と一括審理 （いずれも確定）
14	9.10.23	証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 （損失補てん）	山一證券㈱は、海外先物取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。 （嫌疑者）証券会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社役職員	10.7.17（東京地裁） 証券会社　罰金8,000万円 同社役員Ａ　懲役10月（執行猶予2年） 10.9.30（東京地裁） 同社副社長　懲役1年（執行猶予3年） 10.11.6（東京地裁） 同社役職員2名　懲役8月(執行猶予2年) 11.1.29（東京地裁） 同社役員Ｂ　懲役10月（執行猶予3年） 11.6.24（東京地裁） 同社役員Ｃ　懲役10月（執行猶予3年） 12.3.28（東京地裁） 同社社長　懲役2年6月 13.10.25（東京高裁） 同社社長　懲役3年（執行猶予5年） （いずれも確定）
15	9.10.28	証取法第50条の3第1項、第2項 同法第207条第1項等 （損失補てん）	大和證券㈱は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 （嫌疑者）証券会社 当該会社副社長 当該会社役職員 顧客	10.10.15（東京地裁） 証券会社　罰金4,000万円 同社副社長　懲役1年（執行猶予3年） 同社役職員3名 懲役10月（執行猶予3年） 同社役職員2名　懲役8月(執行猶予3年) 11.4.21（東京地裁） 顧客　懲役9月　追徴金約6億9,300万円 (注)11号事件と一括審理 （いずれも確定）
16	10.3.9	証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 （損失補てん）	日興證券㈱は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより利益追加。 （嫌疑者）証券会社 当該会社副社長 当該会社役員	10.9.21（東京地裁） 証券会社　罰金1,000万円 同社副社長、同社役員 懲役1年（執行猶予3年） （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
17	10.3.20	証取法第197条第1号 同法第207条第1項第1号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	山一證券㈱は、有価証券の含み損を国内・海外のペーパーカンパニー等に飛ばしを行うことで隠蔽し、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）証券会社 当該会社会長 当該会社社長 当該会社副社長	12.3.28（東京地裁） 同社会長　懲役2年6月　（執行猶予5年） 同社社長　懲役2年6月 13.10.25（東京高裁） 同社社長　懲役3年（執行猶予5年） （いずれも確定）
18	10.5.29	証取法第167条第1号 同法施行令第31条 同法第200条第6号等 （内部者取引）	トーソク㈱の株券について、親会社が他社（買収先）へ一括株式譲渡を実施すること（重要事実）を知り、公表前に親族名義口座で同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）親会社役員	10.8.26（横浜簡裁） 罰金50万円（略式命令） （確定）
19	10.7.6	証取法第166条第3項 同法第200条第6号等 （内部者取引）	大都工業㈱の会社更生手続開始の申立ての決定（重要事実）を知り、公表前に信用取引等を利用して同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）関連会社役員 関連会社職員の親族	10.7.17（東京簡裁） 関連会社職員の親族 罰金50万円（略式命令） 10.11.10（東京地裁） 関連会社役員　懲役6月（執行猶予3年） 罰金50万円 （いずれも確定）
20	10.10.30	証取法第166条第1項 同法第200条第6号等 （内部者取引）	日本エム・アイ・シー㈱のベンチャー企業の吸収合併の決定（重要事実）を知り、公表前に仮名口座で同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）合併相手先役員 証券会社職員	11.3.19（東京地裁） 証券会社職員　懲役6月（執行猶予3年） 罰金50万円 12.3.28（東京地裁） 合併相手先役員　懲役6月 罰金50万円 12.11.20（東京高裁） 合併相手先役員　控訴棄却 15.12.3（最高裁） 合併相手先役員　上告棄却 （いずれも確定）
21	10.12.17	証取法第166条第1項 同法第198条第15号等 （内部者取引）	トーア・スチール㈱の解散の決定（重要事実）を知り、公表前に信用取引を利用して部下の親族名義口座で同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）取引先役員 同部下職員	11.2.10（東京簡裁） 部下職員　罰金50万円（略式命令） 11.4.13（東京地裁） 取引先役員　懲役1年　罰金200万円 11.10.29（東京高裁） 取引先役員　懲役1年6月（執行猶予3年） 罰金200万円 （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
22	11.2.10	証取法第166条第3項 同法第198条第15号等 （内部者取引）	トーア・スチール㈱の解散の決定（重要事実）を知り、公表前に信用取引を利用して同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）取引先役員 同業他社社長	11.4.13(東京地裁) 取引先役員　懲役1年 罰金200万円 同業他社社長　懲役10月 罰金200万円 11.10.29（東京高裁） 取引先役員　懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金200万円 同業他社社長 懲役1年2月(執行猶予3年) 罰金200万円 (いずれも確定) (注)21号事件と一括審理
23	11.3.4	証取法第159条第1項、第2項 同法第197条等 （相場操縦）	昭和化学工業㈱の株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした十数名の名義による仮装売買、買上がり買付け等。 （嫌疑者）金融業者 金融業者役員	11.6.24（大阪地裁） 金融業者役員 懲役1年6月（執行猶予3年） 金融業者　罰金400万円 （いずれも確定）
24	11.6.30	証取法第197条第1号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱日本長期信用銀行は、関連親密企業への融資に関して適正な引当・償却を行わないことにより粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該銀行 当該銀行頭取 当該銀行副頭取	14.9.10（東京地裁） 同行頭取　懲役3年（執行猶予4年） 同行副頭取2名　懲役2年(執行猶予3年) 17.6.21(東京高裁) いずれも控訴棄却 20.7.18（最高裁） いずれも原判決破棄　無罪 （いずれも確定）
25	11.8.13	証取法第197条第1号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱日本債券信用銀行は、取立不能と見込まれる貸出金に関して適正な引当・償却を行わないことにより粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該銀行 当該銀行会長 当該銀行頭取 当該銀行副頭取 当該銀行役員	16.5.28（東京地裁） 同行会長　懲役1年4月（執行猶予3年） 同行頭取　懲役1年（執行猶予3年） 同行副頭取　懲役1年（執行猶予3年） 19.3.14（東京高裁） いずれも控訴棄却 21.12.7（最高裁） いずれも原判決を破棄　東京高裁に差戻 公判係属中（東京高裁）
26	11.12.3	証取法第159条第1項第1号、第2項第1号、第4項 同法第197条第8号 （相場操縦）	㈱ヒューネットの株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした数名の名義による仮装売買等。 （嫌疑者）会社社長 会社役員	12.5.19（横浜地裁） 会社社長　懲役1年6月（執行猶予3年） （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
27	11.12.27	証取法第198条第4号等（虚偽の半期報告書の提出）	㈱ヤクルト本社は、プリンストン債が償還済であるという事実を隠蔽し、資産及び収益を過大に計上する方法で、虚偽の記載をした半期報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社副社長 証券会社会長	14.9.12（東京地裁） 同社副社長　懲役7年 罰金6,000万円 当該会社　罰金1,000万円 15.8.11（東京高裁） いずれも控訴棄却 （いずれも確定）
28	12.1.31	証取法第197条第1号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱テスコンは、架空売上の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社社長 当該会社役員	13.1.30（横浜地裁） 同社社長　懲役1年6月（執行猶予3年） （確定）
29	12.3.21	証取法第158条 同法第197条第6号等 （偽計）	クレスベール・インターナショナル・リミテッドは、プリンストン債を販売するため「当局の承認が得られている商品である」旨の虚偽の資料を使用。 （嫌疑者）当該会社 当該会社役職員	12.3.22（東京簡裁） 同社役職員2名　罰金30万円（略式命令） （いずれも確定）
30	12.3.22	証取法第158条 同法第197条第6号等 （偽計）	クレスベール・インターナショナル・リミテッドは、プリンストン債を販売するため、投資家に虚偽の説明。 （嫌疑者）当該会社 当該会社会長	14.10.10(東京地裁) 同社会長　懲役3年 罰金6,400万円 15.11.10(東京高裁) 控訴棄却 18.11.20(最高裁) 上告棄却 （確定）
31	12.5.26	証取法第166条第3項 同法第198条第15号等 （内部者取引）	㈱ピコイが和議開始の申立てを行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）取引先役員	12.7.19（東京地裁） 懲役8月（執行猶予3年） 罰金100万円 追徴金約449万円 （確定）
32	12.11.28	証取法第166条第3項 同法第198条第15号等 （内部者取引）	㈱プレナスが子会社の異動を伴う株券の取得を行う（重要事実）ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社役員の姉	12.11.28(東京簡裁) 罰金50万円（略式命令） 追徴金約158万円 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
33	12.12.4	証取法第158条等 同法第197条第1項第5号等 （風説の流布、虚偽の大量保有報告書の提出）	㈱東天紅の株価を高騰させるため、公開買付けをする旨の虚偽発表をするとともに、虚偽の大量保有報告書を提出。 （嫌疑者）会社役員等	12.12.4（東京簡裁） 会社役員ら3名　罰金50万円（略式命令） 14.11.8（東京地裁） 会社役員　懲役2年（執行猶予4年） 罰金600万円 （いずれも確定）
34	12.12.4	証取法第27条の23第1項 同法第198条第5号 （大量保有報告書の不提出）	会社役員は、㈱東天紅の株券の大量保有者になったにもかかわらず、期限までに大量保有報告書を提出しなかった。 （嫌疑者）会社役員	14.11.8（東京地裁） 懲役2年（執行猶予4年） 罰金600万円 （確定）
35	13.3.12	証取法第166条第1項 同法第198条第15号等 （内部者取引）	武藤工業㈱が他社と資本業務提携を行う（重要事実）ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）提携先社員（公認会計士）	13.5.29（東京地裁） 懲役1年（執行猶予3年） 罰金100万円 追徴金約1,414万円 （確定）
36	13.4.27	証取法第159条第1項第1号、第2項第1号 同法第197条第1項第5号 （相場操縦）	アイカ工業㈱の株価を高騰させることを目的とした複数名義による買上がり買付け、仮装売買等。 （嫌疑者）会社社長	14.9.12（名古屋地裁） 懲役1年6月（執行猶予3年） 追徴金約2,818万円 （確定）
37	13.12.20	証取法第197条第1項第1号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	フットワークエクスプレス㈱は架空収益の計上等により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社常務 当該会社社員	14.10.8（大阪地裁） 同社社長　懲役2年（執行猶予3年） 同社副社長　懲役1年（執行猶予3年） 同社常務　懲役10月（執行猶予3年） （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
38	14.3.20	証取法第159条第1項第1号等、第2項第1号 同法第197条第1項第7号等 （相場操縦）	志村化工㈱の株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等。 （嫌疑者）会社役員等	15.7.30（東京地裁） 会社役員Ａ　懲役2年（執行猶予3年） 追徴金約1億1,395万円 15.11.11（東京地裁） 無職Ｃ　懲役2年（執行猶予3年） 追徴金約1億2,080万円 会社役員Ｂ　懲役2年（執行猶予3年） 追徴金約1億2,080万円 16.7.14（東京高裁） 会社役員Ｂ　控訴棄却 19.3.29（最高裁） 会社役員Ｂ　上告棄却 （いずれも確定）
39	14.3.26	証取法第166条第1項 同法第198条第18号等 （内部者取引）	㈱ティーアンドイーソフトが他社と業務提携を行う（重要事実）ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）記者発表会業務下請会社役員	14.10.16（東京地裁） 懲役8月（執行猶予3年） 罰金100万円 追徴金約922万円 （確定）
40	14.6.7	証取法第197条第1項第1号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	フットワークエクスプレス㈱の監査業務を行った公認会計士が架空収益を計上するなどした虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）公認会計士	14.6.10（大阪簡裁） 公認会計士2名　罰金50万円（略式命令） （いずれも確定） 公認会計士1名（大阪地裁） 死亡による公訴棄却
41	14.6.28	証取法第197条第1項第1号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱ナナボシは、平成12年3月期及び平成13年3月期決算において、架空工事の受注工事代金の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社会長 当該会社役員	15.3.13（大阪地裁） 同社会長　懲役2年6月 15.3.31（大阪地裁） 同社役員　懲役3年6月 15.9.16（大阪高裁） 同社会長　控訴棄却 16.1.16（最高裁） 同社会長　上告棄却 （いずれも確定）
42	14.6.28	証取法第167条第1項等 （内部者取引）	コカ・コーラウェストジャパン㈱が、三笠コカ・コーラボトリング㈱の株券を公開買付けを行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）銀行員（契約締結先）等	15.5.2（東京地裁） 銀行員　懲役1年2月（執行猶予3年） 罰金80万円 追徴金約400万円 医師　懲役10月（執行猶予3年） 罰金50万円 追徴金約400万円 15.11.28（東京高裁） 医師　控訴棄却 16.5.31（最高裁） 医師　上告棄却 （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
43	14.6.28	証取法第167条第1項等（内部者取引）	三陽エンジニアリング㈱が三陽パックス㈱の株券を公開買付けを行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）銀行員（第一次情報受領者）等	15.5.2（東京地裁） 銀行員　懲役1年2月（執行猶予3年） 罰金80万円 追徴金約400万円 医師　懲役10月（執行猶予3年） 罰金50万円 追徴金約400万円 15.11.28（東京高裁） 医師　控訴棄却 16.5.31（最高裁） 医師　上告棄却 （いずれも確定） （注）42号事件と一括審理
44	14.7.31	証取法第167条第1項等（内部者取引）	㈱光通信が㈱クレイフィッシュの株券を公開買付けを行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社員	15.2.28（東京地裁） 懲役1年（執行猶予3年） 罰金100万円 追徴金約1,048万円 （確定）
45	14.9.6	証取法第197条第1項第1号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱ナナボシは、平成10年3月期及び平成11年3月期決算において、架空工事の受注工事代金の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）　当該会社 当該会社会長 当該会社役員	15.3.13（大阪地裁） 同社会長　懲役2年6月 15.3.31（大阪地裁） 同社役員　懲役3年6月 15.9.16（大阪高裁） 同社会長　控訴棄却 16.1.16（最高裁） 同社会長　上告棄却 （いずれも確定） （注）41号事件と一括審理
46	14.11.29	証取法第158条 同法第197条第1項第7号（風説の流布及び偽計）	ドリームテクノロジーズ㈱の株券を取引していた者が、同株券の相場の変動を意図し、インターネット上で募集した会員に対し、電子メールで売買を推奨する内容虚偽の情報を提供した。 （嫌疑者）当該株券取引者	15.3.28（広島簡裁） 罰金30万円 追徴金36万6千円 （略式命令） （確定）
47	14.12.16	証取法第197条第1項第1号等（虚偽の有価証券届出書及び報告書の提出）	㈱エムティーシーアイは、架空資産を計上するなど虚偽の記載のある貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出。その後の公募増資にあたり、上記貸借対照表を掲載した有価証券届出書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社会長	15.7.14（東京地裁） 同社会長　懲役2年 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
48	14.12.19	証取法第167条第1項等（内部者取引）	ニチメン㈱が、㈱ニチメンインフィニティの株券を公開買付けを行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）公開買付代理人であった証券会社職員	15.9.10（東京地裁） 懲役1年6月（執行猶予3年） 罰金100万円 追徴金約921万円 （確定）
49	14.12.26	証取法第158条 同法第197条第1項等 （偽計）	㈱エムティーシーアイは公募増資にあたり、一般投資家に対して、虚偽の事実を公表した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社会長	15.7.14（東京地裁） 同社会長　懲役2年 （確定） (注)47号事件と一括審理
50	15.2.13	証取法第167条第1項等（内部者取引）	コカ・コーラウェストジャパン㈱が、三笠コカ・コーラボトリング㈱の株券を公開買付けを行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社職員等	15.7.3（大阪地裁） 会社職員　懲役1年6月（執行猶予3年） 罰金100万円、 追徴金290万円 職員知人　懲役1年（執行猶予3年） 罰金80万円、 追徴金約210万円 （いずれも確定）
51	15.2.20	証取法第167条第1項等（内部者取引）	コカ・コーラウェストジャパン㈱が、三笠コカ・コーラボトリング㈱の株券を公開買付けを行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社職員等	15.7.3(大阪地裁) 会社職員　懲役1年6月（執行猶予3年） 罰金100万円 追徴金290万円 (注)50号事件と一括審理 職員実弟　懲役1年（執行猶予3年） 罰金100万円 追徴金約545万円 （いずれも確定）
52	15.3.24	証取法第197条第1項第1号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱ケイビーは架空売上を計上するなどの方法により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社会長 当該会社専務 当該会社常務	15.9.17（東京地裁） 同社専務　懲役2年（執行猶予3年） 15.12.11（東京地裁） 同社常務　懲役4年 16.7.29（東京高裁） 同社常務　控訴棄却 16.10.7（東京地裁） 同社会長　懲役8年 17.9.28（東京高裁） 同社会長　控訴棄却 18.7.3（最高裁） 同社会長　上告棄却 （いずれも確定）
53	15.5.28	証取法第167条第1項等（内部者取引）	ニチメン㈱が、㈱ニチメンインフィニティの株券を公開買付けを行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）公開買付代理人であった証券会社職員	15.10.21（東京地裁） 懲役1年2月（執行猶予3年） 罰金70万円 追徴金約891万円 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
54	15.7.16	証取法第166条第2項第1号等 （内部者取引）	㈱ソーテックが、自己株式を取得すること及び投資運用会社と業務提携を行うこと（ともに重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社職員	16.1.30（横浜地裁） 懲役1年2月（執行猶予3年） 罰金80万円 追徴金約845万円 （確定）
55	15.7.25	証取法第159条第1項第3号等 （相場操縦）	大阪証券取引所が開設する有価証券オプション市場に上場されている株券オプションにつき、投資家にその取引が繁盛に行われていると誤解させることを目的として仮装売買等を行った。 （嫌疑者）㈱大阪証券取引所 同取引所副理事長 証券会社 証券会社代表取締役	17.2.17（大阪地裁） 同取引所副理事長　無罪 18.10.6（大阪高裁） 同取引所副理事長 懲役1年（執行猶予3年） 19.7.12（最高裁） 同取引所副理事長　上告棄却 （確定）
56	15.7.30	証取法第167条第1項等 （内部者取引）	ニチメン㈱が、㈱ニチメンインフィニティの株券を公開買付けを行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）公開買付代理人であった証券会社職員（元課長）	15.10.30（東京地裁） 懲役1年2月（執行猶予3年） 罰金80万円 追徴金約936万円 （確定）
57	15.11.14	証取法第166条第3項等 （内部者取引）	㈱アイチコーポレーションの業務に関し、他社と業務提携を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社役員	16.8.3（名古屋地裁） 懲役10月（執行猶予3年） 罰金80万円 追徴金約1,105万円 （確定）
58	16.2.24	証取法第159条第1項第1号等 （相場操縦）	㈱キャッツの株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 （嫌疑者）当該会社社長等	17.2.8（東京地裁） 会社役員Ａ　懲役2年6月（執行猶予4年） 追徴金3億1,082万円 同社役員　懲役2年6月（執行猶予4年） 追徴金3億1,082万円 会社役員Ｂ　懲役2年6月（執行猶予4年） 追徴金3億1,082万円 17.3.11（東京地裁） 同社社長　懲役3年（執行猶予5年） 追徴金3億1,082万円 17.9.7（東京高裁） 会社役員Ｂ　控訴棄却 19.2.20（最高裁） 会社役員Ｂ　上告棄却 （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
59	16.2.27	証取法第166条第3項等（内部者取引）	大日本土木㈱が民事再生手続開始の申立てを行うこと（重要事実）を知り、公表前に信用取引を利用して同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）会社員	16.5.27（名古屋地裁） 懲役10月（執行猶予3年） 罰金80万円 （確定）
60	16.3.29	証取法第197条第1項第1号等（虚偽の半期報告書及び有価証券報告書の提出）	㈱キャッツは同社役員への貸付金を消費寄託契約に基づく預け金として計上した虚偽の記載のある半期報告書を提出し、 また、同社が保有する株式の取得価格を水増しして計上した虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社社長 会社役員 公認会計士	17.3.4（東京地裁） 会社役員Ｃ　懲役1年6月（執行猶予3年） 17.3.11（東京地裁） 同社社長　懲役3年（執行猶予5年） 追徴金3億1,082万円 (注)58号事件と一括審理 （いずれも確定） 18.3.24（東京地裁） 公認会計士　懲役2年（執行猶予4年） 19.7.11（東京高裁） 公認会計士　控訴棄却 公判係属中（最高裁）
61	16.5.31	証取法第166条第1項等（内部者取引）	㈱デジタルが他社と業務提携を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社役員	16.9.3（大阪地裁） 懲役1年6月（執行猶予3年） 罰金100万円 追徴金約945万円 （確定）
62	16.6.22	証取法第197条第1項第1号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱森本組は完成工事総利益及び当期未処理損失をそれぞれ粉飾するなどした虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社役員	17.5.13（大阪地裁） 同社役員Ａ　懲役2年（執行猶予4年） 17.5.20（大阪地裁） 同社役員Ｂ　懲役2年（執行猶予5年） 17.7.12（大阪地裁） 同社役員Ｃ　懲役2年6月（執行猶予5年） （いずれも確定） 18.4.18（大阪地裁） 同社役員Ｄ　懲役6年 20.1.15（大阪高裁） 同社役員Ｄ　控訴棄却 公判係属中（最高裁）
63	16.6.24	証取法第166条第1項等（内部者取引）	㈱イセキ開発工機が民事再生手続開始の申立てを行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社役員 会社役員	17.7.22（東京地裁） 会社役員Ａ　懲役1年2月（執行猶予3年） 罰金80万円 追徴金655万円 17.10.19（東京地裁） 同社役員　懲役1年6月（執行猶予3年） 罰金100万円 追徴金1,000万円 18.2.2（東京高裁） 会社役員Ａ　控訴棄却 18.4.26（最高裁） 会社役員Ａ　上告棄却 （いずれも確定） 会社役員Ｂ　死亡による公訴棄却

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
64	16.11.2	証取法第166条第1項等（内部者取引）	㈱メディア・リンクスが純利益及び配当予想値の修正を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社社長	17.5.2（大阪地裁） 懲役3年6月 罰金200万円 17.10.14（大阪高裁） 控訴棄却 18.2.20（最高裁） 上告棄却 （確定）
65	16.11.19	証取法第158条 同法第197条第1項第7号等 （風説の流布及び偽計）	㈱メディア・リンクスは、同社の株価を高騰させるため、同社が発行を決定した転換社債型新株予約権付社債につき、払込みがなされていないのに発行総額について払込みが完了した旨の虚偽の事実を公表した。また、同社債の一部について株式転換が完了し、資本金が充実された旨虚偽の事実を公表した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社社長	17.5.2（大阪地裁） 同社社長　懲役3年6月 罰金200万円 当該会社　罰金500万円 17.10.14（大阪高裁） 同社社長　控訴棄却 当該会社　控訴棄却 18.2.20（最高裁） 同社社長　上告棄却 (注)64号事件と一括審理 当該会社　上告棄却 （いずれも確定）
66	16.11.30	証取法第159条第2項第1号等 （相場操縦）	真柄建設㈱等複数銘柄の株価を高騰させることを目的とした見せ玉を行った。 （嫌疑者）会社員	17.12.9（釧路地裁） 懲役1年6月　（執行猶予3年） 罰金100万円 （確定）
67	16.12.9	証取法第197条第1項第1号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱メディア・リンクスは、架空売上及び架空仕入れを計上するなどの方法により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社社長	17.5.2（大阪地裁） 同社社長　懲役3年6月 罰金200万円 当該会社　罰金500万円 17.10.14（大阪高裁） 同社社長　控訴棄却 当該会社　控訴棄却 18.2.20（最高裁） 同社社長　上告棄却 (注)64号事件及び65号事件と一括審理 当該会社　上告棄却 (注)65号事件と一括審理 （いずれも確定）
68	17.1.26	証取法第166条第2項等 （内部者取引）	㈱シーエスケイコミュニケーションズが㈱シーエスケイとの株式交換（重要事実）により㈱シーエスケイの完全子会社になることを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社役員等	18.8.10（東京地裁） 会社役員　懲役1年2月（執行猶予3年） 罰金20万円 追徴金約310万円 上記役員が経営する会社　罰金100万円 追徴金約851万円 （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
69	17.3.14	証取法第167条第1項等（内部者取引）	コダックジャパンデジタルプロダクトディベロップメント㈱が、産業活力再生特別措置法の適用を前提として、チノン㈱株式の公開買付けを行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）国家公務員	17.10.28（東京地裁） 懲役1年6月（執行猶予3年） 罰金90万円 追徴金約1,373万円 （確定）
70	17.3.22	証取法第166条第1項等（内部者取引）	南野建設㈱が第三者割当増資による新株の発行を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社役員等	17.6.27（大阪地裁） 同社役員　懲役1年6月（執行猶予3年） 罰金80万円 追徴金約625万円 役員妻　懲役1年（執行猶予3年） 罰金50万円 追徴金約625万円 （いずれも確定）
71	17.3.22	証取法第197条第1項第1号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	西武鉄道㈱は、㈱コクドの所有に係る西武鉄道㈱株式につき、発行済み株式総数に対する所有割合を少なく記載するなどし、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社等	17.10.27（東京地裁） 会社役員　懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金500万円 当該会社　罰金2億円 （いずれも確定）
72	17.3.22	証取法第166条第2項等（内部者取引）	西武鉄道㈱が有価証券報告書に継続的に㈱コクド所有に係る株式等について虚偽の記載をしてきた事実（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）会社役員等	17.10.27（東京地裁） 会社役員　懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金500万円 (注)71号事件と一括審理 親会社　罰金1億5,000万円 （いずれも確定）
73	17.6.10	証取法第166条第1項等（内部者取引）	キヤノンソフトウェア㈱が株式の分割を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）業務委託契約先社員	18.7.7（東京地裁） 懲役1年6月（執行猶予3年） 罰金50万円 追徴金658万円 （確定）
74	17.6.20	証取法第159条第1項等（相場操縦）	日信工業㈱の株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 （嫌疑者）個人投資家	19.12.21（東京地裁） 懲役2年（執行猶予3年） 追徴金約1,166万円 21.3.26（東京高裁） 控訴棄却 公判係属中（最高裁）
75	17.8.17	証取法第197条第1項第1号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	カネボウ㈱は、大量の不良在庫等を抱え、業績が悪化していた子会社を連結決算の対象からはずすなどの方法により、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社社長 当該会社役員	18.3.27（東京地裁） 同社社長　懲役2年（執行猶予3年） 同社役員　懲役1年6月（執行猶予3年） （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
76	17.9.30	証取法第197条第1項第1号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	公認会計士としてカネボウ㈱の監査業務を行った際、大量の不良在庫等を抱え、業績が悪化していた子会社を連結決算の対象からはずすなどの方法により、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）公認会計士	18.8.9（東京地裁） 公認会計士Ａ 懲役1年6月（執行猶予3年） 公認会計士Ｂ　懲役1年（執行猶予3年） 公認会計士Ｃ　懲役1年（執行猶予3年） （いずれも確定）
77	17.11.15	証取法第159条第1項第1号等 （相場操縦）	㈱ソキアの株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 （嫌疑者）会社役員	18.7.19（大阪地裁） 懲役2年（執行猶予4年） 罰金200万円 追徴金約4,924万円 （確定）
78	18.2.10	証取法第158条 同法第197条第1項第7号 （風説の流布及び偽計）	㈱ライブドアは、㈱ライブドアマーケティング株式の売買のため及び同社の株価の高騰を図る目的をもって、同社をして虚偽の事実を公表した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社子会社 当該会社代表取締役 当該会社役員（2名） 会社役員	19.3.16（東京地裁） 同社代表取締役　懲役2年6月 20.7.25（東京高裁） 控訴棄却 公判係属中（最高裁） 19.3.22（東京地裁） 同社役員Ａ　懲役1年8月 20.9.12（東京高裁） 懲役1年2月 （確定） 19.3.22（東京地裁） 同社役員Ｂ　懲役1年6月（執行猶予3年） （確定） 会社役員　懲役1年6月（執行猶予3年） （確定） 19.3.23（東京地裁） 当該会社　罰金2億8,000万円 同社子会社　罰金4,000万円 （確定）
79	18.2.22	証取法第166条第3項等 （内部者取引）	㈱東北エンタープライズが民事再生手続開始の申立てを行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社社員	18.9.19（仙台地裁） 懲役1年2月（執行猶予3年） 罰金60万円 追徴金約429万円 （確定）
80	18.2.22	証取法第166条第1項第1号等 （内部者取引）	㈱東北エンタープライズが民事再生手続開始の申立てを行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社社員	18.8.11（福島地裁） 懲役1年2月（執行猶予3年） 罰金80万円 追徴金約345万 （確定）
81	18.2.22	証取法第166条第1項第1号等 （内部者取引）	㈱東北エンタープライズが民事再生手続開始の申立てを行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社社員	18.8.11（福島地裁） 懲役10月（執行猶予3年） 罰金30万円 追徴金約124万円 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
82	18.3.13	証取法第197条第1項第1号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱ライブドアは、売上計上の認められない自社株売却益の売上高への計上等により、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役 当該会社役員（3名） 会社役員	19.3.16（東京地裁） 同社代表取締役　懲役2年6月 20.7.25（東京高裁） 控訴棄却 (注)78号事件と一括審理 公判係属中（最高裁） 19.3.22（東京地裁） 同社役員Ａ　懲役1年8月 公判係属中（東京高裁） 同社役員Ｂ　懲役1年6月(執行猶予3年)（確定） 会社役員　懲役1年6月（執行猶予3年）（確定） (注)いずれも78号事件と一括審理 同社役員Ｃ　懲役1年（執行猶予3年）（確定） 19.3.23（東京地裁） 当該会社　罰金2億8,000万円 (注)78号事件と一括処理 （確定）
83	18.3.30	証取法第197条第1項第1号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	公認会計士や監査の実質的責任者として㈱ライブドアの監査業務を行った際、売上計上の認められない自社株売却益を売上高への計上等により、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）公認会計士（２名）	19.3.23（東京地裁） 公認会計士Ａ　懲役10月 公認会計士Ｂ　懲役1年（執行猶予4年） 20.9.19（東京高裁） 公認会計士Ａ　懲役1年（執行猶予4年）（確定） 20.9.26（東京高裁） 公認会計士Ｂ　控訴棄却 公判係属中（最高裁）
84	18.5.30	証取法第166条第1項第1号等 （内部者取引）	アライドテレシス㈱が株式の分割を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社役員等	18.11.28（さいたま地裁） 同社役員同居人 懲役1年2月（執行猶予4年） 追徴金約452万円 同社役員同居人の実妹 懲役1年（執行猶予4年） 追徴金約435万円 19.3.20（さいたま地裁） 同社役員　懲役1年6月（執行猶予5年） 罰金100万円 追徴金約1,089万円 同社役員実子　懲役1年2月（執行猶予4年） 罰金50万円 追徴金約1,532万円 19.7.31（東京高裁） 同社役員実子　控訴棄却 （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
85	18.6.22	証取法第167条第3項等（内部者取引）	㈱ライブドアが㈱ニッポン放送の総株主の議決権数の百分の五以上の株券等を買い集める旨の公開買付に準ずる行為の実施（重要事実）を知り、公表前に㈱ニッポン放送株券を買い付けた。 （嫌疑者）ファンド中核会社 ファンド実質経営者	19.7.19（東京地裁） ファンド実質経営者　懲役2年 罰金300万円 追徴金約11億4,900万円 ファンド中核会社　罰金3億円 21.2.3（東京高裁） ファンド実質経営者 懲役2年(執行猶予3年) 罰金300万円 追徴金約11億4,900万円 ファンド中核会社　罰金2億円 公判係属中（最高裁）
86	18.7.25	証取法第166条第3項等（内部者取引）	㈱西松屋チェーン他4社が株式分割を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）新聞社社員	18.12.25（東京地裁） 新聞社社員　懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金600万円 追徴金約1億1,674万円 （確定）
87	18.8.3	証取法第166条第1項第1号等（内部者取引）	㈱ピーシーデポコーポレーションが株式分割を行うこと（重要事実）、㈱オーエー・システム・プラザが㈱ピーシーデポコーポレーションと業務提携を行うこと（重要事実）、及び㈱オーエー・システム・プラザが株式を発行すること（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社社員	19.12.18（横浜地裁） 懲役4年6月 罰金500万円 追徴金1億938万円 （確定）
88	18.10.20	証取法第166条第1項第1号等（内部者取引）	㈱ＩＭＪが株式分割を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社顧問	19.1.16（東京地裁） 同社顧問　懲役2年（執行猶予3年） 罰金200万円 追徴金1,675万円 （確定）
89	19.2.5	証取法第166条第1項第1号等（内部者取引）	㈱セイクレストが株式分割を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社社員 会社役員 会社社員	19.6.22（大阪地裁） 同社社員　懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金200万円 追徴金6,000万円 （確定）
90	19.2.6	証取法第197条第1項第1号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	サンビシ㈱は、連結子会社があるにも関わらずこれがないとする等の、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社社長 当該会社役員	19.5.7（名古屋地裁） 同社社長　懲役1年6月（執行猶予4年） 同社役員　懲役1年（執行猶予3年） （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
91	19.2.26	証取法第166条第1項第1号等 （内部者取引）	㈱セイクレストが経常利益及び純利益の予想値の修正を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社社員 会社役員	19.6.22（大阪地裁） 同社社員　懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金200万円 追徴金6,000万円 （確定） (注)89号事件と一括審理
92	19.2.26	証取法第166条第3項等 （内部者取引）	㈱セイクレストが株式分割を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社社員の知人	19.5.9（大阪地裁） 懲役1年（執行猶予3年） 罰金80万円 追徴金約533万円 （確定）
93	19.3.27	証取法第159条第1項第1号等 （相場操縦）	㈱ビーマップの株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 （嫌疑者）会社役員等（7名）	20.10.31（大阪地裁） 会社役員D　懲役1年（執行猶予3年） 追徴金約2億4,533万円 21.6.24（大阪高裁） 会社役員D　控訴棄却 公判係属中（最高裁） 20.11.13（大阪地裁） 会社役員C　懲役1年（執行猶予3年） 追徴金約2億4,533万円 （確定） 21.9.9（大阪地裁） 会社役員B　懲役1年6月（執行猶予3年） 追徴金約2億4,533万円 公判係属中（大阪高裁） 21.9.29（大阪地裁） 会社役員A　懲役　3年（執行猶予5年） 罰金　500万円 追徴金　約9億7,843万円 （確定） （注）104号事件と一括審理
94	19.5.29	証取法第166条第1項第4号等 （内部者取引）	ホーマック㈱及び㈱カーマが、ホーマック㈱、㈱カーマ及びダイキ㈱による共同持株会社を設立するために株式移転を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社役員	20.1.16（札幌地裁） 懲役1年6月（執行猶予3年） 罰金70万円 追徴金約3,591万円 20.7.15（札幌高裁） 原判決破棄 懲役1年（執行猶予3年） 罰金70万円 追徴金約3,591万円 （確定）
95	19.6.4	証取法第166条第3項等 （内部者取引）	ホーマック㈱が㈱カーマ及びダイキ㈱と共同持株会社を設立するために株式移転を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社役員	19.9.10（札幌地裁） 懲役2年（執行猶予4年） 罰金150万円 追徴金約5,407万円 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
96	19.6.7	証取法第 166 条第 1 項等（内部者取引）	㈱伊藤園ほか 17 社が株式分割を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）印刷会社社員 印刷会社社員の親族(6 名)	20.1.23（秋田地裁） 印刷会社社員 懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年） 罰金 300 万円 親族Ａ　懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年） 罰金 300 万円 親族Ｂ　懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年） 罰金 300 万円 親族Ｃ　懲役 2 年（執行猶予 4 年） 罰金 200 万円 親族Ｄ　懲役 1 年 6 月（執行猶予 4 年） 罰金 200 万円 ＊追徴金 ・12 銘柄の取引について、全員から約 7 億 1,029 万円 ・3 銘柄の取引について、印刷会社社員及び親族Ａから約 9,985 万円 ・3 銘柄の取引について、印刷会社社員、親族Ａ、Ｂ、Ｃから約 1 億 3,463 万円 （いずれも確定）
97	19.6.25	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等（相場操縦）	川上塗料㈱の株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 （嫌疑者）無職 会社役員	20.6.30（さいたま地裁） 無職Ａ　懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年） 罰金 300 万円 無職Ｂ　懲役 1 年 6 月（執行猶予 4 年） 罰金 200 万円 追徴金約 5 億 1,108 万円 （連帯） 21.5.14（東京高裁） 無職Ａ　控訴棄却 無職Ｂ　控訴棄却 （確定） 21.10.6（最高裁） 無職Ａ　上告棄却 （確定） (注)102 号事件と一括審理（102 号事件では「無職Ｂ」は「会社役員」と記載）
98	19.6.28	証取法第 159 条第 2 項第 2 号等（相場操縦）	川上塗料㈱の株取引を誘引する目的をもって、同株券の相場が自己又は他人の操作によって変動する旨の情報を流布した。 （嫌疑者）無職	
99	19.10.15	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等（相場操縦）	㈱オーエー･システム･プラザの株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 （嫌疑者）会社役員等	20.7.25（大阪地裁） 会社役員　懲役 3 年（執行猶予 5 年） 追徴金約 4 億 4,225 万円 （確定）
100	19.10.30	証取法第 158 条（風説の流布）	㈱大盛工業の株券について、その売買等の目的のため及びその株価の高騰を図る目的をもって、虚偽の事実を流布した。 （嫌疑者）会社役員	20.9.17（東京地裁） 会社役員　懲役　2 年 6 月 追徴金　約 15 億 6,110 万円 21.11.18（東京高裁） 会社役員　懲役　2 年 6 月 追徴金　約 15 億 5,810 万円 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
101	19.11.1	証取法第159条第1項第1号等 （相場操縦）	南野建設㈱の株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 （嫌疑者）株式投資アドバイザー等	20.3.21（大阪地裁） 会社役員Ａ　懲役2年（執行猶予5年） 追徴金約3億8,379万円 （確定） 20.7.25（大阪地裁） 会社役員Ｂ　懲役3年（執行猶予5年） 追徴金約4億4,225万円 公判係属中（大阪高裁） （注）99号事件と一括審理 株式投資アドバイザー 公判係属中（大阪地裁）
102	19.11.29	証取法第159条第1項等 （相場操縦）	オー・エイチ・ティー㈱の株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 （嫌疑者）会社役員等	20.6.30（さいたま地裁） 無職　懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金300万円 会社役員　懲役1年6月　（執行猶予4年） 罰金200万円 追徴金約5億1,108万円 （連帯） 21.5.14（東京高裁） 無職　控訴棄却 会社役員　控訴棄却 （確定） 21.10.6（最高裁） 無職　上告棄却 （確定） （注）97、98号事件と一括審理
103	20.3.4	証取法第159条第3項等 （相場固定）	丸八証券㈱は、同社が主幹事であったケイエス冷凍食品㈱の株価を公募価格以上に固定する目的をもって、一定の価格以下の同社株券の買付注文を勧誘し、受託した。 （嫌疑者）当該証券会社 当該証券会社役員	20.6.17（名古屋地裁） 当該証券会社　罰金2,500万円 証券会社役員Ｂ　懲役1年(執行猶予3年) 証券会社役員Ｃ 懲役10月（執行猶予3年） （いずれも確定） 20.9.9（名古屋地裁） 証券会社役員Ａ　懲役1年4月 21.3.30（名古屋高裁） 懲役2年（執行猶予4年） （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
104	20.3.5	証取法第158条 （偽計）	㈱アイ・シー・エフ（現：㈱オーベン）の株券の取引のため、会社役員の1名が実質的に支配する会社の企業価値を過大に評価し、虚偽の事実の公表等を行った。 （嫌疑者）会社役員等	20.10.10（大阪地裁） 当該会社　罰金500万円 追徴金7億3,315万円 （連帯） 22.2.3（大阪高裁） 当該会社　控訴棄却 公判係属中（最高裁） 20.10.17（大阪地裁） 会社役員Ｂ　懲役1年6月（執行猶予3年） 追徴金7億3,315万円 会社役員Ｃ　懲役1年（執行猶予3年） 追徴金7億3,315万円 （連帯） （いずれも確定） 21.9.29（大阪地裁） 会社役員Ａ　懲役3年（執行猶予5年） 罰金500万円 追徴金約9億7,843万円 （確定） （注）93号事件と一括審理
105	20.3.14	証取法第167条第1項第5号等 （内部者取引）	㈱ポッカコーポレーション他4社が株式公開買付けを行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）印刷会社社員	20.3.25（札幌簡裁） 印刷会社社員Ｂ　罰金50万円 （確定） 20.5.23（札幌地裁） 印刷会社社員Ａ 懲役2年6月（執行猶予3年） 罰金700万円 追徴金約1億5,938万円 （確定）
106	20.5.30	証取法第166条第1項等 （内部者取引）	証券会社社員等は、三光純薬㈱他3社が株式交換を行うことなど（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）証券会社社員等	20.12.25（東京地裁） 証券会社社員　懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金100万円 追徴金635万円 証券会社役員の知人 懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金300万円 追徴金5,544万円 （内635万円は連帯） （いずれも確定）
107	20.6.16	証取法第207条第1項第1号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱アクセスは、架空売上を計上するなど、虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社役員	20.11.28（神戸地裁） 当該会社　罰金500万円 当該会社役員Ｂ　懲役3年（執行猶予4年） （いずれも確定） 当該会社役員Ａ 公判係属中（神戸地裁）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
108	20.6.17	証取法第197条第1項第1号等（虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出）	㈱アイ･エックス･アイは、架空売上を計上するなど、虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し、その後の公募増資にあたり、上記有価証券報告書をとじ込んだ有価証券届出書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社役員	21.1.29（大阪地裁） 当該会社役員Ｃ 懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金500万円 （確定） 21.2.9（大阪地裁） 当該会社役員Ｂ 懲役3年（執行猶予4年） 罰金500万円 （確定） 21.11.26(大阪地裁) 当該会社役員Ａ 懲役3年（執行猶予5年） 罰金800万円 （確定）
109	20.10.7	金商法第166条第1項第1号等（内部者取引）	㈱ＬＴＴバイオファーマが子会社の異動を伴う株式の譲渡を行うこと（重要事実）及び同子会社が主力事業として投資を募っていた事業が架空であったこと（重要事実）を知り，公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社役員	21.9.14（東京地裁） 当該会社役員 懲役15年 罰金500万円 追徴金約4億1,223万円 （確定）
110	20.11.26	金商法第158条等（暴行・脅迫）	㈱ドン・キホーテの株式について，有価証券等の相場の変動を図る目的をもって，同社店舗に放火（暴行）し，新聞社宛に警告文を送信して同社役員に対し同社に危害を加える旨告知（脅迫）した。 （嫌疑者）会社員	21.11.24（横浜地裁） 会社員　懲役6年 （確定） (注)112号事件と一括審理
111	20.12.5	金商法第166条第1項第1号等（内部者取引）	㈱ＬＴＴバイオファーマが子会社の異動を伴う株式の譲渡を行うこと（重要事実）及び同子会社が主力事業として投資を募っていた事業が架空であったこと（重要事実）を知り，公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）会社役員	21.4.15（東京地裁） 会社役員　懲役1年6月（執行猶予3年） 罰金100万円 追徴金約1,924万円 （確定）
112	20.12.17	金商法第158条等（暴行・脅迫）	㈱ドン・キホーテの株式について，有価証券等の相場の変動を図る目的をもって，同社店舗に放火（暴行）し，新聞社宛に警告文を送付して同社役員に対し同社に危害を加える旨告知（脅迫）した。 （嫌疑者）会社員	公判係属中21.11.24（横浜地裁） 会社員　懲役6年 （確定） (注)110号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
113	20.12.24	証取法第197条第1項第1号等（虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出）	㈱オー・エイチ・ティーは、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出（２期）し、その後の新株予約権付社債募集を行うにあたり、虚偽の有価証券報告書をとじ込んだ有価証券届出書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役社長 当該会社役員（２名）	21.4.28（広島地裁） 当該会社　罰金800万円 当該会社代表取締役社長 懲役2年（執行猶予4年） 当該会社役員Ａ 懲役1年6月（執行猶予3年） 当該会社役員Ｂ　懲役1年(執行猶予3年) （いずれも確定）
114	21.2.10	証取法第166条第1項第1号等（内部者取引）	㈱ワークスアプリケーションズの経常利益について、公表された直近の予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと（重要事実）を知り，公表前に同社株券を売り付け、エネサーブ㈱の剰余金の配当について、公表された前事業年度の対応する期間にかかる実績値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと（重要事実）を知り、同社株を売り付けた。 （嫌疑者）ＩＲコンサルティング業	21.5.25（大阪地裁） 懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金300万円 追徴金約1億2,092万円
115	21.3.25	証取法第197条第1項第1号等（虚偽の有価証券届出書の提出）	㈱プロデュースは、上場に伴う株式の募集等を行うに際し，架空売上を計上するなど虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券届出書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役 当該会社専務取締役	21.8.5（さいたま地裁） 当該会社代表取締役 懲役3年 罰金1,000万円 22.3.23（東京高裁） 当該会社代表取締役 控訴棄却 公判係属中（最高裁） 21.8.5（さいたま地裁） 当該会社専務取締役 懲役2年6月（執行猶予4年） （確定） （注）120号事件と一括審理
116	21.3.27	証取法第166条第1項第1号等（内部者取引）	㈱キャビンがプライベートエクィティファンドとの業務上の提携を解消することについて決定したこと（重要事実）を知り，公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）東証一部上場企業代表取締役 同人の実質支配会社	21.7.8（高松地裁） 上場企業代表取締役 懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金100万円 同人の実質支配会社 罰金200万円 両名 追徴金　3億5,500万円 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
117	21.3.31	金商法第 166 条第 1 項第 1 号等（内部者取引）	㈱プロデュースが粉飾決算を内実とする金融商品取引法違反等の嫌疑で証券取引等監視委員会から強制調査を受けたこと（重要事実）を知り，公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社の元役員	21.5.27（さいたま地裁） 懲役 3 年（執行猶予 4 年） 罰金 500 万円 追徴金約 7,888 万円 （確定）
118	21.4.22	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等（内部者取引）	ジェイ･ブリッジ㈱の売上高及び経常利益について，直近の公表された予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと（重要事実）を知り，公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社常務執行役員	21.6.17（東京地裁） 懲役 1 年（執行猶予 3 年） 罰金 100 万円 追徴金約 915 万円 （確定）
119	21.4.27	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等（内部者取引）	ジェイ･ブリッジ㈱の売上高及び経常利益について，直近の公表された予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと（重要事実）を知り，シンガポールの金融機関に開設した英領ヴァージン諸島に設立された法人名義の口座を利用し、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社取締役会長	21.12.10（東京地裁） 懲役 3 年（執行猶予 5 年） 罰金 200 万円 追徴金約 3,750 万円 （確定）
120	21.4.28	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 （虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出）	㈱プロデュースは、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出（２期）し、その後の株式募集を行うにあたり虚偽の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役 当該会社専務取締役	21.8.5（さいたま地裁） 当該会社代表取締役 懲役　3 年 罰金　1,000 万円 22.3.23（東京高裁） 当該会社代表取締役 控訴棄却 公判係属中（最高裁） 21.8.5（さいたま地裁） 当該会社専務取締役 懲役　2 年 6 月（執行猶予 4 年） （確定） （注）115 号事件と一括審理
121	21.4.28	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 （虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出）	㈱プロデュースは、架空売上を計上するなど、上場に伴う株式の募集等を行うに際し虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券届出書を提出し、さらに虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出（２期）し、その後の株式募集を行うにあたり虚偽の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出した。 （嫌疑者）公認会計士	公判係属中（さいたま地裁）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
122	21.7.14	証取法第158条等 （偽計）	㈱ペイントハウスが発行する新株式を犯則嫌疑者が実質的に統括管理していた投資事業組合名義で取得するに際し，真実は，同組合が払い込む金額の大半は，直ちに社外に流出させるものであるのに，その情を秘し，あたかも当該払込みによって相応の資本充実が図られたものであるかのような虚偽の事実を公表させた。 （嫌疑者）会社役員	22.2.18(東京地裁) 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金400万円 追徴金約3億147万円 公判係属中（東京高裁）
123	21.7.31	証取法第167条第1項第5号等 （内部者取引）	エヌエー㈱が日産ディーゼル工業株券の公開買付を行うこと（重要事実）を知り，公表前に同株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社従業員 会社員	21.12.24（さいたま地裁） 当該会社従業員 懲役2年（執行猶予3年） 罰金200万円 追徴金約1,293万円 会社員 懲役2年（執行猶予3年） 罰金300万円 追徴金約1億6,164万円 公判係属中（東京高裁）
124	21.9.29	証取法第159条第2項第1号等 （株価操縦）	財産上の利益を得る目的で，日立造船㈱他1銘柄の株価を高騰させることを目的とした見せ玉等を行い，当該上昇させた株価により，各株券の売買を行った。 （嫌疑者）無職（2名） 会社役員	22.4.28（東京地裁） 無職A 懲役2年2月（執行猶予4年） 罰金250万円 追徴金約2億2,661万円 会社役員B 懲役2年（執行猶予4年） 罰金300万円 追徴金約2億2,661万円 無職C 懲役1年6月（執行猶予4年） 罰金150万円 追徴金約2億2,661万円 （連帯） （いずれも確定）
125	21.10.20	証取法第166条第3項等 （内部者取引）	グッドウィル・グループ㈱が子会社の異動を伴う株券の取得を行うこと（重要事実）を知り，公表前に同株券を買い付けた。 （嫌疑者）無職	22.2.4（東京地裁） 無職 懲役2年6月 罰金500万円 追徴金15億3,180万円 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
126	21.11.24	証取法第159条第1項第1号等 （株価操縦）	財産上の利益を得る目的で，ユニオンホールディングス㈱の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け，仮装売買等を行い，もって当該変動させた相場により有価証券の売買を行った。 （嫌疑者）当該会社代表取締役 会社役員（4名） 会社員 不詳　（3名）	公判係属中（大阪地裁）
127	21.12.15	証取法第166条第3項等 （内部者取引）	㈱テレウェイヴ（現：㈱ＳＢＲ）の売上高及び経常利益について，直近の公表された予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと（重要事実）を知り，公表前に同株券を売り付けた。 （嫌疑者）会社役員（2名） 会社員	22.4.5（東京地裁） 会社役員Ａ 懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金500万円 追徴金約8,462万円 会社役員Ｂ 懲役1年6月（執行猶予3年） 罰金200万円 会社員 懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金500万円 追徴金約2億7,218万円 （いずれも確定）
128	21.12.15	金商法第167条第3項等 （内部者取引）	ロシュ・ファームホールディングス・ビー・ヴィが中外製薬㈱の公開買付を行うこと（重要事実）を知り，公表前に，同株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社員	
129	21.12.24	金商法第158条等 （偽計）	ユニオンホールディングス㈱の発行予定の新株等を売却するため，同社の第三者割当増資等につき，ＩＡＢｊａｐａｎ株式会社は，第三者割当増資の払込金等を実際に拠出する資力がないのに同社が，実際に資金拠出するかのような虚偽の事実を公表し，同社名義で払い込む第三者割当増資の払込金の一部は見せ金に過ぎないのに，払込が実際にあったかのように仮装した上，第三者割当増資等の資本増強が行われたかのような虚偽の事実を公表した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役	公判係属中（大阪地裁）
130	22.2.9	証取法第159条第1項第1号等 （株価操縦）	財産上の利益を得る目的で，ユニオンホールディングス㈱の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け，仮装売買等を行い，もって当該変動させた相場により有価証券の売買を行った。 （嫌疑者）会社経営者	公判係属中（大阪地裁）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
131	22.3.2	証取法第197条第1項1号等 （虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出）	ニイウスコー㈱は、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し、その後の株式募集を行うにあたり虚偽の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役会長 当該会社取締役	公判係属中（横浜地裁）
132	22.3.16	証取法第166条第1項等 （内部者取引）	㈱テークスグループが，第三者割当増資を行うこと（重要事実）及び第三者割当増資の約9割は失権すること（重要事実）を知り，公表前に同株券を買い付け，売り付けた。 （嫌疑者）当該会社実質的経営者等	公判係属中（大阪地検）
133	22.3.19	証取法第197条第1項1号等 （虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出）	ニイウスコー㈱は，架空売上を計上するなど虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し，その後の株式募集及び売出しを行うにあたり虚偽の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役会長 当該会社代表取締役副会長	公判係属中（横浜地裁）
134	22.3.26	金商法第158条等 （偽計）	トランスデジタル㈱は，新株予約権について，その行使に係る払込みを仮装した上，その情を秘し，適法な新株予約権の行使による新株の発行が行われた旨の虚偽の事実を公表した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役 会社役員（2名） 無職（3名）	公判係属中（東京地裁）

犯則調査の流れ

資料・情報の収集・検討
・発行者の開示情報
・報道
・電話、文書、インターネットを通じた一般からの情報
基礎調査
・嫌疑者の属性確認
・資金の流れの解明
・株取引の解明
本格調査
任意調査
・物件の領置
・嫌疑者、参考人の取調べ
強制調査
・嫌疑者、参考人の取調べ
・差押
・捜索
告発
地検による起訴

２－６　建議実施状況

１　建議実施状況一覧表

（単位：件）

年度	４～13	14	15	16	17	18	19	20	21	合計
件　　数	4	2	1	0	5	3	0	４（4）	4	19

＊年度：平成20年度まで「事務年度ベース」7月～翌年6月、平成21年度から「会計年度ベース」4月～翌年3月。

＊平成20年度（ ）内書きは「会計年度ベース」への移行のための平成21年度との重複期間（平成21年4月～6月）の件数である。

２　建議案件の概要一覧表

建議年月日	建　議　の　内　容	措　置　の　状　況
6.6.14	重要な事項につき虚偽記載のある有価証券報告書の提出の嫌疑に係る犯則事件の調査の結果、店頭売買有価証券の登録審査について問題点が認められたので、日本証券業協会の店頭売買有価証券の登録に関する規則等について、会員証券会社等による厳正かつ深度ある登録審査を確保し、投資者保護に十全を期する観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	日本証券業協会は、登録審査に関し、①証券会社と公認会計士等との十分な連携、②審査項目の見直し、③申請会員と協会の連携等の改善策を講じている。
9.12.24	大手証券会社による損失補てん事件について、犯則事件の調査等を行った結果、法令遵守のための内部管理に関して問題点が認められたので、委託注文と自己の計算による取引の区分の制度化等、法令遵守のための内部管理体制の充実・強化の観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	各証券取引所では、株式の売買等について、証券会社に対して自己・委託の別の入力を義務付ける措置を講じ、実施済である。
11.12.21	日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行の有価証券報告書の虚偽記載に関し、犯則事件の調査を行った結果、銀行が提出する財務諸表について問題点が認められたので、銀行・信託業等における担保資産の開示、関連当事者との取引の十分な開示の観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	大蔵省は、ガイドラインを改正し、銀行業等を営む会社の財務諸表における担保資産の注記を義務付けるとともに、全銀協等は、会員に関連当事者との取引の開示を徹底することを通知した。
12.3.24	証券会社の検査を行った結果、証券投資信託の償還乗換えの際の優遇措置の未利用取引、同一外貨建て商品間の売買に係る不適正な取扱いという営業姿勢に関する問題点が認められたので、顧客に対する誠実かつ公正な業務の執行の観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	金融監督庁は、日本証券業協会に対し会員に不適正な投資勧誘について周知・指導の徹底を要請する旨の文書を発出するとともに、財務局ほか関係先にも通知した。
15.4.22	証券会社の検査を行った結果、①発行会社の既発債の市場における流通利回りが大幅に上昇している状況下における普通社債の個人投資家向けの募集の取扱い、②対象株式の株価が大幅に下落している状況下における他社株券償還特約付社債券の個人投資家向けの売出しに関して証券会社の営業姿勢に問題点が認められたので、これらを取得する個人投資家を保護するためのルールの整備を建議した。	金融庁は、行為規制府令を改正し、証券会社の業務の状況につき是正を加えることが必要な場合として、「募集期間中または売出期間中に生じた投資判断に影響を及ぼす重要な事象について、個人の顧客に対して説明を行っていない状況」を追加するとともに、事務ガイドラインに具体的なケースを規定した。

建議年月日	建議の内容	措置の状況
15.6.30	証券会社の検査を行った結果、インターネット取引を取り扱う複数の証券会社の検査において、①証券会社が、インターネット取引において、不十分な売買審査体制の下で、買い上がり買付けと自己対当取引を繰り返す等の作為的相場形成となる顧客の注文を継続的に受託している行為、②証券会社が、インターネット取引において、個人顧客が空売りの価格規制を潜脱する目的で行ったと認められる短時間に連続する複数回の信用売り注文を受託し、これを発注している行為、③証券会社が、インターネット取引において、顧客の注文が本人になりすましている疑いがある取引であるにもかかわらず、これを受託している行為が認められたので、市場の公正性を確保するため、インターネット取引を取り扱う証券会社の売買審査体制や顧客管理体制の適正性を確保させるための適切な措置を講ずるよう建議した。	金融庁は、行為規制府令を改正し、証券会社の業務の状況につき是正を加えることが必要な場合として、「実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引の受託等に関して、当該取引を防止するための売買管理が十分でないと認められる状況」を追加するとともに、この「売買管理」について事務ガイドラインに具体的に規定した。また、顧客による空売り規制の潜脱行為を防止するための管理の徹底や、本人確認の徹底についても事務ガイドラインに具体的に規定した。
15.12.16	証券会社の検査を行った結果、①証券会社が、当該証券会社に所属しないアナリストとの間で、投資者への勧誘等に際し使用するためのアナリスト・レポートの作成に係る契約を締結したが、当該アナリストは、当該契約に基づき作成する個別の発行体に関するアナリスト・レポートに、当該発行体に係る株式について新規に買い推奨を示すレーティングを付した場合に、同レポートの投資者への公表前に当該株式の買付けを行い、公表後に売付けを行うといった行為を繰り返しており、証券会社のアナリスト・レポート及びアナリストに係る管理が十分なものとは認められない状況、②証券会社が、情報提供会社に対し、銘柄を指定した上、対価を支払ってアナリスト・レポートの作成を依頼したが、同レポートがそのような事情の下で作成されたことを同レポートに表示することなく投資者に対し公表している状況が認められたので、投資者保護及び市場の公正性、透明性を高める観点から、アナリスト・レポート及びこれを作成したアナリストに対する適切な管理体制を構築させるため必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	日本証券業協会は、「アナリスト・レポートの取扱い等について」(理事会決議)を改正し、証券会社が、契約等に基づき外部アナリストが執筆したアナリスト・レポートを使用する場合には、外部アナリストの有価証券の売買等に関し、外部アナリストの公正かつ適正な業務の遂行が確保されるための措置が講じられていることの確認や、対価の支払い又は銘柄の指定等をして外部アナリストにアナリスト・レポートの作成を依頼した場合には、その旨を顧客に通知又はアナリスト・レポートに表示することなどを追加した。
17.11.29	相場操縦の一手法として、市場の株価を誘導するために、約定させる意思がないにもかかわらず、市場に注文を出して売買を申込み、約定する前に取り消す、いわゆる「見せ玉」等が認められた。 相場操縦の禁止について規定する証取法第159条第２項第１号は、顧客による「見せ玉」等売買の申込み行為を規制の対象としているが、相場操縦に対する課徴金について規定する同法第174条は、売買等が成立している取引のみを規制の対象としており、「見せ玉」等売買の申込み行為は売買等が成立していないことから、課徴金制度が適用されない。したがって、相場操縦等の不公正取引規制の実効性を確保するための課徴金制度においても「見せ玉」等売買の申込み行為を適用対象とするよう建議した。	取引誘引目的で行われる証券会社への売買等の委託（媒介、取次ぎ又は代理の申込み）の内、売買等が成立していないもの（いわゆる「見せ玉」等）についても、新たに課徴金の対象とすることを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成18年６月７日成立した（同法の当該部分は平成18年７月４日から施行された。）。
17.11.29	証券会社の顧客が「見せ玉」等売買の申込み行為を行った場合、証取法第159条第２項第１号にいう売買等の委託に該当し、処罰の対象となるにもかかわらず、証券取引所の取引参加者である証券会社が自己の計算で「見せ玉」等売買の申込み行為を行った場合には、売買等にも売買等の委託にも該当しないことから、同号による禁止の対象とされていない。 「見せ玉」等売買の申込み行為による相場操縦につき、証券会社とその顧客において、当罰性には何ら差異がないことから、証券会社の自己の計算における「見せ玉」等売買の申込み行為をも、同号における禁止規定の対象とするとともに、同法第197条第１項第７号において規定する刑事罰の対象とし、併せて同法第174条に規定する課徴金の対象にもするよう建議した。	取引誘引目的で行われる証券会社の自己の計算による「見せ玉」等売買の申込みについて、新たに相場操縦行為として禁止するとともに、刑事罰及び課徴金の対象とすることを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成18年６月７日成立した（同法の当該部分は平成18年７月４日から施行された。）。

建　議 年月日	建　　議　　の　　内　　容	措　置　の　状　況
17.11.29	金融審議会金融分科会第一部会（中間整理）によると、業務範囲に関して、「投資サービス法においては、本来業務として、投資商品として位置付けられる幅広い金融商品に係る販売・勧誘やこれに関する資産運用・助言、資産管理を、一体として規制すべきである。この際、現行法の下においては、例えば、現在、証券業と証券投資一任業を兼業するためには、証券業の登録、投資顧問業との兼業の届出、投資助言業の登録、一任の認可、証券業との兼業の認可といった手続が必要となるほか、兼業に伴う弊害防止措置についても証取法と投資顧問業法にそれぞれ規定が置かれているなど、縦割りの法律が健全な兼業を妨げているといった指摘があることに留意が必要である。」と指摘されている。 当委員会による証券会社に対する検査の結果を踏まえると、現在も、取引一任勘定取引により顧客が不当な手数料の支払いを強いられるような状況が散見されるところである。このため、投資サービス法における業務範囲の見直しに当たって、幅広い金融商品に係る販売・勧誘やこれに関する資産運用・助言、資産管理を一体として規制することとなり、それに伴い取引一任勘定取引契約の禁止の扱いも見直される場合には、投資者保護に支障を来たさないよう証券会社が顧客の利益を損なうことを防止するため、現行の投資顧問業法における投資一任契約に係る規制も踏まえ、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	投資一任契約に係る業務に関する各種行為規制、証券業と投資一任契約に係る業務を同時に行うことに関する弊害防止措置など、所要の規制を課すことを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成18年６月７日成立した（同法の当該部分は平成19年９月30日から施行された。）。
18.4.14	上場会社が株式や新株予約権付社債(以下「株式等」という。）を発行しようとする際、主幹事証券会社又はその関連会社が、発行体による当該株式等の発行に係る情報（以下「発行情報」という。）の公表前に、国内外の機関投資家に対して当該株式等に係る需要動向の調査（以下「プレ・ヒアリング」という。）を行うことがある。このようなプレ・ヒアリングの過程で発行情報を入手した海外の投資家が、発行情報の公表前に、当該株式等の発行体に係る上場普通株式を売り付けている事例が認められた。 当委員会では、このような事例が認められた場合、内部者取引を行ったものと認められる海外投資家に関して、海外当局に対する調査依頼を行っており、これを受けて、海外当局において当該投資家に対する処分が行われるに至っている。 他方で、証券会社の検査の結果、①プレ・ヒアリングの過程で発行情報を外部に伝達することに関して手続規程を整備していない②発行情報を外部に伝達する際に、その対象者に対し、伝達される発行情報が公表前の重要事実に該当することを伝達するなどの適切な注意喚起を行っていないことが疑われる③プレ・ヒアリングをいつ、誰に対して、どのような方法で実施し、その過程でどのような発行情報を外部の者に伝達したかについて記録を残していない会社が存することが認められた。このような情報管理体制を放置することは内部者取引を誘発しかねない。 ついては、証券会社がプレ・ヒアリング等において公表前の発行情報等を外部に伝達する行為により内部者取引が誘発されることを防止し、もって証券取引の公正を確保するため適切な措置を講ずるよう建議した。	金融庁は、行為規制府令を改正し、プレ・ヒアリングにおける情報提供行為を禁止するとともに（平成18年11月１日施行）、日本証券業協会においても「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いについて」（理事会決議）を制定し、具体的な取扱いが規定された（平成19年１月４日施行）。

建議年月日	建議の内容	措置の状況
18.4.21	上場会社が重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出していた犯則事件に関し、当該上場会社の会計監査を担当した監査法人の公認会計士が、当該犯則行為に深く関与していた事例が複数認められた。 当委員会は、これらの事例について、当該上場会社及び同社の役員に加え当該公認会計士についても共同正犯（刑法第60条）として証取法第226条の規定に基づき告発した。一方で、現行の証券取引法には、虚偽有価証券報告書を提出した上場会社の役員らと共謀した公認会計士が所属する監査法人の刑事責任を追及できる規定はないなど、上記公認会計士が所属していた監査法人に対しては、刑事責任を追及することは困難である。 しかし、当該上場会社との監査契約の当事者は監査法人であり、また、監査法人は、所属する公認会計士による業務の公正かつ的確な遂行のため、業務管理体制を整備しなければならない立場にある。 公認会計士法上、監査法人の社員が虚偽又は不当な証明をした場合に、監査法人に対して行政処分を行うことが可能であり、また監査法人の社員は民事上の責任も負うこととされているが、監査法人による厳正な監査を確保していく観点から、民事・行政責任のほか刑事責任を含めた監査法人の責任のあり方について総合的に検討を行い、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	平成18年12月22日の金融審議会公認会計士制度部会報告において、「（行政処分の）処分類型の多様化を図っていくことが適当である。」とした一方、刑事罰の導入については、「非違の抑止等の観点から、監査法人に対する刑事罰を導入する可能性が否定されるべきではなく一つの検討課題であるが、非違事例等に対しては、課徴金制度の導入をはじめとする行政的な手法の多様化等により対応することをまず求めていくことが考えられる」と示されており、今後とも引き続き十分な検討を行っていくこととされた。 また、公認会計士・監査法人に対し違反行為を適切に抑止する観点から、利得相当額を基準とする課徴金を賦課する内容等が盛り込まれた「公認会計士法の一部を改正する法律」が平成19年６月20日成立した（平成20年４月１日施行）。
19.2.16	証券会社の検査の結果、①主幹事会社が、新規上場・公募増資を予定している発行体の業績の見通しについて適切な審査を行っていないものと認められる事例、②主幹事会社が、上場会社による公募増資において発行体の財政状態、経営成績等について何ら引受審査を行っていない事例が認められた。 株券等の募集･売出しに際して引受けを行おうとする証券会社には、発行体の財政状態、経営成績、業績の見通し等の厳正な審査を通じて、投資者が当該募集・売出しについて適切な投資判断をなし得る状況を確保するとともに、投資者が不測の損害を被ることを未然に防止する役割が期待されているところ、証券会社がこのような引受審査を適切かつ十分に実施することが確保されるよう建議した。	金融庁は有価証券の元引受を行う証券会社が、当該有価証券の発行者の財政状態、経営成績その他引受けの適否の判断に資する事項について、適切な審査を行うべき旨を規定する内容が盛り込まれた「金融商品取引業等に関する内閣府令」を制定した（平成19年９月30日施行）。
19.2.16	証券会社の検査の結果、証券会社のトレーダーが、東京証券取引所における東証株価指数先物取引のある限月の売買取引（以下「本件TOPIX先物取引」という。）において、同一委託者による同一指数での買付注文と売付注文とを対当させることにより、権利の移転を目的としない取引を大量かつ反復継続的に成立させ（以下、このようにして成立した取引を「本件仮装取引」という。）、その結果、当日の本件TOPIX先物取引の約定指数の出来高加重平均値（いわゆる「市場VWAP」）を当該トレーダーに有利な方向に変動させるとともに、当日公表された本件TOPIX先物取引の出来高が、本件仮装取引に対応する枚数分増加するという事態を生じさせていた事例が認められた。 市場VWAPは、取引関係者において広く参照されている数値であり、当該数値を実勢を反映しない数値とする取引は、当該数値に基づいて行われる市場内・外における他の取引の内容を歪めさせ得るものである。また、仮装取引により、その対象とされた取引の出来高を現実の需給に基づかない取引によって増加させる行為は、出来高を参照しつつ投資判断を行う市場関係者の投資判断を誤らせ得るものである。 ついては、証券会社が市場VWAP、あるいは、出来高といった市場指標を実勢を反映しないものに歪めさせる取引を行うこと及び証券会社がこれらの取引を受託することが規制されるよう建議した。	金融庁は証券会社が市場VWAP、あるいは、出来高といった市場指標を変動させる目的で仮装取引を行うこと、及び、これらの取引を受託することを禁止・規制するべき旨を規定する内容が盛り込まれた「金融商品取引業等に関する内閣府令」を制定した（平成19年９月30日施行）。

建議年月日	建議の内容	措置の状況
19.2.16	平成18年証券取引法改正においては、罰則の見直しが行われ、虚偽有価証券報告書等の提出（第24条第１項ほか）、不公正取引（第157条）、風説の流布・偽計等（第158条）、及び相場操縦行為等（第159条）に係る懲役刑が５年以下から10年以下に引き上げられている。 これに伴い、これらの罪に係る公訴時効については、刑事訴訟法第250条の規定によって５年から７年へと延長されている。 一方、証券取引法第188条に定める証券会社等の業務に関する書類（以下「法定帳簿」という。）については、保存期間も含め具体的には証券会社に関する内閣府令第60条に規定されているところであるが、そのうち注文伝票については保存期間が５年とされているところであり、５年から７年へと延長された公訴時効に対応したものとなっていない。 そのため、法定帳簿の保存期間につき、公訴時効の延長も勘案しつつ、適切に見直すよう建議した。	金融庁は虚偽の有価証券報告書等の提出等の罪について、公訴時効が延長されたことに伴い、注文伝票の保存期間（５年）と公訴時効（最大７年）との整合性が図られる内容が盛り込まれた「金融商品取引業等に関する内閣府令」を制定した（平成19年９月30日施行）。
21.4.24	外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、カバー取引先への預託によって顧客からの保証金が管理される場合でありながら、顧客からの保証金の額を把握しておらず、自己の固有財産と顧客の財産を適切に区分管理していない事例が多く認められた。 これらの中には、①顧客から預託を受けた保証金が、カバー取引先から引き出され、不当に流用されていた、②カバー取引先に預託していた顧客の保証金を基に行う自己勘定取引を繰り返した結果、外国為替相場の急変により損失を拡大させ破綻し、顧客に損害を被らせた、といった事例が認められた。 したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者の区分管理について、保証金が金銭である場合の管理方法を金銭信託に限る等、適切な措置を講ずるよう建議した。	金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、外国為替証拠金取引の区分管理の方法を金銭信託に一本化する旨を規定した(平成21年８月１日施行)。
21.4.24	ロスカットルールとは、保証金に対して損失が一定割合以上となった際には、自動的に反対取引により決済するルールであるが、当該ルールが機能しない場合には、顧客に不測の損害を与えるばかりか、業者の財務体質を悪化させ、最悪の場合には業者が破綻して顧客全体にも著しい損害を与えかねないような問題を含むことから、外国為替証拠金取引に係るロスカットルールの適切な運用は極めて重要である。 外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、①ロスカットルールを設けていなかったことから、顧客の損失を拡大させた、②外国為替証拠金取引に係る約款上、ロスカットルールを定めていたにもかかわらず、顧客の要請に応じて追加保証金の入金を猶予していた、といった事例が認められた。 したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対し、ロスカットルールの制定を義務付ける等、適切な措置を講ずるよう建議した。	金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、金融商品取引業者に外国為替証拠金取引に係るロスカット・ルールの整備・遵守を義務付ける旨を規定した(平成21年８月１日施行)。
21.4.24	外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者においては、顧客がその入金した保証金を上回る多額の取引を行うことができるという外国為替証拠金取引の特性等から、適切なリスク管理態勢の構築が極めて重要である。 外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、為替相場の急変時に適切な対応が取られていない事例が認められた。 現行法上、外国為替証拠金取引の保証金についての規制はなく、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者が自由にレバレッジを設計しているところであるが、いわゆる高レバレッジの商品については、僅かな為替変動であっても保証金不足が生じ、顧客に不測の損害を与えるばかりか、業者の財務体質を悪化させるおそれがある。 したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対し、為替変動を勘案した水準の保証金の預託を受けることを義務付ける等、適切な措置を講ずるよう建議した。	金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、１日の為替の価格変動をカバーできる水準を証拠金として確保することを基本として、個人顧客を相手方とする外国為替証拠金取引等について、取引所取引・店頭取引共通の規制として、想定元本の４％以上の証拠金の預託を受けずに業者が取引を行うことを禁止する旨を規定した（平成22年８月１日施行）。

建　議 年月日	建　　議　　の　　内　　容	措　置　の　状　況
21.4.24	金融商品取引業の登録にあたり、その適格性を判断するためには、登録申請時に提出する書類は極めて重要である。 外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、虚偽の記載をした最終の貸借対照表及び損益計算書を作成したほか、純財産額を算出した書面及び自己資本規制比率を算出した書面についても虚偽の記載をし、登録拒否要件に該当しないものとして登録申請を行い、登録を受けていた事例が認められた。 したがって、金融商品取引業の登録にあたり、申請書類に記載された純財産額及び自己資本規制比率等の数値が虚偽でないことを裏付ける疎明資料等を提供させる等、適切な措置を講ずるよう建議した。	金融庁は、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を改正し、新規に第一種金融商品取引業の登録申請を受けた場合の留意事項として、登録拒否要件等に該当しないかを確認するため、疎明資料の提出を求める旨を明確化した(平成21年８月１日から適用)。

２－７　平成21年度　主な講演会等の開催状況
－市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組み－

開催日		講演等主催者〔対象〕	テーマ
【市場参加者】			
平成21年	4月10日	金融財政事情研究会(大阪)	インサイダー取引規制等市場のルールに係る コンプライアンスの確保について
	4月14日	国際銀行協会(IBA)	Update on the Current Role and Future Direction of the SESC
	4月23日	金融財政事情研究会(東京)	証券検査を巡る動向について
	5月21日	関西生産性本部	公正な証券市場の確立に向けて －証券取引等監視委員会の活動と市場参加者の役割－
	5月28日	日本証券経済倶楽部	金融商品市場における現状と課題
	6月18日	証券投資顧問業協会	公正な証券市場の確立に向けて -証券取引等監視委員会の取り組みと市場参加者の役割-
	6月29日	国際銀行協会(IBA)	The SESC's Inspection Review and Basic Inspection Policy for 2009-10
	6月29日	情報ｼｽﾃﾑｺﾝﾄﾛｰﾙ協会(ISACA)	公正な証券市場の確立に向けて -証券取引等監視委員会の取組みと市場参加者の役割-
	9月3日	経営法友会(東京)	公正な証券市場の確立に向けて -最近の証券不公正取引と証券取引等監視委員会の取組み-
	9月4日	東証・JQ「上場会社コンプライアンス フォーラム」(東京)	インサイダー取引についての当局の取組み
	9月16日	東証・大証「上場会社コンプライアンス フォーラム」(大阪)	インサイダー取引についての当局の取組み
	9月17日	経営法友会(大阪)	証券市場の監視体制と最近の事案傾向(インサイダー取引を中心に)
	9月28日	日経シンポジウム	市場監視行政の当面の課題
	10月5日	一月会	証券取引等監視委員会の現況
	10月5日	日本経済団体連合会(資本市場部会ほか)	証券監視委の最近の取組みと課徴金事例について
	10月15日	資本市場研究会(東京)	証券検査を巡る最近の動向
	10月28日	金融先物取引業協会	証券検査を巡る最近の動向
	11月9日	東証・名証「上場会社コンプライアンス フォーラム」(名古屋)	インサイダー取引についての当局の取組み
	11月16日	日本証券業協会	システムリスク管理 ～検査官の視点で～
	11月20日	東証・福証「上場会社コンプライアンス フォーラム」(福岡)	インサイダー取引についての当局の取組み
	11月24日	日本証券業協会	最近の検査結果から見た主な指摘事項について ～リテール業務向け～
	12月2日	東京証券取引所	最近の証券不公正取引と証券取引等監視委員会の取組み
	12月3日	名古屋証券取引所	最近の証券不公正取引と証券取引等監視委員会の取組み
	12月9日	東京地方税理士会	公正な証券市場の確立にむけて － 税理士会との連携 －
	12月11日	東証・札証「上場会社コンプライアンス フォーラム」(札幌)	証券取引等監視委員会の活動と市場参加者の役割
	12月14日	大阪証券取引所	公正・透明で信頼される市場の構築に向けて ～最近の不公正取引の動向と証券監視委の取組み～
	12月14日	東京税理士会	公正な証券市場の確立に向けて -証券取引等監視委員会の活動と税理士の関連-
	12月15日	資本市場研究会(大阪)	証券検査を巡る最近の動向
	12月16日	民間セミナー	証券市場と日本経済 ー市場監視の観点からー
	12月16日	中国経済連合会	証券取引等監視委員会の活動と市場参加者の役割
	12月17日	四国経済連合会	証券取引等監視委員会の活動と市場参加者の役割
	12月17日	大阪証券取引所/JQ	最近の証券不公正取引と証券取引等監視委員会の取組み
平成22年	1月18日	日本証券業協会	最近の検査結果から見た主な指摘事項について ～ホールセール業務向け～
	1月20日	福岡証券取引所	最近の証券不公正取引と証券取引等監視委員会の取組み
	1月21日	日本証券業協会	最近の検査結果から見た主な指摘事項について ～営業員向け～

開催日		講演等主催者〔対象〕	テーマ
	1月21日	資本市場研究会(名古屋)	証券検査を巡る最近の動向
	1月21日	民間セミナー	証券市場と日本経済 ー市場監視の観点からー
	1月27日	投資信託協会	証券取引等監視委員会の課題
	1月28日	事業再生研究機構	証券監視委員会と事業再編
	1月28日	ISDA	CDS取引に係るリスク管理等について
	1月29日	日本証券業協会(大阪)	監視委員会の最近における検査概要について
	1月29日	札幌証券取引所	最近の証券不公正取引と証券取引等監視委員会の取組み
	2月2日	保安電子通信技術協会	証券取引等監視委員会を取り巻くIT環境と デジタルフォレンジックの技術的動向について
	2月4日	千葉県税理士会	公正な証券市場の確立にむけて － 税理士会との連携 －
	2月10日	日本証券業協会(東京)	監視委員会の最近における検査概要について
	2月12日	日本監査役協会	証券取引等監視委員会の課題 -監査との関連で-
	2月16日	金融ﾌｧｸｼﾐﾘ新聞社	証券市場と日本経済 ー市場監視の観点からー
	2月17日	日本証券業協会(名古屋)	監視委員会の最近における検査概要について
	2月24日	日本監査役協会	証券取引等監視委員会の課題 -監査との関連で-
	3月3日	日本私立大学団体連合会	証券監視委の活動状況ほか
	3月3日	大阪証券取引所・JQセミナー	証券市場と情報 ー公正・透明な証券市場の確立に向けてー
	3月10日	全国銀行協会	証券取引等監視委員会の課題
	3月17日	大阪証券取引所・JQセミナー	公正な証券市場の確立に向けて -特にインサイダー取引との関連で-
	3月26日	日本証券業協会	投資信託の勧誘に関する検査手法について
	3月26日	大阪証券取引所(金商法研究会)	市場監視の実際(インサイダー取引を中心に)
	3月31日	国際コンファレンス(戦略的大学連携支援事業)	Japan's Capital Market Regulation in the Aftermath
【自主規制機関等】			
(取引所)			
平成21年	5月28日	大阪証券取引所	証券監視委の活動状況ほか
	6月18日	福岡証券取引所	証券監視委の活動状況ほか
	7月22日	東京金融取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	9月17日	大阪証券取引所	証券監視委の活動状況ほか
	10月15日	大阪証券取引所	証券監視委の活動状況ほか
	10月20日	東京証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	11月10日	ジャスダック証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	11月13日	大阪証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	11月26日	札幌証券取引所	証券監視委の活動状況ほか
平成22年	3月17日	名古屋証券取引所	証券監視委の活動状況ほか
(取引業協会等)			
平成21年	5月15日	国際銀行協会(IBA)	活動状況を踏まえた意見交換
	5月27日	日本証券業協会(大阪)	証券取引等監視委員会の現況
	7月24日	金融先物取引業協会	活動状況を踏まえた意見交換
	7月31日	投資信託協会	活動状況を踏まえた意見交換
	9月14日	国際銀行協会(IBA)	活動状況を踏まえた意見交換

開催日		講演等主催者〔対象〕	テーマ
	10月15日	日本証券業協会（大阪）	証券監視委の活動状況ほか
	10月16日	東京都信用金庫協会	信用金庫における証券業務等における課題
	10月28日	証券投資顧問業協会	活動状況を踏まえた意見交換
	11月6日	日本証券業協会	活動状況を踏まえた意見交換
	11月18日	日本証券業協会（名古屋）	証券監視委の活動状況ほか
	11月19日	日本証券業協会（北陸）	証券監視委の活動状況ほか
	11月19日	日本証券業協会（九州）	証券監視委の活動状況ほか
	11月25日	日本税理士会連合会	公正な証券市場の確立に向けて － 税理士会との連携－
	11月26日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	11月26日	日本証券業協会（北海道）	証券監視委の活動状況ほか
	11月27日	日本証券ｸﾘｱﾘﾝｸﾞ機構	活動状況を踏まえた意見交換
	12月3日	日本証券業協会（東北）	証券監視委の活動状況ほか
	12月4日	証券保管振替機構	活動状況を踏まえた意見交換
	12月7日	日本行政書士会連合会	証券監視委の活動状況ほか
	12月11日	日本証券業協会（北海道）	証券監視委の活動状況ほか
	12月16日	日本証券業協会（中国）	証券監視委の活動状況ほか
	12月17日	日本証券業協会（四国）	証券監視委の活動状況ほか
	12月22日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
平成22年	1月19日	日本証券業協会	活動状況を踏まえた意見交換
	1月21日	日本司法書士会連合会	証券監視委の活動状況ほか
	2月3日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	3月4日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	3月17日	日本証券業協会（名古屋）	証券監視委の活動状況ほか
	3月17日	日本ﾌｧｲﾅﾝｼｬﾙ・ﾌﾟﾗﾝﾅｰｽﾞ協会	証券監視委の活動状況ほか
【公認会計士協会】			
平成21年	4月8日	日本公認会計士協会（兵庫会）	金融商品取引法における課徴金事例集について
	6月17日	日本公認会計士協会（北海道会）	証券監視委の活動状況ほか
	10月8日	日本公認会計士協会	インサイダー取引規制と適正開示について －市場監視の現場から公認会計士の皆さまに望みたいこと－
	10月15日	日本公認会計士協会（近畿会）	証券監視委の活動状況ほか
	10月27日	日本公認会計士協会	活動状況を踏まえた意見交換
	11月18日	日本公認会計士協会（東海会）	証券監視委の活動状況ほか
	11月19日	日本公認会計士協会（北陸会）	証券監視委の活動状況ほか
	11月19日	日本公認会計士協会（南九州会）	証券監視委の活動状況ほか
	11月20日	日本公認会計士協会（北部九州会）	証券監視委の活動状況ほか
	12月3日	日本公認会計士協会（東北会）	証券監視委の活動状況ほか
	12月10日	日本公認会計士協会（北海道会）	証券監視委の活動状況ほか
	12月16日	日本公認会計士協会（中国会）	証券監視委の活動状況ほか
	12月17日	日本公認会計士協会（四国会）	証券監視委の活動状況ほか

開催日		講演等主催者〔対象〕	テーマ
平成22年	2月15日	日本公認会計士協会	公正な証券市場の確立に向けて -証券取引等監視委員会の取組みと公認会計士に期待されること-
	3月3日	日本公認会計士協会（近畿会）	証券監視委の活動状況ほか
	3月29日	日本公認会計士協会	最近の証券不公正取引と証券取引等監視委員会の対応 -公認会計士、監査法人に期待されること-
【日弁連等】			
平成21年	4月6日	日本弁護士連合会（司法制度調査会）	公正な証券市場の確立に向けて -証券取引等監視委員会の取組みと市場参加者の役割-
	11月5日	第一東京弁護士会	証券取引等監視委員会の紹介
	12月17日	大阪弁護士会	証券監視委の活動状況ほか
平成22年	1月14日	日本弁護士連合会（司法制度調査会）	証券取引等監視委員会の活動と今後の課題
	2月9日	日本弁護士連合会（民暴対策委員会）	証券取引等監視委員会の課題、不公正ファイナンスへの対応、 ファンド検査で見られた反社会的勢力
	3月25日	大阪弁護士会	最近の証券不公正取引と証券取引等監視委員会の対応 -弁護士に期待されること-
【大学・大学院】			
平成21年	4月9日	同志社大学法科大学院	証券取引等監視委員会の活動状況
	5月11日	明治大学法科大学院	証券取引等監視委員会の組織・活動について
	5月20日	京都大学法科大学院	公正な証券市場の確立に向けて -証券取引等監視委員会の活動と市場参加者の役割-
	5月21日	早稲田大学会計大学院	公正な証券市場の確立に向けて -証券取引等監視委員会の取組みと市場参加者の役割-
	6月17日	名古屋大学法科大学院	公正な証券市場の確立に向けて -証券取引等監視委員会の活動と市場参加者の役割-
	6月18日	北海道大学	証券市場の仕組みと今 ーenforcement（法執行）の視点からー
	6月18日	北海道大学会計大学院	証券市場の仕組みと今 ーenforcement（法執行）の視点からー
	6月18日	小樽商科大学	証券市場の仕組みと今 ーenforcement（法執行）の視点からー
	6月30日	東京大学法科大学院	公正な証券市場の確立に向けて -証券取引等監視委員会の取り組みと市場参加者の役割-
	7月9日	慶応女子中学校	証券取引等監視委員会の取組み
	7月17日	中央大学法科大学院	公正な証券市場の確立に向けて -証券取引等監視委員会の活動とそこにおける検察官・裁判官・弁護士の役割-
	8月7日	慶応大学法科大学院	証券取引等監視委員会の組織・活動について
	8月18日	九州大学法科大学院	証券取引等監視委員会の組織・活動について
	8月19日	福岡大学法科大学院	証券取引等監視委員会の組織・活動について
	10月15日	大阪大学法科大学院	証券取引等監視委員会の活動と市場参加者の役割
	11月27日	東京大学法科大学院	証券取引等監視委員会の活動について
	12月2日	熊本大学	公正で透明な市場の確立に向けて ー証券取引等監視委員会の活動ー
	12月3日	東北大学法科大学院	証券取引等監視委員会の活動と市場参加者の役割
	12月21日	信州大学	証券監視委員会の機能と課題
平成22年	1月12日	中央大学ビジネススクール	公正な証券市場の確立に向けて -最近の証券不公正取引と証券取引等監視委員会の取組み-

○記者会見等の実施回数　94回

２－８　平成21年度　各種広報媒体への寄稿
　－市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組み－

掲載日		媒　体	テーマ
平成21年	11月25日 ～	旬刊金融法務事情	霞ヶ関から眺める証券市場の風景（第１回～第12回）
	12月10日	月刊資本市場（12月号）	証券市場を巡る最近の動向（講演録）
	12月15日 ～18日	日本経済新聞夕刊	インサイダー規制の注意点について（4回連載）
平成22年	1月13日 1月18日 1月20日	東京証券取引所メールマガジン 大阪証券取引所メールマガジン ジャスダック証券取引所メールマガジン	証券取引等監視委員会の最近の活動と重点課題
	1月26日	日本証券業協会HP 証券業報（1月号）	証券取引等監視委員会の最近の活動と重点課題
	1月27日 2月1日 2月3日	東京証券取引所メールマガジン 大阪証券取引所メールマガジン ジャスダック証券取引所メールマガジン	証券不公正取引の傾向（その1） －不公正ファイナンス－
	2月10日 2月15日 2月17日	東京証券取引所メールマガジン 大阪証券取引所メールマガジン ジャスダック証券取引所メールマガジン	証券不公正取引の傾向（その2） －インサイダー取引の増加等－
	2月15日	金融ファクシミリ新聞	情報管理と開示が企業の最重要課題
	2月24日 3月1日 3月3日	東京証券取引所メールマガジン 大阪証券取引所メールマガジン ジャスダック証券取引所メールマガジン	不公正ファイナンスへの対応（その1） －不公正ファイナンスの特徴－
	2月26日	日本証券業協会HP 証券業報（2月号）	最近の証券取引等監視委員会による証券検査を巡る動向 －証券会社検査に係る指摘事例と発生原因等－
	3月5日	旬刊商事法務　№1892	国民経済と証券取引等監視委員会の活動
	3月10日 3月15日 3月17日	東京証券取引所メールマガジン 大阪証券取引所メールマガジン ジャスダック証券取引所メールマガジン	不公正ファイナンスへの対応（その2） －箱企業悪用のメカニズム－
	3月15日	日本公認会計士協会 会計・監査ジャーナル（4月号）	証券取引等監視委員会の最近の活動と重点課題 －公認会計士・監査法人との関連で－
	3月15日	日本税理士会連合会 税理士界（第1266号）	公正な証券市場の確立と税理士の役割 -最近の証券不公正取引における税理士の関わりについて-
	3月24日 3月30日	東京証券取引所メールマガジン 大阪証券取引所メールマガジン	不公正ファイナンスへの対応（その3） －証券監視委としての取組み－
	3月25日	日本行政書士会連合会 月刊日本行政（4月号）	公正な証券市場の確立と行政書士の役割 －最近の証券不公正取引への行政書士の関与を踏まえて－
	3月29日	日本証券業協会HP 証券業報（3月号）	新たな金融商品や取引形態に対する市場監視

平成 19 年 9 月 5 日
証券取引等監視委員会

公正な市場の確立に向けて
～「市場の番人」としての今後の取組み～

１．証券監視委の使命

証券取引等監視委員会（証券監視委）は、引き続き、

○　市場の公正性・透明性の確保

○　投資者の保護

を目指して市場監視に取り組んでいきます。

２．基本的な考え方

我が国市場を取り巻く状況は、金融商品・取引の複雑化・多様化・グローバル化といった環境の変化や、それらを踏まえた金融商品取引法の施行をはじめとする制度の変革など、ダイナミックに動いています。証券監視委は、こうした大きな変化に対応し、「市場の公正を汚す者には怖れられ、一般投資家には心強い存在」であるべく、２つの基本的な考え方に則ってその使命の達成に取り組んでいきます。

（１）機動性・戦略性の高い市場監視の実現

- 証券監視委の持つ、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査、犯則調査といった手段を戦略的に活用し、迅速かつ効果的な市場監視を行います。
- その際、市場の動きに対してタイムリーかつ機敏に対応するとともに、顕在化しつつあるリスクに対しても将来に備えた機動的な対応を目指します。
- また、自主規制機関、海外当局などとの連携を強め、全体としての市場監視の効果を上げていきます。

（２）市場規律の強化に向けた働きかけ

- 市場監視から得られた問題意識を、建議などを通じて、金融庁をはじめとする関係機関によるルール整備、制度づくりに反映させていきます。
- 各市場参加者による自主的な取組みを通じた市場規律機能が強化されるよう、自主規制機関等を通じて各市場参加者に積極的に働きかけていきます。
- そのため、市場参加者との対話、市場への情報発信も強化していきます。

証券監視委としては、このような考え方に基づき、その総合力を発揮した実効性の高い市場監視を通じて公正・透明な質の高い市場を形成していくことが、我が国市場の活性化、国際競争力の向上に貢献するものと考えています。

３．重点施策

市場監視の各手段を戦略的に活用しながら、特に以下のような点に重点をおいて、実効性のある効率的な市場監視を行っていきます。

（１）包括的かつ機動的な市場監視

- 発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視を行います。
- 直ちに法令違反とは言えないような取引などについても、幅広く注意を払っていきます。
- 個別取引や市場動向の背景にある問題を分析し、機動的な市場監視に役立てていきます。

（２）課徴金制度の一層の活用

- 課徴金制度の特性を活かした迅速・効率的な調査の実施に努めるとともに、課徴金制度の見直しに適切に対応していきます。

（３）金融商品取引法制の適切な運用

- 検査対象業者の範囲の拡大などを踏まえ、検査マニュアルを全面改訂し、検査手法やノウハウの確立に取り組むほか、公益の確保や投資者保護を念頭に、内部管理態勢に着目した検査を実施していきます。
- 開示検査についても、四半期開示制度の導入などに適切に対応していきます。

（４）自主規制機関などとの連携

- 全体としての市場監視機能を強化するため、自主規制機関の行う考査・監査や、ルール整備、市場参加者への情報発信の面での連携を一層強化していきます。

（５）グローバル化への対応

- 情報交換や国際的な電子取引への監視の強化など、海外当局と積極的に連携し、市場監視の空白を作らないよう取り組んでいきます。

～市場参加者の皆さんへ～

市場の公正性・透明性を確保するためには、市場参加者一人一人の努力が不可欠です。証券監視委と力を合わせ、我が国市場を誰でも安心して利用できる公正・透明なものとしていきましょう。

皆様からの情報提供が、市場を守ります！

証券監視委では、広く一般の皆様から情報を受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

個別銘柄に関する情報

- 相場操縦(見せ玉や空売りによるもの など)
- インサイダー取引(会社関係者による重要事実公表前の売り抜け など)
- 風説の流布(ネット掲示板の書込み等によるデマ情報 など)
- 疑わしいディスクロージャー(有価証券報告書・適時開示 など)
- 疑わしいファイナンス（架空増資や疑わしい割当先 など）
- 上場会社の内部統制の問題 ・・・・ など

金融商品取引業者に関する情報

- 証券会社や外国為替証拠金取引（FX）業者、運用業者、投資助言業者などによる不正行為（リスク説明の不足、システム上の問題 など）
- 経営管理態勢や財務内容に関する問題（リスク管理、自己資本規制比率の算定 など）・・・・など

その他の情報

- 疑わしい金融商品やファンド（投資詐欺的な資金集め など）、無登録業者
- 市場の公正性を害する市場参加者（いわゆる仕手グループ など）・・・・ など

※株式に限らず、デリバティブや債券等に関する情報についても幅広く受け付けています。

お気付きの情報がありましたら、こちらまでお寄せください

証券取引等監視委員会　情報受付窓口
〒100－8922　東京都千代田区霞が関3－2－1　中央合同庁舎第7号館
電話　：　03－3581－9909（情報受付窓口直通）
FAX　：　03－5251－2136
https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/

金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話にご注意ください！ ～ 未公開株に関するご注意 ～

最近、金融庁や証券取引等監視委員会又はこれを連想させる組織を名乗る者から「未公開株の上場が決まりました」「未公開株の買取り交渉を行います」などといった不審な電話がある、との情報が多数寄せられています。

『こちら、証券監視委員会ですが、今お持ちの未公開株を業者に買い取らせますので、手数料をお願いします。』

『そういえば、以前に買った未公開株がまだ上場してないな。』
『国に関係する組織からの電話だったら、信用してもよさそうね・・・』

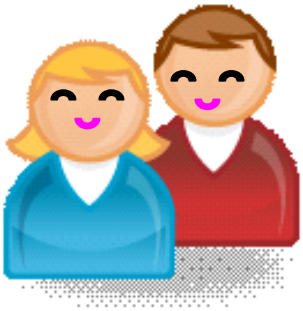

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、このような電話をしたり、外部に委託したりすることは一切ありませんので、くれぐれもご注意ください！

※このような電話を受けた場合には、裏面の金融庁又は証券取引等監視委員会の窓口までご連絡ください。

金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話にご注意ください！
～ 未公開株に関するご注意 ～

平成２１年６月１９日
金　　融　　庁
証券取引等監視委員会

最近、金融庁や証券取引等監視委員会又は証券取引等監視委員会を連想させる組織(注)の職員であると名乗る者が、

○「未公開株の被害調査を行っている。」、「いまお持ちの未公開株は上場が決定しているので安心である。」などと告げ、それと前後して、未公開株の発行業者と称する者が未公開株の買い増し勧誘などを行う、
○「未公開株被害者のため、会社に対して買取り交渉を行う。」などと告げ、仲介手数料や報酬を要求する、

などといった情報が、多数寄せられています。

注：証券取引等監視委員会を連想させるような名称の例
・証券監視委員会　　・ＮＰＯ法人　証券等監視委員会
・証券取引監査委員会　　・証券取引監視協会　　など

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話により未公開株の上場時期などについて言及したり、未公開株の買取り交渉を行ったりすること、また、これらの行為を外部に委託することも一切ありませんので、上記のような不審な連絡等については、十分ご注意ください。

このような連絡を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室又は証券取引等監視委員会情報受付窓口まで情報のご提供を頂くとともに、最寄りの警察署にご相談ください。

情報の受付窓口
○金融庁金融サービス利用者相談室
電話（ナビダイヤル）：０５７０－０１６８１１
※IP 電話・PHS からは０３－５２５１－６８１１におかけください。
ＦＡＸ：０３－３５０６－６６９９
○証券取引等監視委員会　情報受付窓口
証券取引等監視委員会事務局　市場分析審査課　情報処理係
直　通：０３－３５８１－９９０９
ＦＡＸ：０３－５２５１－２１３６
代　表：０３－３５０６－６０００　（内線３０９１、３０９３）

平成 21 年 6 月 26 日公表

証券検査に関する基本指針

Ⅰ　検査の基本事項

１．検査の使命と基本原則

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）の検査は、公益又は投資者保護を図ることを目的として、法令に基づき、検査対象先（別紙「検査対象先」のとおり）の業務又は財産の状況等を検証することにより経営管理及び業務運営の状況等を的確に把握し、検査対象先に問題点を通知するとともに、必要に応じて内閣総理大臣（金融庁長官）に対する適切な措置、施策を求め、又は監督部局（検査対象先に対する監督権限を有する部局。）へ必要な情報を提供する等の措置を講じることを使命とする。

近年、証券監視委の検査対象先は多種多様化し、その数も大幅に増加している。また、今日のグローバルな資本市場の現状を踏まえた、システミック・リスクへの配慮も必要となっている。こうした状況に対応しつつ、上記の使命を適切に果たしていくためには、業者の規模・特性を勘案した、木目細かな検査対応を行うことにより、検査の効率性、実効性をより高めて行く必要がある。また、法令等違反行為の検証を基本としつつも、さらに進んで、公益の確保や投資者保護を念頭に、内部管理態勢やリスク管理態勢に着目した検査も一層充実させ、それぞれの規模・特性を勘案しつつ、態勢面のチェックも行っていく必要がある。その際には検査対象先との双方向の対話を重視した検査プロセスを通じて持続的な業務改善に結びつけていくことが重要である。

こうした考えのもと、公益及び投資者の期待に応えられる証券検査を行うためには、業者の規模・特性を勘案しつつ、以下のような目的及び方法（基本原則）に留意して行う必要がある。

（証券検査の目的）

① 証券検査は、取引の公正確保を基本としつつも、金融商品取引業者の財務の健全性を含め、そのリスク管理態勢の適切性確保をも目的とするものである。

② 証券検査は、不公正な取引等を行わせないような内部管理態勢及びリスク管理態勢の構築を金融商品取引業者等に促すことを目的とするものである。

（注）「内部管理態勢」とは法令等遵守に係る管理態勢を指す。「リスク管理態勢」とは信用リスク、流動性リスク、市場リスク、オペレーショナルリスク等に係る管理態勢を指す。以下同じ。

③　証券検査は、金融商品取引業者等のゲートキーパーとしての役割の自覚を促すことを目的とするものである。

（証券検査の方法）

①　証券検査においては、双方向の対話を軸とする。

②　証券検査においては、内部管理態勢等の構築に責任を有する経営陣の認識の把握に努めることとする。

③　証券検査においては、全体を広く鳥瞰しつつ重大な問題を捉えるようにする。

④　証券検査は、証券監督行政と十分連携して行うこととする。

２．検査官の心構え

（１）　目的の認識

検査官は、公益又は投資者保護が検査の目的であることを念頭に、常に問題意識を持って検査を実施するように努めなければならない。

（２）　効率的な遂行

検査官は、検査事項の軽重及び検査日数等を勘案した順序、分担等に基づき、効率的にこれを遂行するように努めなければならない。

（３）　適正な手続きの遵守

検査官は、検査が私企業への権限の行使であることを自覚し、適正な手続きに基づきその権限の行使を行うよう常に留意して検査業務を遂行しなければならない。

（４）　信用保持

検査官は、常に品位と信用を保持するように努めるとともに、検査業務の遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

（５）　実態の把握

検査官は、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明及び答弁を慎重に聴取し、正確な実態を把握して事実を解明するように努めなければならない。

（６）　自己研さん

検査官は、金融・証券に関する法令・諸規則等を正しく理解し、金融

商品市場等の動向や新たな金融商品、取引手法等の習得に努めなければならない。

３．関係部局との連携等

証券監視委は、財務局等（財務局、財務支局及び沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）への適切な指揮監督を行うとともに、効率的かつ効果的な検査の実施に資するため、証券監視委と財務局等又は財務局等相互間において、必要な情報の伝達や検査官を派遣し合同して行う検査を積極的に実施するなど連携を図るものとする。

なお、金融庁検査局又は監督局（財務局等にあっては理財部又は財務部）等関係部局との間においては、それぞれの独立性を尊重しつつ適切な連携を図るものとする。

４．自主規制機関との情報交換等

（１）　認可金融商品取引業協会などの自主規制機関の検査部門等と情報交換を図ることで、業界及び個々の検査対象先の実態把握に努めるものとする。

（２）　自主規制機関による検査業務の実施状況等を把握し、必要に応じて検査を行うなど、自主規制機能の強化に資するものとする。

Ⅱ　検査実施の手続等

１．検査の基本方針及び基本計画の策定

証券監視委事務局は、毎年度の当初に「検査基本方針」及び「検査基本計画」を策定するものとする。これらの策定に当たっては、効率的かつ効果的な検査を実施するとの観点から、監督部局の監督方針や金融商品市場をめぐる環境の変化等に十分配慮することとし、また、策定した「検査基本方針」及び「検査基本計画」を公表するものとする。

２．検査実施計画の策定

（１）　検査実施計画の策定

証券監視委事務局及び財務局等は、「検査基本方針」及び「検査基本計画」に基づき、「検査実施計画」を策定する。「検査実施計画」における検査対象先及び臨店検査先店舗の選定等に当たっては、監督部局の監督方針や経済環境及び金融商品市場の動向のほか、次の事項にも留意するものとする。また、テーマ別特別検査の必要性についても十分検討の上策定に当たるものとする。

① 検査対象先

検査対象先は、各種情報、前回検査の結果及び検査周期等から想定されるリスクの程度を基に選定するなど、機械的な選定にならないようにするとともに、選定理由や着眼等の明確化に努めるものとする。

② 検査日数

検査日数は、検査対象先の規模、業務の内容及び前回検査の結果等を考慮して決定する。

③ 臨店検査官数

臨店検査官数は、検査対象先の規模、業務の内容等に加え、検査官の経験・知識等を勘案し決定する。

④ 臨店検査先店舗

臨店検査先店舗の選定は、検査対象先の規模、業務の内容、店舗の分布状況、前回検査の結果及び各種情報等を勘案するとともに、検査日数等を考慮して決定する。

（２） 支店単独検査

原則として本店等検査実施後相当期間経過した検査対象先の支店等の中から、各種情報及び本店等検査の検査結果等からみて特に検査を要すると認められるもの、あるいは検査実績等を考慮して対象を選定するものとする。

（３） グループ一体型の検査実施計画の策定

「検査実施計画」の策定に当たっては、効率的かつ効果的な検査を実施するとの観点から、検査対象先の親子法人や契約先など、一体として検査を実施することが適当と判断される他の検査対象先がある場合は、必要に応じて、グループ一体型の「検査実施計画」を策定するものとする。

（４） 特別検査に関する検査実施計画の策定

特別検査を実施する場合、当該検査を必要とする業務運営等に係る

特定の事項について、その規模や情報の信ぴょう性等に配意しつつ対象とする検査対象先（必要があると認められる場合は複数の対象先）、検査期間等を決定するものとする。

なお、検査項目の範囲や前回検査からの経過期間等を考慮し、特別検査として実施するか、又は一般検査の周期を早めて実施するか等について十分検討する。

３．検査の種類

（１）　検査の種類は、次のとおりとする。

①　一般検査

検査対象先に係る業務運営等の全般について、各種情報、前回検査の結果及び検査周期等を総合勘案した上で行う検査をいう。

②　特別検査

検査対象先に係る業務運営等の一部について、情報等を基に機動的に行う検査をいう。

（２）　一般検査及び特別検査は、証券監視委、財務局等が単独で、担当する検査対象先に対して行うほか、次の方法により行うものとする。

①　合同検査

証券監視委又は財務局等が担当する検査対象先に対して行う検査のうち、担当以外の財務局等又は証券監視委が、合同して当該検査対象先に対して行う検査をいう。

②　支店単独検査

証券監視委又は財務局等が担当する検査対象先の支店等のみに対して行う検査（①に掲げるものを除く。）をいう。

③　同時検査

効率的かつ効果的な検査の実施に資するため、金融庁検査局（財務局等にあっては、理財部又は財務部。以下同じ。）と時期を同じくして行う検査をいう。

４．検査の方式

検査は、原則として、検査対象先の本店、支店又はその他の営業所等を訪問して、帳簿書類その他の物件を検査する方法（以下「臨店検査」という。）により行うものとする。

５．検査予告

① 原則として無予告で検査を行うものとする。

② 予告検査の試行的実施

イ．当面、証券監視委が実施する第一種金融商品取引業者等に対する検査について、例えば、その目的が、法令等遵守状況の検証だけでなく、リスク管理態勢にも着目した検証である場合においては、検査の効率性と実効性への影響等を総合的に勘案して、予告検査を試行的に実施するものとする。

ロ．予告は検査着手日の概ね１週間から２週間前に主任検査官が検査対象先の責任者に対して電話連絡して行うものとし、検査着手日等必要な事項を伝えるものとする（８．（１）参照。）。

主任検査官は、予告を行った時には、証券監視委事務局に対し速やかに報告するものとする。

６．検査基準日

検査基準日は、検査実施の基準となる特定の日であり、原則として、臨店検査着手日の前営業日とする。

（注） 財務数値や営業の状況等については、必ずしも検査基準日時点での検証を要するというものではない。

７．検査命令書の作成

検査命令書（別紙様式１）は、証券監視委においては委員会名、財務局等においては財務局長等（財務局にあっては「財務局長」、財務支局にあっては「財務支局長」、沖縄総合事務局にあっては「沖縄総合事務局長」。以下同じ。）名で作成する。

８．検査実施の留意事項

（１） 検査命令書等の提示及び説明事項

主任検査官は、臨店検査に着手した時に検査対象先の責任者に対し、検査命令書及び検査証票を提示し、以下の事項について説明を行うものとする。

① 検査の権限及び目的（一般検査・特別検査の別を含む。また、検査の実効性の確保に支障とならない範囲で、検査の重点分野にも言及する。）
② 検査への協力依頼
③ 検査のプロセス（初回検査先以外は省略可。）
④ 検査モニターの概要
⑤ 意見申出制度の概要
⑥ 検査関係情報等の第三者への開示制限の概要
⑦ 必要な提出資料の提示（Ⅳ　参考「２．提出資料一覧」参照）
⑧ その他必要な事項

なお、予告検査の場合には、電話予告時に上記の①、②の項目の説明と検査着手日の伝達及び予告日以後の資料保存等の要請を行うとともに、その後速やかに必要な提出資料の提示を行うこととする。予告を受けて、書類や電子メールの破棄等が認められた場合には、検査忌避行為として厳格に対処する旨も併せて伝達することとする。それ以外の項目については、臨店初日までに説明することとする。

また、検査官は、相手方の求めに応じて検査証票を提示できるよう、常に携帯するものとする。

（２） 現物検査

① 検査対象先の実態把握やその業務の適切性の検証を効果的に行うため、主任検査官が必要と判断した場合、検査官が検査対象先の役職員が現に業務を行っている事務室、資料保管場所等に直接赴き、原資料等を適宜抽出・閲覧する現物検査を行うものとする。
② 検査官は、現物検査の実施に際しては次の点に留意し、特に慎重に行うものとする。
イ．検査対象先の責任者等１名以上を立ち会わせ、的確かつ迅速に行うとともに書類の紛失等の事故がないように留意する。
ロ．検査対象先の役職員から私物である旨の申出があった場合であっても、必要かつ適当と認められる場合には検査を行うものとするが、相手方の承諾を得て検査を実施するよう努める。

（３） 検査の実施

主任検査官は、検査の目的に沿って担当検査官を統括して効率的に検査を遂行するものとする。

① 検査進捗状況の把握及び検査方法の指示

主任検査官は、検査の進捗状況、検証状況及びその結果判明した事項等について、担当検査官から随時報告を求めるとともに適切な指示を行うものとする。

また、必要に応じて検査打合せ会を開き、各検査官の保有する情報を交換するとともに、今後の具体的な検査方法について検討を行い、効率的な検査の実施及び検査官の資質の向上に努めるものとする。

② 臨店検査先店舗の巡回指導

主任検査官は、臨店検査先店舗が複数ある場合には、必要に応じ店舗を巡回して検査指導を行うとともに、当該店舗の責任者等と面談を行うことにより業務の実情を把握し、もって当該検査対象先全体の業務の動向等を把握するよう努めるものとする。

③ 法令違反又は業務運営上の問題等の取りまとめ

主任検査官は、検査中に把握した事項について以下の点に留意し、必要に応じて、問題と考えられる事項等について照会等を行うなど証券監視委事務局証券検査監理官（以下「証券検査監理官」という。）と適宜、密接に連携を取り、早期に取りまとめるものとする。証券検査監理官は、照会等を受けた事項について、証券監視委事務局証券検査課審査担当（以下「審査係」という。）と連携を図りながら速やかに処理するよう努めるものとする。

イ．事案の事実の的確な把握

ロ．検査対象先における問題の重要性

ハ．根拠規定

ニ．発生原因及び責任の所在の解明

ホ．検査対象先の認識及び対応

（注） 財務局等にあっては、審査係（各局の審査担当等を経由）と適宜、密接に連携を取り、早期に取りまとめるものとする。

④ 証券検査監理官による巡回指導

証券検査監理官は、各検査の臨店検査終了前に巡回し、検査チームが検査対象先との間で確認した事項や議論した内容について、どの事項を整理票（(11)①参照）として求めるか等、検査チームが臨店検査中に論点の詰めを十分に行うよう指導を行うものとする。

（４） 検査対象先の就業時間への配慮

主任検査官は、検査対象先の業務等に支障が生じないように留意するものとする。

検査は、検査対象先の就業時間内に実施することを原則とし、就業時

間外に行おうとする時は、検査対象先の承諾を得るものとするが、合理的な理由なく恒常的に就業時間外に検査を行うことのないように配慮するものとする。

（５） 双方向の対話を重視した検査の実施

主任検査官は、効率的、効果的検査を実施する観点から、下記のとおり経営陣を交えた意見交換を行うなど、検査の目的や状況等を総合的に勘案しつつ、検査対象先との双方向の対話を重視した検査の実施に努めるものとする。

① 臨店初日（初日に実施できない場合には、可能な限り速やかに）に意見交換を行い、経営陣の内部管理やリスク管理に対する認識等の把握に努める。

② 臨店終了時に意見交換（以下「エグジット・ミーティング」という。）を行い、臨店中に議論してきた事実関係に係る認識を最終的に確認するものとする。

エグジット・ミーティングにおいては、検査対象先の責任者、コンプライアンス担当者及びリスク管理責任者の出席を求め、主任検査官が検査の結果、問題点として認識した事実関係について、検査官としての評価（法令適用及び内部管理態勢の不備等）を検査対象先に口頭で伝えるものとする。その際、証券監視委又は財務局等としての最終的な意見を伝えるものではないことも併せて伝えるものとする。また、必要に応じて、臨店検査終了後の検査プロセスについても改めて説明するものとする。

エグジット・ミーティングにおいて、認識に相違が生じた場合には、主任検査官は当該相違を明らかにし、書面を作成するものとし、検査対象先からその写しを求められた場合には交付することとする。ただし、検査対象先の確認を得た整理票（(11)①参照）で当該相違が明らかな場合は、改めて書面を作成することを要しないものとする。

主任検査官は上記以外にも必要に応じて経営陣との意見交換を行い、検査の進捗状況や、検査対象先の検査への対応、検査官の検査手法等についての意見交換も適宜行うものとする。また、検査対象先が初回検査である場合には、意見交換によりその業務内容や特殊性等についても十分な理解に努めるものとする。

（６） 検査対象先への指示

検査官は、検査実施中、事実の解明又は認定に止めるものとし、その把握した事実に基づき検査官の私見により断定的にその是非を述べること又は是正措置を指示すること等のないよう留意する。ただし、これは事実認定の一環として検査対象先の自主的な改善に向けた取組みを聴取することを妨げるものではない。

（７） 検査基本方針及び検査マニュアル等の取扱い

検査官は、検査の実施に当たっては、「検査基本方針」を十分踏まえ、「検査マニュアル」を活用して、検査対象先の実態把握に努めるものとする。

ただし、「検査マニュアル」の確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と思われる確認事項を例示したものであることから、検査対象先の規模、業務の状況、取扱商品等を十分考慮する必要があり、各項目を機械的、画一的に検証することのないよう留意するものとする。

なお、「監督指針」についても、検査の実施に当たっての参考とするものとする。

（８） ヒアリングの実施

検査官は、役職員にヒアリングを行う際に検査対象先から他の役職員の同席の要請があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で、これを認めるものとする。

なお、同席を認めない場合には、その合理的な理由を検査対象先に対して説明するものとする。

（９） 検査対象先からの申し入れ等

検査官は、検査対象先から検査に関する申し入れ等があった場合には、主任検査官に報告するものとする。主任検査官は、当該申し入れ等について慎重な取扱いが必要と判断した場合には、証券検査監理官（財務局等にあっては証券取引等監視官）へ連絡するものとする。

(10) 計数等による実態把握

検査に当たっては、検査対象先からの口頭説明等のみに依存することなく、経営管理の状況、業務運営等の状況及びそれらに関する法令等の遵守状況について計数等の客観的資料に基づいて実態を的確に把握するよう努めるものとする。

(11)　事実及び経緯の記録

検査官は、ヒアリングや帳簿その他の証票類の調査・検討を行うことにより問題点等を的確に把握し、主任検査官に報告後、検査対象先役職員から書面の提出を求める等の方法により、事実関係の確認を得るものとする。

事実関係の確認のため、検査対象先役職員から書面の提出を求める際には、主任検査官はその必要性を十分考慮した上で行うものとし、以下の方法によるものとする。

①　整理票（別紙様式２）

検査官が問題点として指摘する可能性のある事実関係及び当該事実関係に対する検査対象先の認識を確認するため、必要に応じて整理票を作成する。

②　質問票（別紙様式３）

事実関係について検査対象先の担当者等に回答を求めるため、必要に応じて質問票を作成する。

(12)　業務運営等の基本的問題の把握

検査官は、検査において認められた業務運営上の問題について、事実関係や経緯等を詳細に分析することにより、法令等に抵触するか否かの検証にとどまらず、内部管理やリスク管理などの管理上の問題との関連性を検討し、業務運営上の問題の発生原因を追究するものとする。さらに、経営方針等との相互関連性を検証することにより、経営管理上の基本的問題点の把握に努めるものとし、必要に応じ、整理票を作成するものとする。

(13)　問題発生時の対応

主任検査官は、検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事故等により検査の実施が困難な状況になった時は、検査対象先に対する説得に努めるとともに、経緯及び事実関係（検査対象先の言動等）を詳細に記録し、直ちに証券検査監理官（財務局等にあっては証券取引等監視官）にその旨を報告し、指示を受けるものとする。証券検査監理官は主任検査官に指示を与えるに先立ち、必要に応じて証券監視委事務局証券検査課長（以下「証券検査課長」という。）に報告を行い、指示を受けるものとする。

この際、検査対象先の責任者に対し、事実確認を行うとともに検査拒否等に係る理由書を求める等適切な措置を講ずるものとする。

(14)　臨店検査期間の変更

主任検査官は、原則として、与えられた臨店検査期間中に必要な検証を完了し、整理票の記載内容を確定の上臨店を終えるように努めることとする。ただし、検証に時間を要すると考えられる場合等には、証券検査監理官（財務局等にあっては証券取引等監視官）にその旨報告し、期間の延長の是非について指示を受けることとする。また、早期に検証を終了することが見込まれる場合等には、証券検査監理官（財務局等にあっては証券取引等監視官）にその旨報告し、期間の短縮の是非について指示を受けることとする。証券検査監理官は臨店検査期間の変更の指示を行った場合は、速やかに証券検査課長にその旨報告するものとする。

(15)　反面調査の留意事項

主任検査官が、顧客等から検査対象先との取引状況等を確認（反面調査）する必要があると判断した場合には、証券検査課長（財務局等にあっては証券取引等監視官）に報告し指示を受けて行うものとする。

(16)　検査結果の取りまとめ

主任検査官は、臨店検査終了後の検査結果の取りまとめに当たっては、個々の事案の事実を的確に把握するとともに、事案の特徴及び現象がどのような原因によるものかを正確に把握し、問題点等として抽出するものとする。

また、上記の結果、抽出された問題点等については、必要に応じて審査係（財務局等にあっては各局の審査担当等を経由）と密接な連携を図りつつ、取りまとめるものとする。

９．検査資料の徴求

（１）　既存資料の有効利用

検査官は、原則として検査対象先の既存資料等を活用するものとし、検査対象先の負担軽減に努めるものとする。なお、既存資料以外の資料を求める場合には、当該資料の必要性等を十分検討した上で求めるものとする。

検査官は、検査対象先から電子媒体による資料提出の希望があった場合には、検査に支障が生じない限りこれに応じるものとする。

（２）　資料徴求の迅速化

検査官は、検査対象先に対し資料の提出を依頼する場合には、原則として内部管理部門等を通じて一元的に行うよう努めるものとし、依頼の趣旨を適切に説明するものとする。

検査官は、徴求する資料について、検査業務の優先順位や検査対象先への負担等を考慮し、必要に応じて書面を取り交わすなどして迅速かつ正確に処理するものとする。

主任検査官は、各検査官の検査対象先に対する資料徴求の状況を常時把握し、資料の重複等が無いように努めるものとする。

（３）　資料の返却等

検査官は、臨店検査期間中、検査対象先から業務に必要な資料等として持出しや返却等の要求があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で検査会場からの持出しや返却等を認めるものとする。

10. 検査モニター

検査モニターは、検査対象先からの意見聴取により検査の実態を把握することで、証券監視委及び財務局等による適切な検査の実施を確保するとともに、効率性・実効性の高い検査の実施に資する目的から、検査の目的、期間等を総合的に勘案しつつ、以下のとおり取り扱うものとする。

（１）　検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、臨店検査着手日において検査モニターの概要を検査対象先の責任者に対して説明する。

（２）　検査モニターの概要

検査モニターは、「意見聴取」及び「意見受付（アンケート方式）」の２つの方法により実施し、意見の対象は検査官の検査手法に限る。

①　意見聴取

イ．実施者

実施者は、証券監視委事務局においては、事務局幹部（事務局長、総務課長、証券検査課長等）とする。

財務局等においては、原則として証券取引等監視官又は証券取引等監視官が指名する者（必要に応じ証券監視委事務局の実施者）とする。

ロ．実施方法

実施者は、検査の適切性を確保するため必要と判断した場合には、検査期間中に検査対象先を訪問し、検査官の検査手法について責任者から意見聴取を行う。

② 意見受付（アンケート方式）

イ．意見提出方法

所定のアンケート用紙（別紙様式４）に記入し、電子メール又は郵送により送付。

ロ．提出先

提出先は、証券監視委の検査においては証券検査課長とする。財務局等の検査においては証券取引等監視官あてを原則とするが、証券検査課長あてに提出することもできる。

ハ．受付期間

臨店検査開始日から臨店検査終了後の 10 日目（土日祝日を除く）を目安とする。

③ 処理

検査対象先からの意見は、適切かつ効率性・実効性の高い検査の実施に資するための実態把握として役立たせるものとし、必要に応じ、主任検査官に指示するなどの措置をとる。

11. 講評等

① 主任検査官は、臨店検査終了後、指摘事項が整理された段階で（指摘事項がない場合は可能な限り速やかに）、検査対象先の責任者に対し、以下の方法により、当該検査の講評を行うものとする。

なお、証券検査課長（財務局等にあっては証券取引等監視官）が公益又は投資者保護上緊急を要すると判断した場合には、講評を行わない場合もある。

（注） 指摘とは、検査により検査対象先の問題点と判断した事項を、当該検査対象先に検査結果として通知する事実行為をいう。

イ．検査で認められた事実のうち、法令等違反や公益又は投資者保護上問題と思われる業務の運営又は財産の状況（以下「法令違反事項等」という。問題が認められない場合にはその旨）を伝達する。

ロ．上記イ．のうち、意見相違となっている事項（以下「意見相違事項」という。）を確認する。

② 主任検査官は、必要に応じ、講評内容に変更が生じた場合は、改めて講評を行う旨を説明するものとする。

③ 講評の際の出席者

イ. 当局

原則として、主任検査官のほか担当検査官１名以上とする。

ロ. 検査対象先

検査対象先の責任者の出席を必須とする。責任者が検査対象先の他の役職員の出席を要望した場合は、特段の支障がない限りこれを認めるものとする。

④ 講評方法

講評は、主任検査官が口頭により責任者に対して伝達する方法で行うものとする。なお、講評は、意見申出の前提となるものであること等を踏まえ、その実施に際しては、検査対象先に十分内容が伝わるよう努めるものとする。

12. 意見申出制度

意見申出制度は、証券監視委及び財務局等の検査水準の維持・向上、手続の透明性及び公正性確保を図る目的から、以下のとおり取り扱うものとする。

（１） 検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、以下の意見申出制度の概要を検査に着手した時及び講評時に、検査対象先の責任者に対して説明するものとする。

（２） 意見申出制度の概要

① 意見申出書の提出等

イ. 確認された意見相違事項について、事実関係及び申出者（検査対象先の代表者）の意見を意見申出書（別紙様式５）に記載し、必要な説明資料を添付した上で、申出者名による発出文書により、証券監視委事務局長あてに、直接又は主任検査官経由で提出する。

また、認識の相違に至った経緯を明らかにするため、意見相違事項についての検査官との議論の経緯についても書面で提出する。

ロ. 意見申出は、原則として、意見相違事項に限る。

ハ. 意見申出書の提出期間は、責任者に対する検査の講評が終わった日から３日間（講評が終わった日の翌日から起算し、行政機関の休日を

除く。）とする。ただし、講評の終わった日から３日以内に提出期間延長の要請があれば、更に２日間（行政機関の休日を除く。）を限度として、提出期間の延長ができる。郵送の場合については、消印が提出期間内（延長の場合は、延長した提出期間内）のものを有効とする。

ニ. 意見申出書に添付する説明資料の提出が提出期間内に間に合わない等の場合については、提出期間内に意見申出書のみを提出し、後日、速やかに説明資料を提出する。

ホ. 申出者は、提出した意見申出書を取り下げる場合は、取下書（別紙様式６）を提出した上で意見申出書の返却を求める。

② 審理手続等

イ. 意見申出事項は、証券監視委事務局（証券検査課以外の課）が作成した審理結果（案）に基づいて証券監視委において審理を行う。

ロ. 審理結果については、検査結果通知書に反映させる。

③ 審理結果の回答方法

審理結果については、検査結果通知書に包含した形で処理する。

13. 検査結果の通知

検査の結果については、証券監視委の議決後速やかに（財務局等にあっては財務局長等説明後速やかに）証券監視委委員長名（財務局等にあっては財務局長等名）において、検査対象先の責任者に対して、文書で交付するものとする（別紙様式７）。

なお、検査結果通知書の交付は、臨店検査終了後、３月以内を目途に行うよう努めるものとする。

14. 勧告

検査の結果、必要があると認められた場合は、法令違反事項等の事実関係並びに内閣総理大臣及び金融庁長官に対し行政処分その他の措置を行うことを勧告する旨を記載した勧告書（案）を作成し、証券監視委に付議するものとする。

なお、勧告書（案）が証券監視委において議決された場合は、証券監視委事務局より監督部局に対して勧告書を交付するものとする。

15. 検査結果等の公表

（１）　検査結果の公表

証券監視委の事務運営の透明性を確保し、公正な事務執行を図るとともに、投資者保護に資するため、証券監視委及び財務局等の行った検査事務の処理状況については、国家公務員の守秘義務の観点から慎重な検討を行った上で、以下のとおり、ホームページ上等で公表するものとする。

①　勧告に至った事案について、検査終了後、直ちに公表する。この際、原則として、検査対象先の名称又は商号等も併せて公表する。

②　勧告に至らない事案でも、必要と認められる事案については、適宜、公表する。なお、原則として、検査対象先の名称又は商号等の公表は控えることとする。

③　証券監視委が行った検査事務の処理状況について、１年分ごとに取りまとめて公表する。

なお、公益又は投資者への影響等から、公表が不適当と判断される事案については、公表を控える等の措置を講じる場合もある。

（２）　検査対象先の公表

法令等の遵守状況等を検証する上で端緒となるべき検査対象先に係る情報を広く求めていくとの観点から、原則として、臨店検査期間中（予告検査の場合にあっては予告日から臨店検査終了までの間）、ホームページ上で検査対象先を公表するものとする。

16. その他留意事項

（１）　支店単独検査の実施

支店単独検査は、当該支店独自の問題点の検証に加え、本店等検査の際に指摘した事項の支店等における改善状況や、次回の本店等検査の参考となるものを検証する。

（２）　合同検査及び同時検査の実施

実施に当たっては、連携する財務局等及び金融庁検査局と十分調整の上行うものとする。

なお、講評については、本店等主任検査官が臨店検査先店舗を総括して行うことから、本店等以外の臨店検査先店舗を担当した検査官は講評を行わないものとする。

（３）　特別検査の実施

特別検査は、各種情報等を有効に活用し、金融商品市場の新たな動向や個別の取引等を端緒に、時機を失することなく機動的に実施するとの趣旨に鑑み、検査項目を絞る等効率的な検査を行うものとする。

（４）　情報の管理

検査関係情報（注）及び検査結果通知書には、検査対象先の経営実態又はその顧客、取引先等に係る保秘性の高い情報、さらには検査の具体的な手法等に関わる情報が含まれていることから、その取扱いに慎重を期す観点から、以下のとおり取扱うこととする。

①　主任検査官は臨店検査着手時（予告の場合は臨店検査着手前）に検査対象先に対して、臨店検査終了前であれば主任検査官、臨店検査終了後であれば証券検査課長（財務局等にあっては証券取引等監視官）の事前の承諾なく、検査・監督部局及び自主規制機関以外の第三者に開示してはならない旨説明し、この旨記載した承諾書（別紙様式８）に検査対象先の責任者から記名押印を受けるものとする。ただし、検査対象先が臨店検査中に弁護士、公認会計士、不動産鑑定士と相談する場合（今回検査に係る事項についての相談に限る。）は、主任検査官は事前の報告を求めたうえで、検査の実効性確保に支障がないと認められる場合は当該報告で足りるものとする。

②　検査対象先において第三者への開示が必要な場合（下記のような事例が想定される。）には、書面（別紙様式９）による申請を求めるものとし、主任検査官又は証券検査課長（財務局等にあっては証券取引等監視官）は、①開示の必要性、②開示対象者における保秘義務の状況（守秘義務契約の締結等）、③検査の実効性への影響、等を総合的に勘案して承諾の可否を判断するものとする。

（検査対象先から申請が行われることが想定される事例）

・持株会社等検査対象先の経営管理会社への開示

・検査対象先の適切な業務運営に資するとの観点から行われる弁護士、外部監査人、業務委託先等への開示

・検査対象先に係るデュー・ディリジェンスの目的で行われる企業結合等の当事者への開示

・検査対象先に係る破産や民事再生手続きが開始された場合における管財人、監督委員への開示

（注）　検査関係情報とは、検査中の、検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査対象先の役職員等とのやりとりの内容をいう。

Ⅲ　施行日

本指針は、平成 17 年７月 14 日以降を検査基準日とする検査から実施する。

（改正）
本指針は、平成 18 年７月３日から適用する。
（改正）
本指針は、平成 19 年９月 30 日から適用する。
（改正）
本指針は、平成 20 年８月 11 日から適用する。
（改正）
本指針は、平成 21 年６月 29 日から適用する。

Ⅳ　参考

１．検査のイメージ図（PDF 版）
２．提出資料一覧（PDF 版）

（別紙）

・様式１　　検査命令書（PDF 版）
・様式２　　整理票（PDF 版）
・様式３　　質問票（PDF 版）
・様式４　　オフサイト検査モニター用紙（word 版、PDF 版）
・様式５　　意見申出書（word 版、PDF 版）
・様式６　　意見申出取下書（word 版、PDF 版）
・様式７　　検査結果通知書（PDF 版）
・様式８　　承諾書（word 版、PDF 版）
・様式９－１　検査関係情報・検査結果通知　開示承諾申請書（経営管理会社用）（word 版、PDF 版）
・様式９－２　検査関係情報・検査結果通知　開示承諾申請書（経営管理会社以外用）（word 版、PDF 版）

※ 上記については、予告なく変更する場合がある。

・検査対象先

（１）　金融商品取引業者等（金融商品取引法第 56 条の 2 第 1 項、第 194 条の 7 第 2 項第 1 号及び同条第 3 項）
（２）　取引所取引許可業者（金融商品取引法第 60 条の 11、第 194 条の 7 第 2 項第 2 号及び同条第 3 項）
（３）　特例業務届出者（金融商品取引法第 63 条第 8 項、第 194 条の 7 第 3 項）
（４）　金融商品仲介業者（金融商品取引法第 66 条の 22、第 194 条の 7 第 2 項第 3 号及び同条第 3 項）
（５）　認可金融商品取引業協会（金融商品取引法第 75 条、第 194 条の 7 第 2 項第 4 号及び同条第 3 項）
（６）　認定金融商品取引業協会（金融商品取引法第 79 条の 4、第 194 条の 7 第 2 項第 5 号及び同条第 3 項）
（７）　投資者保護基金（金融商品取引法第 79 条の 77、第 194 条の 7 第 3 項）
（８）　株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者（金融商品取引法第 103 条の 4、第 194 条の 7 第 3 項）
（９）　株式会社金融商品取引所の主要株主（金融商品取引法第 106 条の 6、第 194 条の 7 第 3 項）
(10)　金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者（金融商品取引法第 106 条の 16、第 194 条の 7 第 3 項）
(11)　金融商品取引所持株会社の主要株主（金融商品取引法第 106 条の 20、第 194 条の 7 第 3 項）
(12)　金融商品取引所持株会社（金融商品取引法第 106 条の 27、第 194 条の 7 第 3 項）
(13)　金融商品取引所（金融商品取引法第 151 条、第 194 条の 7 第 2 項第 6 号及び同条第 3 項）
(14)　自主規制法人（金融商品取引法第 153 条の 4 において準用する第 151 条、第 194 条の 7 第 2 項第 6 号及び同条第 3 項）
(15)　外国金融商品取引所（金融商品取引法第 155 条の 9、第 194 条の 7 第 2 項第 7 号及び同条第 3 項）
(16)　金融商品取引清算機関（金融商品取引法第 156 条の 15、第 194 条の 7 第 3 項）
(17)　証券金融会社（金融商品取引法第 156 条の 34、第 194 条の 7 第 3 項）
(18)　投資信託委託会社等（投資信託及び投資法人に関する法律第 22 条第 1 項、第 225 条第 3 項）

(19)　投資法人の設立企画人等（投資信託及び投資法人に関する法律第 213 条第 1 項、第 225 条第 2 項及び第 3 項）

(20)　投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第 213 条第 2 項、第 225 条第 3 項）

(21)　投資法人の資産保管会社等（投資信託及び投資法人に関する法律第 213 条第 3 項、第 225 条第 3 項）

(22)　投資法人の執行役員等（投資信託及び投資法人に関する法律第 213 条第 4 項、第 225 条第 3 項）

(23)　特定譲渡人（資産の流動化に関する法律第 209 条第 2 項において準用する第 217 条第 1 項、第 290 条第 2 項第 1 号及び同条第 3 項）

(24)　特定目的会社（資産の流動化に関する法律第 217 条第 1 項、第 290 条第 3 項）

(25)　特定目的信託の原委託者（資産の流動化に関する法律第 286 条第 1 項において準用する第 209 条（第 217 条第 1 項）、第 290 条第 2 項第 2 号及び同条第 3 項）

(26)　振替機関（社債、株式等の振替に関する法律第 20 条第 1 項、第 286 条第 2 項）

(27)　その他、上記(1)から(27)までに掲げる法律により証券検査の対象とされている者

なお、次に掲げる者が検査対象先の場合には、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」という。）により証券監視委に委任された権限に基づく検査を同時に実施することとするので留意する。

イ．金融商品取引業者（法令により規制対象とならない業者を除く。）、特例業務届出者（犯罪収益移転防止法第 14 条第１項、第 20 条第６項第１号）

ロ．登録金融機関（犯罪収益移転防止法第 14 条第１項、第 20 条第６項第２号）

ハ．証券金融会社、保管振替機関、保管振替機関の参加者、振替機関又は口座管理機関（犯罪収益移転防止法第 14 条第１項、第 20 条第７項（附則第５条により読替え））

（注）（　）書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定。

平成 21 年 6 月 26 日改訂

○　証券検査に関する「よくある質問」

証券監視委が実施する証券検査に関し、金融商品取引業者等から寄せられる「よくある質問」を以下のとおりＱ＆Ａ形式で取りまとめましたので、検査の透明性及び予見可能性向上の観点から、これを公表することとします。

なお、今後寄せられる質問についても、公表が適当と判断した場合には、本Ｑ＆Ａに随時追加することとします。

Ｑ（質問）	Ａ（回答）
１. 検査対象となる業者によって検査周期が大幅に異なっているケースがあります。どのような基準で検査先を選定しているのですか。	平成 17 年 7 月の検査権限の一元化（証券会社の財務の健全性等に関する検査権限や投資信託委託会社、投資顧問業者等に対する検査権限を金融庁から証券監視委に移管。）及び平成 19 年９月の金融商品取引法の全面施行等に伴い、証券監視委の検査権限が大幅に拡大されました。 これに対応するために、証券監視委では、平成 21 年度の証券検査基本方針（平成 21 年 4 月公表）に記載しているとおり、機動的かつ効率的な検査を実施する観点から、市場動向等を的確に捉えた情報収集･分析を行うと同時に、検査対象先の市場における位置付けや抱えている問題点（投資者又は市場に影響を与える将来顕在化が想定される各種リスク（法令違反の蓋然性や財務の健全性のほか、経営管理態勢、内部管理態勢及びリスク管理態勢等））などを総合的に勘案することにより、検査周期にとらわれることなく検査の優先度を判断し、検査対象先を弾力的に選定しています。 なお、検査日数についても、業者によって大幅に異なっているケースがありますが、これは、検査対象先の規模や業務内容等のほか、検査で把握した事実の分析や問題点の原因究明等に要する時間が異なることによるものとご理解願います。
２. テーマ別検査とは、どのような検査なのですか。	証券監視委では、年度ごとに自らが行う証券検査を計画的に実施・管理するため、検査

	の重点項目を定めた証券検査基本方針を策定しています。 　平成 21 年度の証券検査基本方針においては、検査を実施する上での基本的考え方として、効率的かつ効果的な検査の実現を目指し、その一環として、内在するリスクをできるだけ早く認識し、検査対象先のリスクの所在を分析するとともに、当該リスクに焦点を当てたメリハリのある検査を行うこととしています。 　さらにこうした考え方に基づき、21 年度の検査実施方針として、機動的かつ効率的な検査を実施する観点から、リスクに基づいた検査計画を策定するとともに、市場を巡る問題や関心事項について横断的なテーマが認められる場合には、必要に応じ、共通の問題がある検査対象先に対して特別検査（いわゆる「テーマ別検査」）を行うこととしています。 　これまでのテーマ別検査としては、以下のようなものがあります。 ①　平成 19 年 5 月のオー・エイチ・ティー株式の株価急落により、本銘柄の信用取引を受託していた結果、多額の立替金が発生した証券会社に対して、立替金の発生状況を把握するとともに、顧客管理態勢及び与信リスク管理態勢等について横断的に検証を行い、平成 20 年 2 月 8 日に「オー・エイチ・ティー株式に係る証券会社検査結果の概要について」を公表しました。 ②　また、平成 19 年８月の米国のサブプライムローン問題に端を発した経済情勢の急変やＦＸ取引業者の破綻を踏まえ、特に、同年 11 月以降、ＦＸ取引業者に対し重点的に検査を実施し、財務の健全性やリスク管理態勢に重点をおいた検証を行い、平成 20 年 7 月 2 日に「外国為替証拠金取引業者に対する検査結果の概要について」を公表しました。 　なお、②の検査結果を踏まえ、平成 21 年 4 月 24 日、以下の 4 点につき、金融庁長官に

	対して建議を行いました。 ・ 区分管理方法の見直し ・ ロスカットルールの制定 ・ 適切な保証金の預託 ・ 登録申請時の徴求書類等の見直し 今後も、このようなテーマ別検査は、証券検査の中で重要な位置を占めるものと考えられます。
３. 証券監視委は試行的に検査の予告制を導入するとのことですが、どういった場合に予告して検査を行うのですか。	予告制については、これまで、法令等遵守状況の検証の実効性確保等を重視する観点から、無予告を原則としてきたところです。しかしながら、今後、証券検査の目的が、例えば、法令等遵守状況の検証だけではなく、リスク管理態勢[1]にも着目した検証を行う場合には、証券監視委と検査先双方にとって事前準備等の観点から、予告制を導入することが効率的であると考えられます。 こうした観点から、当面、証券監視委が実施する第一種金融商品取引業者等に対する検査について、例えば、その目的が法令等遵守状況の検証だけでなく、リスク管理態勢にも着目した検証である場合には、検査の効率性と実効性への影響等を総合的に勘案して、予告検査を試行的に実施します。
４. 証券監視委による検査は、金融商品取引業者等検査マニュアルどおりの検査を行うことになるのですか。	検査マニュアルは、検査官の検査の手引書と位置付けており、検査に際して活用することとしています。しかしながら、証券監視委の検査対象となる金融商品取引業者等は、業務内容、組織、規模等が様々であり、これにより必要となる管理態勢等も大きく異なることから、検査マニュアルに記載した確認項目を機械的、画一的に検証するような検査は行わないこととしています。 検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握するうえで有効と考

[1] リスク管理態勢とは信用リスク、流動性リスク、市場リスク、オペレーショナルリスクに係る管理態勢を指します。

	えられる確認項目を例示したものであり、記載したとおりの管理態勢等の構築を求めるものではありません。
５．検査中の対話の充実を図る観点から、臨店検査の開始及び終了時点等において、経営陣を交えたミーティング（エグジット・ミーティング等）を行うということですが、これらは具体的にどのようなミーティングなのですか。	これまでも検査班は臨店検査の開始及び終了時点等において、実質的にはミーティングを行ってきています。 今後は検査対象先との検査中の対話の充実をさらに図る観点から、例えば、臨店検査の開始時点若しくは必要に応じ、臨店中においても、経営陣との意見交換を行い、経営陣の法令遵守や内部管理に対する認識等の把握に努めることとします。 エグジット・ミーティングについても、検査班と検査対象先の双方が、臨店中の意見交換等を通じて十分に議論してきた事実関係に係る認識を最終的に確認する場として、検査の結果問題点として認識した事実関係について、検査班としての評価（法令適用及び内部管理態勢の不備等）を検査対象先に口頭で伝えることとします。ただし、これはあくまでも検査班としての評価にすぎず、証券監視委又は財務局等としての最終的な意見ではありません。
６．検査関係情報及び検査結果通知書について第三者に対する開示制限をかけるとのことだが、どのような場合であれば、開示が認められるのですか。	開示を認める判断基準としてまず挙げられるのは、当該第三者が業務上知っておく必要があるかどうかということです。こうした観点から想定される事例としては、以下のようなものが考えられます。 ・持株会社等検査対象先の経営管理会社への開示 ・検査対象先の適切な業務運営に資するとの観点から行われる弁護士、外部監査人、業務委託先等への開示 ・検査対象先に係るデューディリジェンスの目的で行われる企業結合等の当事者への開示 ・検査対象先に係る破産や民事再生手続きが開始された場合における管財人、監督委員への開示 検査対象先から開示の承諾を求められた

	場合には、上記の事例を含め、個々のケース毎に①開示の必要性、②開示対象者における保秘義務の状況（守秘義務契約の締結等）、③検査の実効性への影響、等を総合的に勘案して承諾の可否を判断します。 なお、検査・監督部局及び自主規制機関は、開示してはならない第三者から除きます。
７．検査モニターで出された意見は、どのように活用しているのですか。	検査モニターは、検査官の検査手法等について、検査対象先を訪問して意見を伺うというもので、原則として、実施することとしています。 証券監視委では、いただいた意見を踏まえ、主任検査官へ必要な指示を行うとともに、検査官への教育・研修や検査手法等に取り入れることで、今後の証券監視委の検査活動に役立てることとしています。 なお、検査モニターで意見をいただいたことで、当該検査対象先のその後の検査に影響が出るということはありません。
８．検査官との意見相違事項に関し意見申出を行った場合、どのように処理しているのですか。	証券監視委の検査は、対話を重視することにより検査対象先との認識を一致させるよう努めているところですが、仮に、検査対象先と検査官の間に意見相違が生じた場合、検査官の意見が一方的に検査結果に反映されてしまうことを防止するため、意見申出制度を導入しています。 申出のあった意見は、中立的かつ公正な処理を行うために、検査担当部署である証券検査課とは別の部署でその内容を精査、調査して委員会に諮ることとなります。 委員会では、検査対象先からの意見を公正な立場で審理し、その結果を検査結果通知書に反映させて検査対象先に通知することとなります。
９．証券監視委は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、どのような判断基準によって行政処分を求める勧告を行うのですか。	行政処分を求める勧告は、金融庁設置法に基づき証券監視委に付与された権限ですが、証券監視委が勧告を行うか否かについては、

	個々の事案の重大性や悪質性に加え、当該行為の背景となった内部管理態勢や業務運営態勢の適切性等を総合的に勘案して判断することとしています。 具体的には、 ①　違反した法令等の保護法益の重要性 ②　行為又は状況等の悪質性 ア　行為の態様 イ　被害の程度 ウ　件数･期間･反復性 エ　反社会的勢力の関与 オ　行為者･関与者の認識、地位、隠蔽の有無 ③　当該行為の背景となった内部管理態勢の適切性 等を総合的に勘案しています。 当該勧告の判断要素は、金融庁が公表している「行政処分の基準」と整合性のあるものと考えています。 なお、最近の勧告及び指摘事例については、証券監視委のホームページで公表しています。
10. 金融商品取引法第 51 条（登録金融機関にあっては同法第 51 条の２）は、どのような判断基準によって適用するのですか。	金融商品取引法第 51 条（登録金融機関にあっては同法第 51 条の２）を適用する場合においても、証券監視委では勧告を伴うこととなるため、基本的に勧告の判断要素を勘案して判断することとなります。 しかし、本条文では、「公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」とされ、個々の行為が法令違反に該当することを行政処分の発動要件としていません。このため、勧告の判断要素のうち、「違反した法令等の保護法益の重要性」の判断については、金融商品取引法の目的、制度趣旨に照らした判断を行うこととなり、将来リスクの顕在化の可能性や内部管理態勢等の適切性も判断要素となります。 なお、当面は、個別の判断を行うに当たり、

	対象となる金融商品取引業者等に対し、具体的・詳細な説明に努めることとし、将来的には、本条文の発動に関する包括的な考え方を整理し公表したいと考えています。
11. 検査結果通知書に記載されない事項については、証券監視委が検査で把握しなかった事項又は検査で把握した問題であっても不適切ではなかったものと理解してよいのでしょうか。	証券監視委では、限られた時間と人的資源を最大限に活用して、効率的かつ効果的な検査の実施に努めているところですが、検査対象先の全ての業務内容等を検証できるものではなく、検査で把握できない問題点もあり得ると考えられます。 したがって、検査で把握できなかったものについて、証券監視委が適切であると認定するものではないことをご理解願います。 なお、当該問題を次回以降の検査等で把握した場合には、証券監視委があらためて不適切であると認定することも考えられます。 また、検査で把握した問題点については、勧告の判断要素（上記 8. ①～③）に記載した事項も踏まえつつ検査結果通知書への記載の必要性を検討することとしており、軽微なもの等については指摘を見送ることも考えられます。このような事案については、証券監視委が適切であったとの認定を行ったものではなく、あくまで、不適切ではあるものの、金融商品取引業者等の自主的な努力による改善が期待できると判断し指摘を見送るものです。このため、状況の変化や新たな事実を把握した場合には、次回以降の検査等であらためて指摘することも考えられ、改善に向けた自助努力を怠ることのないようにしていただきたいと思います。
12. 証券監視委では、証券検査に関する質問や意見を受け付けてもらえるのでしょうか。	証券監視委では、検査対象先から検査手法等に関する意見を受け付けるための検査モニター制度を導入しており、証券監視委の幹部が検査対象先を訪問して直接意見を伺う「意見聴取」と、電子メールで意見を受け付ける「意見受付」の２通りの方法で実施して

	おります。 　また、21 年７月からは、「意見受付」の方法をアンケート方式に変更し、より意見が出しやすくなるよう改善を図ったところです。なお、「意見受付」の受付期間は、臨店検査開始日から臨店検査終了後の 10 日目（土日祝日を除く）を目安としています。 　このほかにも、検査対象先となる金融商品取引業者等との様々な対話の場を通じて質問や意見を受け付けておりますが、個々の業者からのみならず、加入する自主規制機関等の団体を通じた質問や意見も受け付けております。

証券取引等監視委員会事務局